

令和 2 年度 認証評価

大手前短期大学

自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	37
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	53
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	75
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	85
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	93
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	99
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	99
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	109
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	116
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

大手前短期大学

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、大手前短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和2年7月15日

理事長

福井 要

学長

福井 洋子

ALO

島崎 千江子

大手前短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

学校法人大手前学園は、第二次大戦終結直後の昭和 21（1946）年 4 月、学園創始者・藤井健造が大阪府から指定校の認定を受け、大阪城大手前近くに大手前文化学院を開校したことがはじまりである。戦後日本の復興・再建を担うに足る有能で情操豊かな新時代の女性の育成を目指したものであった。当初は財団法人であったが、昭和 26（1951）年、学校法人大手前女子学園として認可をえて、同年 4 月、大阪市東区大手前之町（現在の中央区大手前 2 丁目、大阪大手前キャンパス）に大手前女子短期大学を開設した。昭和 41（1966）年には、兵庫県西宮市御茶家所町（現在のさくら夙川キャンパス）に大手前女子大学を開学した。

その後、昭和 61（1986）年に短期大学を学園発祥の地・大阪大手前から兵庫県伊丹市（現在のいたみ稲野キャンパス）に移転するとともに、大手前文化学院を大手前栄養文化学院専門学校に改称した。また、学園創立 50 周年・大学開学 30 周年にあたる平成 8（1996）年に大学院文学研究科を開設している。

平成 12（2000）年には学校法人名を現在の大手前学園に改称するとともに、大手前女子大学を大幅に改組・拡充し、男女共学の大手前大学として新たなスタートをきった。また大阪大手前のキャンパスでは、平成 14（2002）年に当時の大手前栄養製菓学院専門学校から製菓課程を分離・独立させ、大手前製菓学院専門学校を開設した。いたみ稲野キャンパスでは、平成 16（2004）年に大手前女子短期大学を地域総合科学科構想のもと改組し大手前短期大学と改称、男女共学のライフデザイン総合学科として生まれ変わった。平成 28（2016）年には 2 つの専門学校を再び統合し、大手前栄養製菓学院専門学校とし、令和 2（2020）年 4 月に製菓学科を廃止し大手前栄養学院と改称した。

令和 2（2020）年 4 月現在、「さくら夙川」・「いたみ稲野」・「大阪大手前」の 3 つのキャンパスに 3 つの高等教育機関（大学、短期大学、専門学校）を擁し、卒業生 5 万 7 千人をこえる総合教育機関として発展を遂げている。

表 1 大手前学園の沿革

昭和 21（1946）年 4 月	大阪府の指定校として認定を受け、大手前文化学院を創設
昭和 23（1948）年 9 月	大手前文化学院を財団法人職業学院制とする
昭和 26（1951）年 2 月 4 月	学校法人大手前女子学園設立（藤井健造理事長） 大手前女子短期大学開学
昭和 30（1955）年 4 月	大手前文化学院に栄養部設置（栄養専門学校の前身）
昭和 41（1966）年 4 月	兵庫県西宮市に大手前女子大学開学、文学部哲学科・英文学科を設置
昭和 61（1986）年 4 月	大手前女子短期大学を兵庫県伊丹市に移設、学園のカレッジアイデンティティを導入、新スローガン“STUDY FOR LIFE”を制定 大手前文化学院を大手前栄養文化学院に改称
平成 3（1991）年 4 月	西宮総合グラウンド竣工、専門学校の大阪新学舎完成 福井秀加理事長就任
平成 8（1996）年 4 月	大手前女子学園創立 50 周年、大手前女子大学創立 30 周年 大学の新学舎竣工、大学院文学研究科開設
平成 10（1998）年 4 月	大学院文学研究科に博士後期課程設置
平成 12（2000）年 4 月	学園名称を学校法人大手前学園に改称 大手前女子大学を大手前大学に名称変更し、男女共学化するとともに、文学部 1 学部から人文科学部・社会文化学部の 2 学部制に改編

大手前短期大学

平成 14 (2002) 年 4 月	大手前栄養製菓学院から製菓課程を独立させ、大手前栄養学院と大手前製菓学院の 2 校に分離
平成 15 (2003) 年 3 月	大学・史学研究所オープン・リサーチ・センター竣工
平成 16 (2004) 年 4 月	大手前女子短期大学を共学化、大手前短期大学に名称変更
平成 17 (2005) 年 4 月	福井有理事長就任 大学院文学研究科を比較文化研究科に名称変更 大手前栄養学院創立 50 周年
平成 18 (2006) 年 4 月 10 月	大手前学園創立 60 周年記念事業を展開(～平成 21 年 3 月) 学園連合同窓会開催
平成 19 (2007) 年 4 月 6 月	大手前大学の 2 学部を、総合文化学部、メディア・芸術学部、現代社会学部の 3 学部改編 大学・メディアライブラリーCELL 竣工
平成 22 (2010) 年 3 月 4 月	日本高等教育評価機構による認証評価で大学が「評価基準を満たしている」と認定 大手前大学現代社会学部に通信教育課程を開設
平成 25 (2013) 年 9 月	福井要理事長就任
平成 27 (2015) 年 3 月	日本高等教育評価機構による認証評価で大学が「適合」と認定
平成 28 (2016) 年 4 月 9 月	大手前大学健康栄養学部管理栄養学科を設置 大手前栄養学院と大手前製菓学院を統合し、大手前栄養製菓学院に改称 大手前学園創立 70 周年・大手前大学創立 50 周年 大手前大学大学院創立 20 周年記念式典
平成 31 (2019) 年 4 月	大手前大学国際看護学部看護学科を設置
令和 2 (2020) 年 4 月	大手前栄養製菓学院を大手前栄養学院に改称

<短期大学の沿革>

大手前短期大学は、上述の通り昭和 26 (1951) 年に大阪大手前の地に大手前女子短期大学（服飾科、のちに服飾学科に改称）として開学して以来、学園の主要校の 1 つとして成長し、昭和 61 (1986) 年に現在地である兵庫県伊丹市へキャンパスを移転した。平成元 (1989) 年の秘書科の設置や平成 3 (1991) 年の服飾学科から生活文化学科への改称、平成 12 (2000) 年コース制の導入などを経て、平成 16 (2004) 年には、大手前短期大学と改称し男女共学制に変更するとともに、地域総合科学科としてのライフデザイン総合学科への改組をおこない大幅なカリキュラム改革を実施した。その基本コンセプトである「ユニット自由選択制」に基づく教育プログラムは受験生からの支持をえて、以降学生確保の実績をあげてきた。

平成 28 (2016) 年には短期大学は創立 65 周年を迎えた。開学以来輩出してきた卒業生の数は 2 万 4 千人をこえ、同窓会から積極的な支援を受けるとともに、地元と連携した活動でも支持を受けるなど、広く卒業生・地域からも愛される短期大学として発展している。

平成 29 (2017) 年には、それまでの「ユニット自由選択制」を基礎にさらに改良を加えたプログラムとして、7 つのコースに組み替えて、「コース自由選択制」を導入した。

そして令和 2 (2020) 年には、社会のニーズに応え、さくら夙川キャンパスに新たな学科である 3 年制の歯科衛生学科を開設し、令和 3 (2021) 年にはライフデザイン総合学科がいたみ稲野キャンパスからさくら夙川キャンパスに移転する予定である。

表2 大手前短期大学の沿革

昭和 26 (1951) 年 4 月	大阪市東区大手前之町に大手前女子短期大学(服飾科)開学
昭和 44 (1969) 年 4 月	服飾科を服飾学科に改称
昭和 61 (1986) 年 4 月	大阪大手前の地から、伊丹市稲野にキャンパス移転
平成 元 (1989) 年 4 月	秘書科を設置
平成 3 (1991) 年 4 月	服飾学科を生活文化学科に改称
平成 12 (2000) 年 4 月	生活文化学科をファッションデザインコース、住生活コース、秘書ビジネスコースの 3 コース制に改編し、秘書科の募集停止
平成 13 (2001) 年 4 月 12 月	大手前女子短期大学創立 50 周年 秘書科を廃止
平成 14 (2002) 年 4 月	カリキュラムの改編とともに、コース名称をファッションビジネスコース、住生活コース、情報ビジネスコースに一部変更
平成 15 (2003) 年 4 月	新たに製菓マネジメントコースを設けて 4 コース制に変更
平成 16 (2004) 年 4 月	大手前女子短期大学を大手前短期大学に名称変更し、男女共学化 地域総合科学科構想に基づくライフデザイン総合学科に改組(コース制は廃止)、「ユニット自由選択制」導入、生活文化学科の募集停止
平成 18 (2006) 年 3 月	生活文化学科を廃止
平成 20 (2008) 年 3 月	短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定
平成 21 (2009) 年 7 月	文部科学省「大学教育・学生支援事業〔テーマ B〕学生支援推進プログラム」に「C-PLATS®導入と企業情報提供の精緻化による就職支援強化策」が採択
平成 22 (2010) 年 9 月	文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「学生別コンピテンシー伸張の可視化」(大手前大学との共同事業)が採択
平成 23 (2011) 年 4 月	大手前短期大学創立 60 周年記念事業を展開(～平成 24 (2012) 年 3 月)
平成 26 (2014) 年 3 月	短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定
平成 28 (2016) 年 4 月	大手前短期大学創立 65 周年
平成 29 (2017) 年 4 月 6 月	コース自由選択制 導入 学校法人広島文化学園広島文化学園短期大学との短期大学間相互評価の公表(相互評価の実施は平成 28 (2016) 年度)
令和 2 (2020) 年 4 月	歯科衛生学科(3 年制)開設(さくら夙川キャンパス)

大手前短期大学

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 2（2020）年 5 月 1 日現在

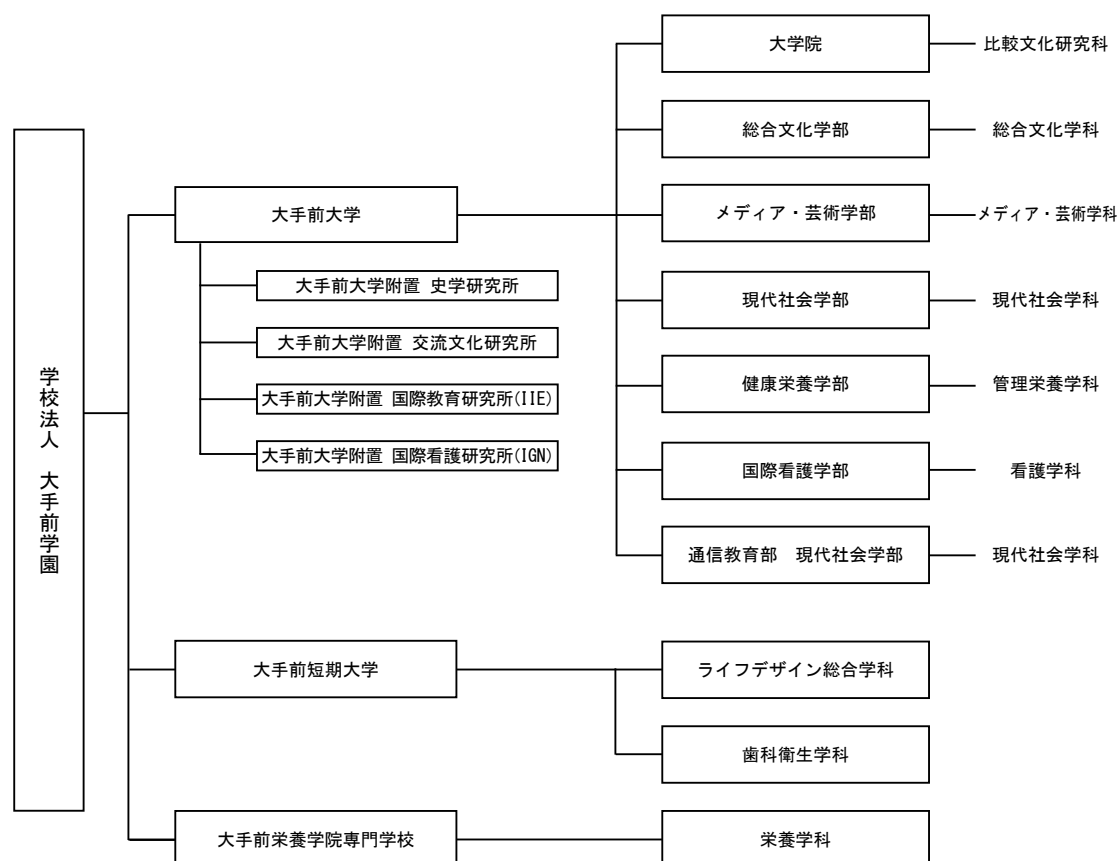
表 3 学校法人 大手前学園の概要

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大手前大学	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町 6-42 (いたみ稲野キャンパス) 〒664-0861 兵庫県伊丹市稲野町 2-2-2 (大阪大手前キャンパス) 〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-88	750 人 (編入) 2 年次 12 人 3 年次 22 人	2,920 人	2,984 人
大学院 比較文化 研究科	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町 6-42	前期課程 10 人 後期課程 3 人	29 人	11 人
現代社会学部 通信教育課程	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町 6-42	500 人 (3 年次編入) 500 人	3,000 人	2,078 人
大手前 短期大学	(いたみ稲野キャンパス) 〒664-0861 兵庫県伊丹市稲野町 2-2-2 (さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町 6-42	220 人	420 人	476 人
大手前 栄養学院専門 学校	(大阪大手前キャンパス) 〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-88	80 人	160 人	162 人

大手前短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和2（2020）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

大手前短期大学が立地する伊丹市は、兵庫県の南東部（阪神間）に位置し、伊丹空港（大阪国際空港）敷地の大半を擁する人口約 20 万人の大阪・神戸の衛星都市で、ベッドタウンの 1 つである。周囲を兵庫県の尼崎市・西宮市・宝塚市・川西市、大阪府の豊中市・池田市と接しており、市内を阪急電鉄伊丹線と西日本旅客鉄道（JR 西日本）福知山線（宝塚線）が南北に通り、大阪市内始発駅から 10km 余りと近距離にある。こうした地理的要因もあり、本学がキャンパスを移転する前年の昭和 60（1985）年の国勢調査では 182,731 人であった市の人口は、平成 30（2018）年版の伊丹市統計書によれば、197,851 人となっており、この間に約 15 千人（約 8.3%）増加している。（図 1）

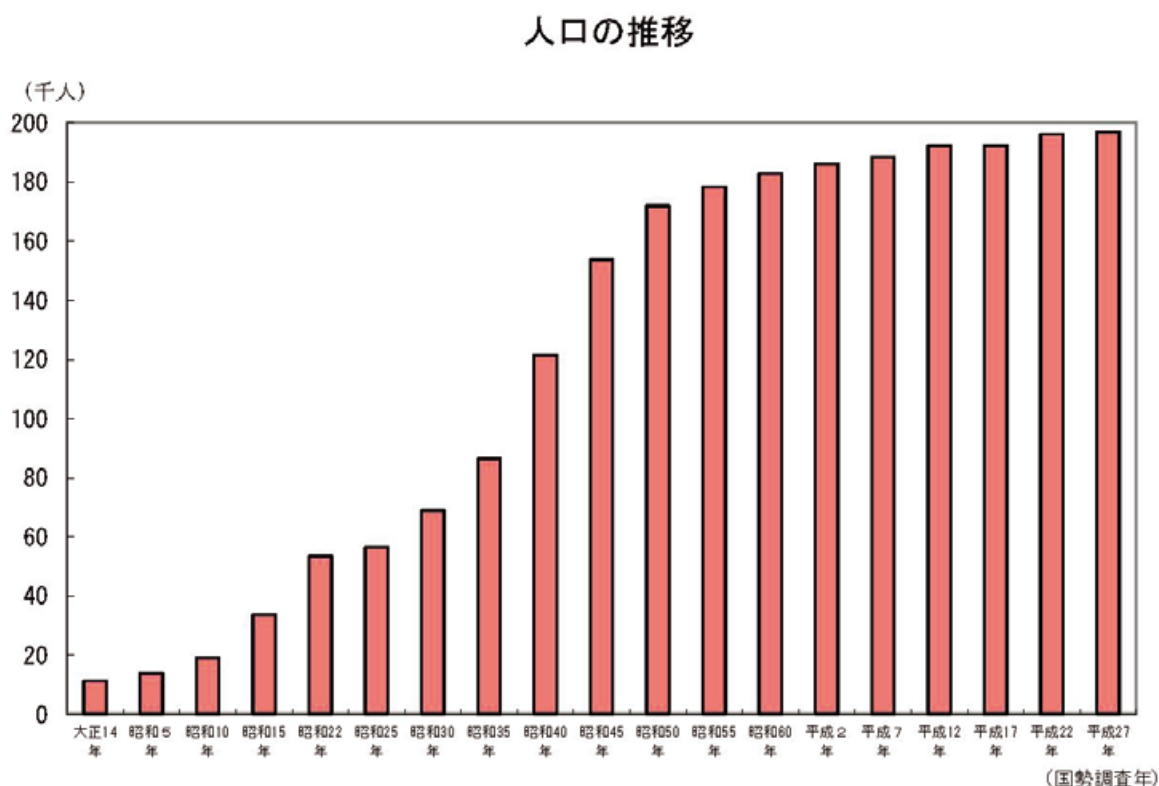


図 1 伊丹市の人口及び人口増加率の推移（伊丹市統計書平成 30 年版より）

<http://www.city.itami.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/9/gurahu2.2018.pdf>

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

過去 5 年間の入学生の出身地別人数及び割合は（表 4）の通りで、地元近畿圏（中でも兵庫県・大阪府）出身者の割合が継続して高いのが特徴である。

表4 学生の入学動向

地域	平成 27 (2015) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	4	1.8	1	0.5	1	0.5	1	0.6	5	2.2
東 北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0
関 東	2	0.9	1	0.5	2	1.0	0	0.0	1	0.4
中 部	3	1.3	2	0.9	7	3.6	3	1.7	6	2.6
近 畿	190	83.7	193	88.1	160	81.2	145	81.9	188	81.7
中 国	15	6.6	15	6.8	12	6.1	16	9.0	9	3.9
四 国	8	3.5	3	1.4	5	2.5	4	2.2	6	2.6
九州・ 沖縄	1	0.4	3	1.4	5	2.5	3	1.7	2	0.9
その他 (留学生等)	4	1.8	1	0.5	5	2.5	4	2.2	13	5.7
計	227	100.0	219	100.0	197	100.0	177	100.0	230	100.0

■ 地域社会のニーズ

伊丹市は市民活動も活発で、「まちづくり活動」「ボランティア活動」「趣味の活動」といった文化と活力を生み出す市民の力があり、本学からも学生がクラブ活動やボランティアで地域のイベント・祭事などに参加し、商業施設でのインターンシップなどで交流と連携を深めている。

本学のあるいたみ稲野キャンパスは、こうした「歴史」「文化」「自然」に恵まれた伊丹市の南部にある。すぐ南に公園・スポーツ施設を挟んで尼崎市の大規模商業施設「つかしん」に接しており、阪急伊丹線稲野駅から徒歩1分、JR 西日本福知山線（宝塚線）猪名寺駅からは徒歩5分と近く、通学や学生生活において極めて便利な場所にある。

伊丹市内に国公立の大学・短期大学はなく、私立校3校（そのうちの2校は本学と大手前大学である）があるのみ（高等学校は県立校4校、市立校1校がある）ということもあり、本学は地元の高等教育機関として、行政をはじめ各種団体・企業との連携、地域住民活動への参加、施設の開放・提供、人材の供給など様々な分野で多くの役割を担っており、地域と共存する大学であることを目指して、日頃から努力している。昭和61（1986）年の本学伊丹市移転以前においても、昭和50（1975）年以來の伊丹市による有岡城跡・伊丹郷町の発掘調査に大手前女子大学（現大手前大学）も加わり、発掘調査報告書を公表してきた。

かねてより保育所やJR駅、障がい者福祉センター、伊丹市伊丹アピールプラン等でのボランティア活動を通じ、近隣地域・社会に貢献している。

平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の3年間は連続して、伊丹市の稲野自治会が主催する地域密着型の「防災フェア」を本学キャンパスで開催し、本学からは「非常食の美味しい食べ方コーナー」を専任教員が出展したり、学生ボランティアも様々なブースで活躍している。また、本学の建築・インテリア専攻の教員が設置したスロープでの車椅子体験もあり、ジャズ研究部や和太鼓部も公演し、フェアの盛況に一役買っている。

平成30（2018）年度以降は地域・社会連携活動の一環として、地元には本社を置く松谷化学工業株式会社・伊丹市・本学との合同主催による「希少糖スイーツ公開講座」を市民向けに開催し、伊

丹市内の社会福祉法人では、メイクゼミや福祉ゼミの学生らが施設の利用者にメイクを施術する「メイクアップ施術によるアンチエイジング体験会」を開催するなど、広範囲で地域貢献活動に取り組んでいる。

■ 地域社会の産業の状況

本学の所在地域は、古くは摂津国の西摂と呼ばれ、東に猪名川、西に武庫川と2つの大きな川が流れ、市域は全体に平坦で起伏のなだらかな地形（沖積台地の猪名野）である。気候が温暖で、冬には奈良時代に僧・行基が開いたとされる昆陽池などにカモなど多数の渡り鳥が飛来する。

南北朝から戦国時代は伊丹城（有岡城）の城下町として発展、また一説に「清酒発祥の地」ともいわれる。江戸時代には伊丹郷町を中心に酒造業が盛んとなって樽廻船で江戸に送られ、「伊丹の清酒」として評判となった。またこの時代、酒造家たちの間では文芸が流行し、上方の文化人も集うなかで太くたくましい「伊丹風俳諧」が興り、伊丹の醸造家出身の上島鬼貫は、独自の俳風を確立するなど、全国に知られた。こうした重厚な歴史文化を有し、古くから人・モノ・文化・情報の交流拠点として栄えた土地柄であり、現在も市内に史跡（国指定史跡の有岡城跡、同重要文化財の醸造を営んでいた旧岡田家など）や資料館・施設が点在する。

地元の産業としては、清酒醸造や園芸（全国三大植木産地の1つ）といった伝統的産業のほか、近年では伊丹空港（大阪国際空港）のある利点を生かして精密機器の製造・販売拠点としてハイテク産業などが市内に工場を構えている。さらに大規模商業施設がターミナルに隣接して開設されるなど、消費地に近い特性を生かした流通業・商業も盛んである。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



図2 伊丹市全体図 出典：『伊丹市市勢要覧』

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマB 教育の効果] ○ 「C-PLATS®」を実務教養教育とも関連させ、学習成果として明示することや共通教育科目と専門教育科目の学習成果を具体的に示すことが望まれる。
(b) 対策
① 「シラバス・授業計画」において、授業各回に「C-PLATS®」の中でどの力をつけるのかなど、授業の狙いを具体的に記載することに改めた。 ② その上で、「平成 28 年度～平成 31 年度 大手前短期大学中期計画」において、就職に強い短期大学を目指し「社会で通用する実務能力を身につけた学生を育成する」ことを基本方針として掲げた。それを受けて、平成 29（2017）年度より、「所定の単位を修め、「体系的専門知識・技術」「実践的な基礎ビジネス知識・能力」「社会人としての基礎力」を取得した学生に卒業を認定し、学位を授与」することを明記した「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に改訂した。
(c) 成果
○ 専門教育として「体系的専門知識・技術」、職業教育として「実践的な基礎ビジネス知識・能力」、教養教育として「社会人としての基礎力」の修得が必要であることが明確になった。特に「社会人としての基礎力」の修得をディプロマ・ポリシーに掲げることにより、学習成果として「C-PLATS®」の能力向上を目指すことがより明確になった。 また、各授業においても、「C-PLATS®」の能力を育成するための授業計画がより明確になった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマC 自己点検・評価] ○ 自己点検・評価のための規程が整備され、各種委員会において自己点検・評価がおこなわれるなど、その活動に全教職員が関与しているが、今後は定期的に自己点検・評価報告書を作成する仕組みを構築されたい。
(b) 対策
○ 平成 25（2013）年度の認証評価受審後は、平成 28（2016）年度に広島文化学園短期大学との相互評価を実施し、「相互評価報告書」を作成し、公表した。平成 29（2017）年度には「平成 29 年度自己点検・評価報告書」を作成し、公表しており、平成 30（2018）年度には新基準へ対応した自己点検・評価書を作成し、公表している。
(c) 成果
○ このように平成 28（2016）年度以降は定期的に報告書を作成し、自己点検・評価活動の定着化と活性化を図っている。認証評価の第 3 クール目となる平成 30（2018）年度には新基準に即した自己点検・評価報告書となるよう新たな視点からも点検し、報告書を完成させた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程] ○ 学位授与の方針に「C-PLATS®」の学習成果が具体的に反映されるよう期待する。 ○ シラバスには必要な項目が示されているが、その表記の統一及び学習成果の評価基準に学生の具体的な達成目標を表記するなど、改善が望まれる。
(b) 対策
○ 従来の「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を見直し、「C-PLATS®」の学習成果である「社会人（としての）基礎力」修得を「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に明記した。 ○ シラバスの「授業計画」において、「各回の授業の主題、内容・授業方法・授業時間外学習の内容および時間・えられる成果など」を追加記載するように改めた。特に各回授業の「内容」では、指定した「C-PLATS®」のどの力をつけるのかを明記すること、ならびに単位の実質化のために「1単位 45 時間」の学習を充足するよう授業時間外学習（予習・復習）の時間及びその内容を、すべての授業回において記載することに改めた。 また、平成 27（2015）年度より教務委員会の下部組織として「シラバス管理専門部会」を設置し、全科目の「シラバスチェック」を組織的におこなっている。上記の項目を含め、記載内容が要件を充足していない科目については、その担当教員に加筆・修正を求め、適正化を図っている。
(c) 成果
○ 「C-PLATS®」の学習成果が「社会人としての基礎力」修得であることが明示され、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」から「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」への関連がより明確になった。 ○ 各回の「授業計画」と「授業の到達点・学習成果」の関連がより明確になった。さらに「授業時間外学習の内容および時間」を記載したことで単位の実質化を図ることにつながった。また、組織的なシラバスチェックにより、表記の統一など全科目において適正なシラバスを作成することにつながった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマB 学生支援] ○ 当該短期大学では、1年次の「フォーラム」、2年次の「ゼミナール」は少人数制で、その担当教員はクラス担任として学習指導等の中心となっていることからみて、非常勤教員が担当する2年次の一部の「ゼミナール」については専任教員が担当することが望まれる。
(b) 対策
○ すべての「ゼミナール」に専任教員を配置するのは容易ではないので、検討の結果、非常勤講師が担当する「ゼミナール」について、学生からの個別相談などを中心として個別的な学習指導に対応するためにそれぞれ専任教員を副担任として配置し、学生対応に支障が出ないような体制とした。
(c) 成果
○ 該当「ゼミナール」の学生に対して、非常勤講師の出講日に関係なく、常に副担任の専任教員が対応できる体制となった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

(a) 改善を要する事項
○今後、他大学との相互評価あるいは外部の識者による外部評価をおこない、さらなる改革と改善に努めていくことが期待される。
(b) 対策
○平成 28 (2016) 年度より広島文化学園短期大学との間で相互評価を実施し、その成果をまとめた「相互評価報告書」を短期大学基準協会に提出し、ウェブサイト等を通して学外にも公表している。 (https://college.otemae.ac.jp/about/accreditation/files/sougo_hiroshima.pdf) また、平成 28 (2016) 年度からは、自己点検・評価委員会において「外部評価部会」を立ち上げ、学外の有識者に評価員として参加いただき、本学の活動について様々な角度から評価を頂いている。以降この外部評価は年 1 回のペースで実施され、令和元 (2019) 年度までに累計 4 回開催されている。
(c) 成果
○広島文化学園短期大学の特色ある取り組み等を学べたことは大変有意義なことであり、その後の教育研究活動をはじめ教職員の質的向上の取り組みにおいて参考としている。 また、「外部評価部会」では、毎回貴重な意見・要望が寄せられている。地域に根ざす企業が本学学生に求める能力なども確認する事ができ、地元企業からの参加者の意見を踏まえつつ今後も社会人基礎力育成に注力していく重要性を再認識できた。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程] ○評価の過程で、15回の授業設定のうち15回目に試験等を行い、1単位当たり15時間が確保されていない授業があったという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、教育研究の改善に努めていることを確認した。今後は教育課程編成・実施の方針の下、継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努められたい。
(b) 改善後の状況等
○平成 26 (2014) 年度からは、シラバスに「15 回授業実施後の期末試験を実施する／しない」を明記すること、ならびに「実施する」科目に対して 15 回授業終了後の期間に設けた期末試験実施期間中に試験を実施することと定め、すべての授業で 1 単位当たり 45 時間を確保できるように改めた。 また、上記の改善点を確実に実行すべく、平成 27 (2015) 年度より教務委員会の下部組織として「シラバス管理専門部会」を設置し、全科目の「シラバスチェック」を組織的におこなっている。記載内容が必要要件を充足していない科目については、その担当教員に項目内容の修正・補筆を求め、適正なシラバスを作成頂いている。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマB 学長のリーダーシップ] ○入学等に関して、学則及び教授会規程に従い実施されていなかったという問題が認めら

れた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は学校教育法施行規則等の法令遵守の下、当該短期大学の継続的な教育の質保証に資するべく、教授会本来の機能を確認し、運営の向上・充実に努められたい。
(b) 改善後の状況等
○指摘を受けて即座に改善して以降も、入学等に関する審議手続きは、「大手前短期大学教授会規程」に則り適正に実施されている。教育の質保証を資するべく、教授会本来の機能を保持している。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

- (6) 短期大学の情報の公表について
■ 令和2（2020）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
2	卒業認定・学位授与の方針	大手前短期大学ウェブサイト「教学運営の基本方針」 https://college.otemae.ac.jp/about/policy/ で公表
3	教育課程編成・実施の方針	大手前短期大学ウェブサイト「教学運営の基本方針」 https://college.otemae.ac.jp/about/policy/ で公表
4	入学者受入れの方針	大手前短期大学ウェブサイト「教学運営の基本方針」 https://college.otemae.ac.jp/admission/policy/ で公表
5	教育研究上の基本組織に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「教員組織・一覧」 https://college.otemae.ac.jp/about/teacher/ で公表

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ で公表
12	大学がおこなう学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/ 大手前短期大学ウェブサイト「就職支援について」 https://college.otemae.ac.jp/career/program/ で公表

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	大手前学園ウェブサイト「情報公開」 https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html で公表

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の取扱いに関しては、平成 21（2009）年 4 月に学園として「公的研究費等の取扱いに関する規程」及び「公的研究費の管理・整備のガイドライン」を制定するとともに、本学ウェブサイトの「情報公開：公的研究費の取扱」（<https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/>）に掲載してその内容を学外者及び教職員に周知し、適正な運営に努めている。また、平成 24（2012）年 3 月には「大手前短期大学公的研究費不正防止計画」を策定し、不正防止の指針としており、（本学独自の研究費とあわせて）その執行状況について毎年度定期的に監査室の内部監査を受けている。

平成 27（2015）年 3 月には、「大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン」を制定し、研究活動の基本的な倫理指針と研究者としての活動の規範を定め、同年 3 月にコンプライアンス推進責任者を明確にするために「公的研究費等の取扱いに関する規程」を改正し、あわせてほかの関連する諸規程の整備をおこなった。なお、平成 30（2018）年には「研究活動上の不正行為に係る調査委員会規程」についても各種手続きを明確化し、不正行為に対する対応を強化している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

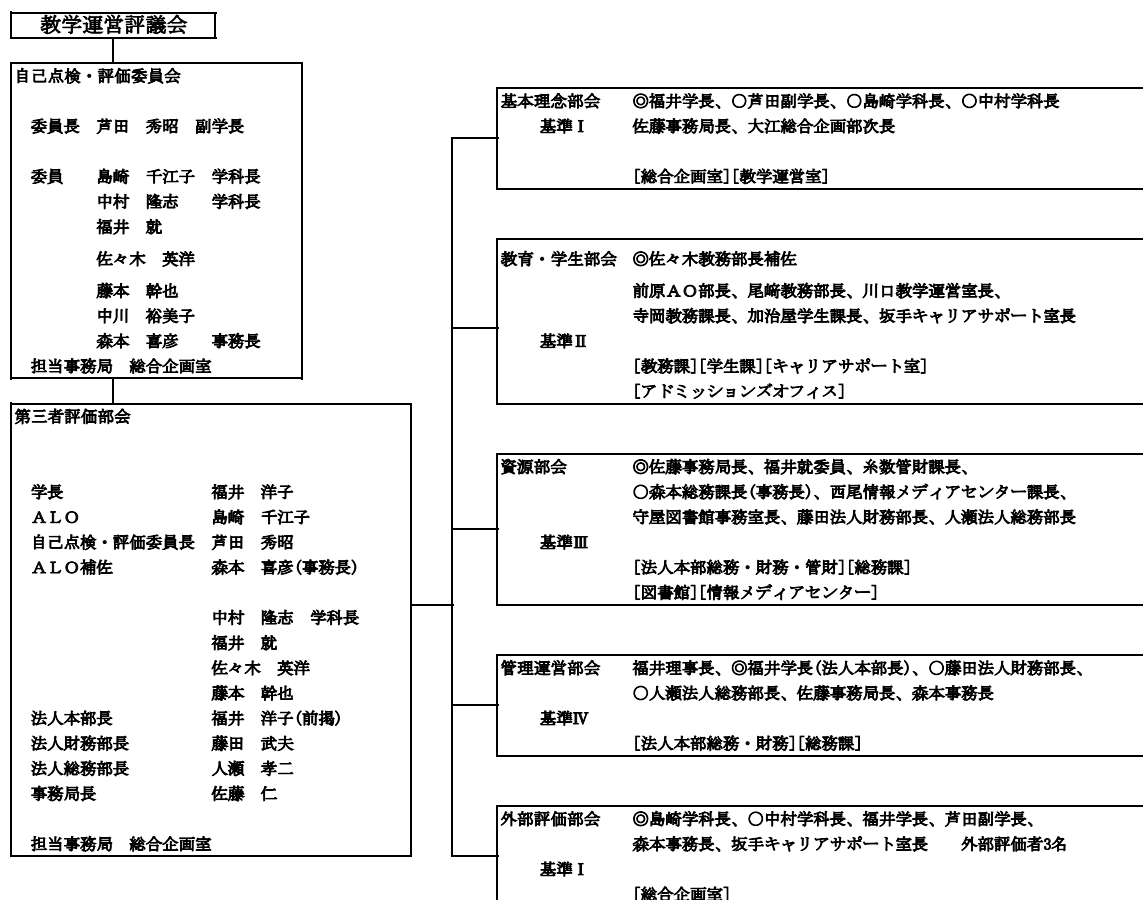
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「学則」第2条に定める自己点検・評価活動をおこなうため、「大手前短期大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価の実施に関する事項を審議する機関として自己点検・評価委員会を設置した。その任務は、①自己点検・評価の実施、②認証評価の受審、③評価結果に基づく改善、④その他点検・評価に関する事項である。自己点検・評価委員会は、副学長、学科長及び教学運営評議会において選出された教職員(若干名)で構成され、副学長が委員長となる。なお、認証評価機関による評価を受ける場合は自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を組織し、全学的な取り組みで対応する。

令和2(2020)年度の自己点検・評価委員会は、副学長を委員長に、学科長2名及び教員4名、職員1名の計8名の委員で構成されているが、委員会にはほぼ毎回学長・事務局長・教務課長がオブザーバーとして出席し、委員会をサポートしている。また、事務局は総合企画室が担当している。第三者評価部会には、①基本理念部会、②教育・学生部会、③資源部会、④管理運営部会の4つの部会が基本設置され、関係する教職員がメンバーとなる。また、学外からの評価を受ける際には「外部評価部会」を組織している。「外部評価部会」は、部会長ほか学内から5名の委員、外部の評価員3名で構成している。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

【令和2(2020)年度大手前短期大学第三者評価受審体制】



◎印は部会長、○印は副部会長を示す。

図3 自己点検・評価 組織図

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

継続的な自己点検・評価活動としては、毎学期実施している学生による「授業アンケート」の分析及び結果報告書の公開がある。「C-POS」(携帯電話によるリアルタイム授業評価システム)は、質問内容を見直しながら毎年度継続実施しており、授業及び教育活動の評価として改善に有効活用している。日常的な点検・評価活動は、教務委員会、学生委員会などの専門委員会が分担しており、こうした点検・評価による改善施策の提言は「教学運営評議会」に上程審議され、決定された事項が教授会に報告され、実行に移される。

教育研究をはじめ組織運営、施設設備などの総合的な状況を自己点検・評価した報告書は、必ずしも毎年度作成していないが、平成 23 (2011) 年度は、平成 19 (2007) ～平成 22 (2010) 年度のカリキュラム改善にテーマを絞って自己点検し、「自己点検レポート」にまとめ、学内に公表した。平成 24 (2012) 年度は、短期大学基準協会の新基準に則って総合的な点検・評価活動をおこない、「平成 23 年度自己点検・評価報告書」を作成して、学内教職員に配布した。

その後、自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を設置して「平成24年度自己点検・評価報告書」を作成した上で、平成25 (2013) 年度第三者評価受審用の「平成25年度自己点検・評価報告書」を完成させ、一般財団法人短期大学基準協会へ提出し、「適格」と認定された。

平成 29 (2017) 年度にも「平成 29 年度大手前短期大学自己点検・評価報告書」を作成し公表した。また、平成 28 (2016) 年には、本学と同じ地域総合科学科を持つ、広島文化学園短期大学(コミュニティ生活学科)との間で相互評価を実施し、一般財団法人短期大学基準協会のウェブサイトにて、相互評価報告書を公表している。

このほか、平成28 (2016) 年度からは「外部評価部会」を立ち上げ、学外の評価員からの評価も受けている。令和元 (2019) 年度までに計 4 回開催しており、今後も継続予定である。

あわせて点検・評価活動の一環として、「学生懇談会」を平成30 (2018) 年度より開催している。学生から直接、要望や意見を聞き取り、今後の学校運営に活かすことを目的としており、今後も継続予定である。

さらに平成30 (2018) 年度において、短期大学基準協会の新たな基準による、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価をおこなった令和元 (2019) 年度を中心に）

① 認証評価の受審について

令和元 (2019) 年 5 月 14 日 教学運営評議会

2020 年度に短期大学基準協会にて認証評価を受審することを決定した。

令和元 (2019) 年 5 月 21 日 教授会

上記教学運営評議会の決定事項が報告された。

② 受審に向けた学内体制について

平成31 (2019) 年 1 月 8 日 平成 30 年度第 5 回自己点検・評価委員会

2020 年度認証評価に向けて、自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を設置し、本委員会直後に第 1 回部会を開催することが確認された。

平成31 (2019) 年 1 月 8 日 第 1 回第三者評価部会

第三者評価受審体制と受審に向けてのスケジュールについての検討をおこなった。

③ 『自己点検・評価報告書』の作成について

平成31 (2019) 年 4 月 8 日 第 2 回第三者評価部会

『平成 30 年度 自己点検・評価報告書』について検討をおこなった。

大手前短期大学

令和元(2019)年5月15日 第3回第三者評価部会

『平成30年度 自己点検・評価報告書』について検討をおこなった。

令和元(2019)年7月2日 第4回第三者評価部会

『平成30年度 大手前短期大学自己点検・評価報告書』完成の報告をおこなった。

また、令和2(2020)年度認証評価受審のスケジュールを検討し、『令和元年度 自己点検・評価報告書』の作成を進めていく確認がなされた。

令和元(2019)年10月21日 第5回第三者評価部会

異動等に伴う受審体制の一部変更を了承した。つづいて、ALOより「令和2年度認証評価 ALO 対象説明会」の内容報告があり、『令和元年度 自己点検・評価報告書』について提出資料・備付資料も含めた検討をおこなった。

令和元(2019)年12月16日 第6回第三者評価部会

『令和元年度 自己点検・評価報告書』について検討をおこなった。

令和2(2020)年2月17日 第7回第三者評価部会

『令和元年度 自己点検・評価報告書』について検討をおこなった。

令和2(2020)年5月26日 第8回第三者評価部会

新型コロナウイルス感染症対策（緊急事態宣言）による臨時休校中に各委員に送付した『令和元年度 自己点検・評価報告書』について検討をおこなった。

令和2(2020)年6月9日

『令和元年度 自己点検・評価報告書』の原稿取りまとめをおこなった。

令和2(2020)年6月15日

ALOによる『令和元年度 自己点検・評価報告書』の内容検討・資料確認をおこなった。

令和2(2020)年6月19日

『令和元年度 自己点検・評価報告書』の原稿を完成させた。

令和2(2020)年7月7日 第9回第三者評価部会

『令和元年度 自己点検・評価報告書』について、最終確認をおこなった。

令和2(2020)年7月14日 教学運営評議会

『令和元年度 自己点検・評価報告書』について審議し、了承した。

大手前短期大学

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

＜根拠資料＞

提出資料 1 大手前短期大学ウェブサイト「建学の精神・使命・教育目標」<https://college.otemae.ac.jp/about/mission/>、2 大手前短期大学案内パンフレット [令和元(2019)年度]、3 大手前短期大学案内パンフレット [令和2(2020)年度]、4 2019(平成31)年度履修ガイド [令和元(2019)年度]、5 教学運営の基本方針(3つのポリシー) [令和元(2019)年度]、6 大手前短期大学学則 [令和元(2019)年度] https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2019_gakusoku_tandai.pdf、18 シラバス [令和元(2019)年度]

備付資料 1 OTEMAE COLLEGE 60th ANNIVERSARY BOOK “未来へ贈るメッセージ”(2011年10月刊行)、2 伊丹市と大手前大学及び大手前短期大学との連携に関する協定書、3 大手前大学及び大手前短期大学と伊丹市教育委員会との連携協力に関する協定書、4 ウェブサイト「お知らせ」【社会連携】大手前大学・短期大学が伊丹市との連携協定締結 <https://www.otemae.ac.jp/social/news/8912>、5 教学運営の基本方針(3つのポリシー) [令和2(2020)年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/policy/>、6 公開講座2019パンフレット [令和元(2019)年度]、7 WEEKEND COLLEGE 2018 [平成30(2018)年度]、8 WEEKEND COLLEGE 2017 [平成29(2017)年度]、9 大手前短期大学 学生参加型高校生対象公開講座「ストリートダンス&ダンスセラピー入門」[平成29(2017)年度]、10 ウェブサイト「お知らせ」【公開講座】ダンス／ムーブメントセラピー—わたしに贈るダンス— <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/603>、11 ヘルシー志向の希少糖スイーツ公開講座 [平成30(2018)年度]、12 「美と健康」の希少糖スイーツ公開講座 [平成29(2017)年度]、13 ウェブサイト「お知らせ」【産官学連携】希少糖スイーツ公開講座開催しました <https://www.otemae.ac.jp/social/news/11655>、14 平成30年度「医療事務」関連授業の社会人受講生募集 [平成30(2018)年度]、15 2019年度「医療事務」関連授業の社会人受講生募集 [令和元(2019)年度]、16 ウェブサイト「お知らせ」平成30(2018)年度「医療事務」関連授業の社会人受講生募集 <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/641>、17 ウェブサイト「お知らせ」【地域・社会連携】地域貢献活動報告会を開催 <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/705>、18 平成29年度大手前短期大学地域貢献活動報告会・平成30年度大手前短期大学地域貢献活動報告会・2019年度大手前短期大学地域貢献活動報告会、19 ウェブサイト「お知らせ」【地域貢献】防犯ボランティア「OTM」に委嘱状！ <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/579>、20 ウェブサイト「お知らせ」【社会連携】JR猪名寺駅にマナー啓発看板を寄贈 <https://www.otemae.ac.jp/social/news/9517>、21 ウェブサイト「社会連携」【地域社会連携】伊丹アピールプランへの参加 <https://www.otemae.ac.jp/social/news/10647>、22 ウェブサイト「お知らせ」【地域連携】京丹後プロジェクト活動報告会を開催 <https://www.otemae.ac.jp/social/news/11451>、23 ウェブサイト「お知らせ」地域貢献活動報告会を開催！ <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/788>、24 ウェブサイト「お知らせ」【社会連携】メイクゼミが高齢者施設で地域貢献活動 <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/694>、25 ウェブサイト「お知らせ」JR西日本のポスターコンテストで最優秀賞！ <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/789>、26 ウェブサイト「お知らせ」【地域貢献】「けま喜楽苑」行ってきました！ <https://college.otemae.ac.jp/news/>

detail/668、27 ウェブサイト「お知らせ」【地域・社会連携】伊丹市立こぼと保育所へ「フェルト小物」を製作して寄贈 <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/721>、28 平成30(2018)年度・令和元(2019)年度本学関連新聞掲載記事、29 産官学連携スイーツ開発プロジェクト https://www.otemae.ac.jp/files/upload/2017/11/sweets_leaf1.pdf、30 ウェブサイト「地域に根ざす(地域社会の一員として)」 <https://www.otemae.ac.jp/social/community/>、68 大手前短期大学ライフデザイン総合学科第1回入学前オリエンテーション [令和元(2019)年度入学者用]

【区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

大手前短期大学は、平成 16 (2004) 年にそれまでの大手前女子短期大学から大手前短期大学に名称変更し、男女共学制の短期大学として新たな一步を踏み出し、平成 18 (2006) 年の学園創立 60 周年を機に、当初から標榜してきたモットー“STUDY FOR LIFE”を、当初の「情操豊かな女子教育」という理念と統合して、本学の新たな「建学の精神」と定めた。(提出-1、備付-1)

“STUDY FOR LIFE”は、「生涯にわたる、人生のための学び」を意味しており、教養を大切にし、生涯学び続ける力を育成する本学の理念を表している。

本学の使命は、下記の通りである。

「大手前短期大学は、実社会に則した実務教養教育を通じて、学生一人ひとりが自らの目的を見つけ、その目的に向けての目標を定めそれを実現させる力を育成します。そのため教職員は、学生一人ひとりの個性と目的を尊重し、あらゆる機会において学生の自立を促すきめ細かな支援をおこないます。

大手前短期大学は、すべての卒業生をかけがえのない財産だと考えています。学園として、同窓会を積極的に支援し、卒業生の生涯にわたるキャリア基地、同窓生・在学生の友愛と連帯のよりどころとなるよう努めます。

大手前短期大学は、伊丹という地域との連帯感をいっそう強めるため、地域のニーズに応えるとともに、文化継承、生涯学習の拠点として積極的に地域との連携・交流を推進していきます。」

使命は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE (生涯にわたる、人生のための学び)”を受けて、実社会に則した豊かな教養に基づく実務教育をおこない、「社会人基礎力」を身につけさせ、学生が自らの目的を見つけそれを実現させる力を育成することを目指している。また社会人、同窓生にも広く門戸を開放し、かつ地域社会との連携交流活動を進めるとしている。

建学の精神、使命に基づき、学則では本学の目的を次のように定めている。

学則第 1 条「本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。」

すなわち、教養を大切にし、生涯学び続ける力を育成するという建学の精神を受け、実社会に則

した豊かな教養に基づく実務教育をおこない、もって社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的としている。

次に、学則第3条の2は「ライフデザイン総合学科は多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。」と定めている。

この規定は、学則第1条を受けて、ライフデザイン総合学科が地域総合科学科であること、実社会に即した豊かな教養に基づく実務教育をおこなうこと、人生設計及び自律的行動のできる学生即ち生涯学び続ける力を持つ学生を養成することを目的とすることを定めている。(提出-6)

教育目標は、次のとおりである。

「しっかり自己を見つめ、自らの目標を定めその目標に向かってチャレンジする自立した学生を育成します。そのため少人数教育を中心として、学生一人ひとりの個性を伸ばす丁寧な教育を目指します。

大手前短期大学は、学生一人ひとりが身につけるべき実社会が求める基礎力として、“C-PLATS®”という6つのコンセプトを掲げています。“C-PLATS®”は、Communication(コミュニケーション力) 相手を理解し自分の考えをわかりやすく伝える力、Presentation(プレゼンテーション力) 自分の考えをまとめて発表する力、Language Skill(言語能力) 決められたテーマについて論理的に表現する力、Artistic Sense(芸術的センス) 芸術作品、デザインへの理解力と創造活動を通じておこなう表現力、Teamwork(チームワーク) 集団での自分の役割がわかり協力しあえる力、Self-Control(自己管理力) 自分の感情を冷静におさめ、行動できる力を表します。」(提出-1)

C-PLATS®は、本学の「社会人基礎力」「生涯学び続ける力」の育成教育の根幹をなしている。本学はC-PLATS®教育を通じて、建学の精神、使命である「社会人基礎力」の育成「生涯学び続ける力」の育成をおこなっており、その人材育成の目的の中で、学生が建学の精神を認識するよう努めている。

建学の精神は、本学のウェブサイトに掲げ(提出-1)、毎年度作成している短期大学案内パンフレット(提出-2,3)や履修ガイド(提出-4)など多くの印刷物に記載して公表することにより、これを全教職員、学生、外部の方々等に周知し、ステークホルダーが認識できるよう努めている。また、中期計画を策定する機会に、建学の精神に基づいて中期計画を策定するとともに、建学の精神の実現に向けた取り組みとして適切な内容となっているかを検証している。

以上のように、建学の精神は、本学の教育理念・理想を明確に示しており、それに基づいて、「使命」「教育目標」が定められており、その内容は、教育基本法、私立学校法に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、ウェブサイト、パンフレット、履修ガイド等に掲げて、学内で共有している。特に、履修ガイド(提出-4)には、教育目標を掲げ、シラバス(提出-18)にC-PLATS®を掲げ、各授業でどの能力が身につくかを示すことにより、人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。式典や毎年実施する新入生、保護者を対象にしたオリエンテーションなどの機会を捉え、学長から建学の精神について説明し、その理解をえるように努めている。(備付-68)

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

「大手前短期大学は、伊丹という地域との連帯感をいっそう強めるため、地域のニーズに応えるとともに、文化継承、生涯学習の拠点として積極的に地域との連携・交流を推進していきます。」との基準 I-A-1 で示した使命を踏まえて、本学では、次のような地域貢献活動をおこなっている。

① 地域社会に対して各種の公開講座を実施している。

大手前大学と連携した公開講座

毎年、4月から12月にかけて、前期4回・後期4回、合計8回の公開講座を実施しており、本学教員がその一部を担当している。(備付-6, 7, 8)

「ストリートダンス&ダンスセラピー入門」公開講座

ダンスセラピーとは、「心身一如」の考えに基づき、動きを通して身体から精神へとアプローチする治療法である。アメリカダンスセラピー協会認定ダンスセラピストが講師を務めた。(備付-9, 10)

(産官学連携) 希少糖スイーツ公開講座

希少糖含有シロップを製造する地元企業松谷化学工業株式会社、伊丹市、大手前大学・短期大学の3者による共同開催である。希少糖の特長や効果、使用できる調理などを講義。希少糖は、食後の血糖値上昇や内臓脂肪の蓄積を抑制するなどの働きがあることや、講座後半では、本学の講師の指導の下、希少糖含有シロップ・イチジク・酒粕（伊丹老松酒造株式会社提供）を使ったケーキ作りをおこなった。(備付-11, 12, 13)

(産官学連携) スイーツ開発プロジェクト

大手前大学・大手前短期大学は、平成30(2018)年に産官学連携プロジェクトとして「コンビニスイーツ」を開発。近畿圏のローソン各店で販売された。兵庫県の食材を用い、株式会社ローソン、三菱商事株式会社、株式会社オイシスと共同開発したもので、「ザクザクスフレチーズケーキ」を短期大学・大学の学生たちが考案した。(備付-29)

② 平成29(2017)年度より正規授業を開放している。

社会人にニーズがあると考えられる「医療業界と保険制度」など医療事務関連の授業5科目を、科目等履修生、聴講生のために開放しており、毎年数名が受講している。(備付-14, 15, 16)

③ 地元自治体等と包括連携協定(備付-2, 3)を結んでいる。

平成30(2018)年度に、伊丹市及び伊丹市教育委員会との間で包括的な連携協定を締結した。この協定をベースとして、地域の取り組みと連携した諸活動、伊丹アピールプランへの参加、市立こばと保育所でのボランティア活動などにつなげている。(備付-4)

④ 学生(及び教職員)がボランティア活動等を通じて、近隣地域・社会に貢献している。

平成25(2013)年度より、PBL型の実践としておこなっているもので、近隣地域(伊丹市、尼崎市、西宮市など)の企業、商業施設、福祉施設などに学生グループがボランティアとして赴き、ニーズ調査、事前準備を含め様々なプロジェクトを立案し、実践する中で問題解決能力を育成するものである(備付-30)。具体的な地域貢献活動として以下のような活動を展開している。(備付-17, 18)

ア. 伊丹市立こばと保育所でのボランティア活動

「こばと保育所」では、学生は保育補助をおこない、保育士の先生や子供たちとのコミュニケーションを深めた。

イ. JR猪名寺駅でのボランティア活動

JR猪名寺駅では、ボランティアとして装飾展示制作をおこなっている。「駅構内駐輪禁止のマナー」をテーマに構内入口付近に「駐輪禁止のマナー啓発」看板を制作し設置した。同じくJR尼崎駅においては学生がマナー啓発ポスターの制作に貢献し、JR西日本大

阪支社から表彰を受けている。(備付-20, 25)

ウ. 伊丹市立障害者福祉センター（アイ愛センター）でのボランティア活動

アイ愛センターでは、学生は職員と協力し、障がいのある方々の外出に同伴するなど色々なサポート活動をおこなった。

エ. 伊丹市伊丹アピールプラン（いたみわっしょい）でのボランティア活動

「伊丹アピールプラン」は伊丹市との連携企画で市内のウォーキング大会に参加したり、鴻臚館（伊丹市の公館。日本建築の伝統技術を残そうと市内の大工、左官、建具師ら“現代の名工”がつくり上げた建物）ではイベント参加者への説明役となるなど学びを活かしたボランティア活動をし、伊丹市の広報活動の一翼を担った。(備付-21)

オ. 「積み木制作」「フェルト製作」のボランティア活動

手を動かすことが好きな学生、人のために働くことが好きな学生をボランティアとして募り、積み木を作ったり、フェルトを利用したおもちゃを作ったりして、保育園に寄贈している。園児からは、お返しに、歌で歓迎してもらい、また感謝の絵やメッセージを頂いている。参加学生は、大きな達成感を感じている。(備付-27)

カ. 特別養護老人ホーム「けま喜楽苑」でのボランティア活動

「けま喜楽苑」では大掃除の手伝いをしたり、苑内での文化祭などに参加している。またお年寄りにメーキャップをしてさしあげ、喜ばれている。(備付 24, 26)

キ. 伊丹警察署 OTM 隊防犯ボランティアでのボランティア活動

大手前大学・短期大学の学生で構成する防犯ボランティアグループが、老人ホームや託児所などで特殊詐欺を題材にした寸劇を披露したり、量販店などでの街頭キャンペーンに参加した。(備付-19)

ク. 京丹後ミニ・フィルムコンベンション

京丹後市域学連携授業の一環で、京丹後市での活動に参加し、大学生と共同で映像作品のナレーションに参加した。(備付-22)

以上のように本学は、地域社会に向けて、公開講座の実施、正規授業の開放、地元の自治体との連携協定の締結、地域でのボランティア活動などを幅広く展開しており、高等教育機関として地域・社会に貢献している。(備付-23, 28, 30)

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

令和 2（2020）年度に新学科を開設することが決定した。新学科は、歯科衛生士を養成する学科であり、建学の精神と整合性のある 3 つのポリシー（基準 I -B -3 参照）を策定し、建学の精神を新学科にも浸透させることとしている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神は、“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”であり、いつまでも学び続ける姿勢を持つ人のために、生涯にわたる学びの拠点たることを目指している。本学の使命は、この建学の精神を受けて、生きていくうえで役に立つ学び、豊かな教養に基く実務教育を進めることである。学生に、「社会人基礎力」を身につけさせ、学生が自らの目的を見つけそれを実現させる力を育成する。また同窓生や社会人にも広く門戸を開放し、地域社会との連携を進めている。

“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”という建学の精神は、「人生 100 年時代」といわれる現代にまさに適合しており、今後も、この建学の精神と本学の使命に根差した教育研究活動を展開し、本学の学びを幅広く社会に提供し、地域に根差した学習拠点となるべく努めていく。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 大手前短期大学ウェブサイト「建学の精神・使命・教育目標」<https://college.otemae.ac.jp/about/mission>、4 2019（平成31）年度履修ガイド [令和元(2019)年度]、6 大手前短期大学学則 https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2019_gakusoku_tandai.pdf、7 大手前短期大学ライフデザイン総合学科学習成果、8 企業アンケート集計結果 [令和元(2019)年度]、9 大手前短期大学自己点検・評価委員会外部評価部会記録 [令和元(2019)年度]、10 アセスメント・ポリシー [令和元(2019)年度]、11 大手前短期大学「社会人基礎力」の指標値、12 卒業率の公表ウェブサイト https://college.otemae.ac.jp/files/about/2019_tandai_kyoiku.pdf、13 C-PLATS®自己評価表の統計的数字、14 資格受験者数・取得者数表 [令和元(2019)年度]、18 シラバス [令和元(2019)年度]

備付資料 31 大手前短期大学自己点検・評価委員会議事録 [平成30(2018)年度・令和元(2019)年度]、32 C-PLATS®自己評価表、33 大手前短期大学教学運営評議会議事要録 [平成29(2017)年度～令和元(2019)年度]、34 大手前短期大学教授会議事要録 [平成29(2017)年度～令和元(2019)年度]、35 教務のしおり [令和元(2019)年度]、36 2020年度大手前短期大学シラバス [令和2(2020)年度] <http://sb.otemae.ac.jp/syllabus/SyllabusSearch.aspx>、37 大手前短期大学ライフデザイン総合学科第1グループ・第2グループ合同第2回入学前オリエンテーション式次第 [令和元(2019)年度]、38 非常勤講師懇談会資料 [令和元(2019)年度]、39 大手前短期大学中期計画 [平成28(2016)年度～令和元(2019)年度] 報告書

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

ライフデザイン総合学科の教育目標は、建学の精神“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”及び学則（提出-6）に基づき、次のように確立している。

「しっかり自己を見つめ、自らの目標を定めその目標に向かってチャレンジする自立した学生を育成します。そのため少人数教育を中心として、学生一人ひとりの個性を伸ばす丁寧な教育を目指します。

大手前短期大学は、学生一人ひとりが身につけるべき実社会が求める基礎力として“C-PLATS®”という6つのコンセプトを掲げています。“C-PLATS®”は、Communication（コミュニケーション力）相手を理解し自分の考えをわかりやすく伝える力、Presentation（プレゼンテーション力）自分の考えをまとめて発表する力、Language Skill（言語能力）決められたテーマについて論理的に表現する力、Artistic Sense（芸術的センス）芸術作品、デザインへの理解力と創造活動を通じておこなう表現力、Teamwork（チームワーク）集団での自分の役割がわかり協力を

あえる力、Self-Control（自己管理力）自分の感情を冷静におさめ、行動できる力を表します。」（提出-4 p.4）

このように、“**STUDY FOR LIFE**（生涯にわたる、人生のための学び）”の実現のために、しっかりとした「社会人基礎力」を育成し、人生に役立つ教養に基づく実務能力を身につけてもらうことを教育目標としている。

学則第3条の2では、「ライフデザイン総合学科は多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。」と定め、上記の教育・目標を、「実務的教養の学修」「人生設計と自律的行動のできる人材養成」と表現している。

本学では、特に、社会人基礎力をC-PLATS®という6つの概念にまとめ、それらの能力を育むことに力を注いでいる。（提出-11）

そして、この教育目標は、ウェブサイト（提出-1）をはじめ履修ガイドの巻頭にもかかげ、学内外に表明し学生、保護者、教職員、企業等のステークホルダーが認識できるよう努めている。

この教育目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えているかは、次の2つの方法で定期的に点検し、ステークホルダーから理解をえられるよう取り組んでいる。

1つ目は、キャリアサポート室による、本学卒業生の就職先企業へのアンケート調査（提出-8）である。平成29（2017）年度から毎年調査をおこなっている。対象企業は「過去3年間で、就職実績がある企業」及び「過去3年間は実績がないが、過去5年間では実績があり、今までの関係が特に強い企業」である。令和元（2019）年度の回答企業数は45社であった。

アンケート調査項目は次の通り。

1. 上司や周囲の人々と円滑な人間関係が構築できていますか。
2. 業務に積極的かつ効率的に取り組んでいますか。
3. 自分の意志や考えを適切に相手に伝えるとともに、業務に対する「報・連・相」が十分できていますか。
4. 本学で取得できる各種資格のうち、業務遂行上有効と思われるものに○をつけてください。（複数回答可）
5. 6つの汎用的能力を「C-PLATS®」の能力の獲得状況について、率直な評価をお願いいたします。

これまでの調査結果では、C-PLATS®の能力の評価（提出-13）で、プレゼンテーション能力、言語能力の評価がほかと比べて低い傾向があるので、今後は、さらにアクティブ・ラーニングの手法を用いて、この2つの能力伸長に焦点を当てて改善していく所存である。

2つ目は、自己点検・評価委員会による、「外部評価部会」（提出-9）の実施である。これは、地元の一般企業の方々に、本学の学外評価委員になっていただき、定期的に本学の教育について種々のご意見を伺うものである。近年では、神戸そごう（現：神戸阪急）、池田泉州銀行、兵庫ダイハツ販売などの企業の方々に外部評価員をお願いしている。外部評価員からは、教育がとても行き届いているなど、概ね好評をいただいている。

以上のとおり、本学の教育目標は建学の精神に基づき確立しており、この教育目標は学内外に表明している。また教育目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、学習成果を次のように定めている。(提出-7)

1. 自らの目標を実現するために必要な専門知識・技術を体系的に修得している。
2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力を修得し、社会で活躍する力を身につけている。
3. 社会人として求められる一般常識、教養、基礎力を修得し、社会においてそれらの能力を活用できるようになっている。

本学の建学の精神は“STUDY FOR LIFE (生涯にわたる、人生のための学び)”であり、それを実現するために、学生一人ひとりを大切に、自立した学生を育成し、そして、社会人基礎力をしっかり身につけさせることにより、生涯学び続ける姿勢、人生を送るうえで必要な基礎力を育むという教育目標を定めていることは基準 I-B-1 (23ページ) のとおりである。

それを受けて、本学のディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針) は、以下の通りである。

大手前短期大学は、社会が求める有為な人材を育成する「実務教養型短期大学」を目指します。その中で、教育課程において厳正な成績評価をおこない、所定の単位を修め、次の知識・能力を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 体系的専門知識・技術
 - ・ 自らの関心に応じて選択した専門教育科目群を中心に、知識・技術を学修し、体系的な専門性を修得している。
2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力
 - ・ 自らキャリア設計をおこない、社会で活躍する能力を修得している。
 - ・ 資格取得をはじめとした、基礎ビジネス知識・能力を修得している。
3. 社会人としての基礎力
 - ・ 社会人として求められる一般常識・教養を修得している。
 - ・ 社会において良好なコミュニケーションを取ることができ、周りと協調しながらも主体的に行動する力を修得している。

すなわち、本学で学ぶことによる学習成果は、建学の精神を具体化した教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを満たすものとなっており、建学の精神及び教育目標に基づいて定めたものといえる。

この学習成果は、本学のウェブサイトを通じて、学内外に表明している。

本学では、3つのポリシーに基づき、機関レベル (短期大学)・教育課程レベル (学科)・科目レベル (個々の授業) の3段階で学習成果を査定すべく、各時点・各レベルに GPA、単位取得状況、就職率、卒業率、資格取得状況 (提出-12, 14) などの指標を配置しており、これをもってアセスメント・ポリシー (提出-10) としている。なお、具体的なアセスメント・ポリシーについては、基準 I-C-2 (33ページ) を参照されたい。

また、上記に示した学習成果については、学校教育法 18 条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」という規定の趣旨や、短期大学の設置基準（第 4 章 教育課程）などを参照し、中期計画の年次振り返りの際に都度点検している。（備付-39）

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

前記の学習成果の獲得を目標として、本学では以下に示す 3 つのポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)

大手前短期大学は、社会が求める有為な人材を育成する「実務教養型短期大学」を目指します。その中で、教育課程において厳正な成績評価をおこない、所定の単位を修め、次の知識・能力を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 体系的専門知識・技術
 - ・自らの関心に応じて選択した専門教育科目群を中心に、知識・技術を学修し、体系的な専門性を修得している。
2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力
 - ・自らキャリア設計をおこない、社会で活躍する能力を修得している。
 - ・資格取得をはじめとした、基礎ビジネス知識・能力を修得している。
3. 社会人としての基礎力
 - ・社会人として求められる一般常識・教養を修得している。
 - ・社会において良好なコミュニケーションを取ることができ、周りと協調しながらも主体的に行動する力を修得している。

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

大手前短期大学では、学生一人ひとりの社会人基礎力の修得のために、次の6つの能力「C-PLATS®」の開発と育成を目的にカリキュラムを編成します。

Communication (コミュニケーション力)

相手を理解し自分の考えをわかりやすく伝える力

Presentation (プレゼンテーション力)

自分の考えをまとめて発表する力

Language Skill (言語能力)

決められたテーマについて論理的に表現する力

Artistic Sense (芸術的センス)

芸術作品、デザインへの理解力と創造活動を通じておこなう表現力

Teamwork (チームワーク)

集団での自分の役割がわかり協力しあえる力

Self-Control (自己管理力)

自分の感情を冷静におさめ、行動できる力

各授業において「C-PLATS®」の、どの能力が育成されるかを学生に明示し、その実現に努めます。

また、「フォーラム」・「ゼミナール」を必修科目とし、少人数クラスで学生一人ひとりに丁寧な履修指導と学修指導をおこないます。

そのうえで、「成績評価ガイドライン」に基づいて学習成果を厳正に評価します。

なお、期待する学習成果・学修姿勢に関しては、アクティブ・ラーニングの活用をはじめとした授業方法の工夫によって、レベルの向上に努めます。

アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)

大手前短期大学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則り、実務教養と社会人基礎力を育む「実務教養型短期大学」を目指します。

本学が重視する社会人基礎力とは、コミュニケーション力・プレゼンテーション力・言語能力・芸術的センス・チームワーク・自己管理力です。入学試験においては、高等学校（それと同等の学校を含む。）の学習のほかに、これら社会人基礎力の資質や素養も評価の対象とします。

この方針に基づき、本学では下の選考方法により、次のような学生を募集します。

1. 本学の使命・方針をよく理解し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人
2. 高等学校（それと同等の学校を含む。）までの学習で、一定の知識・能力をえた人
3. 2のうち、特定の科目において一定の知識・能力をもつ人
4. 読む・書く／聞く・話すにおいて、一定の能力をもつ人
5. 社会人基礎力の資質や素養をもつ人

選考方法	主に評価する能力・資質
科目試験	2, 3
調査書等による書類審査	2, 5
推薦書	1, 2
面接・面談	1, 4, 5
模擬授業参加	2, 4, 5
小論文等	3, 4

基準 I-B-2 でも記載した通り、建学の精神・使命・教育目標を踏まえた学習成果を表すものとしてディプロマ・ポリシーが策定され、そのディプロマ・ポリシーを受けて、カリキュラム・ポリシーが定められている。また、これら 2 つのポリシーに即して、アドミッション・ポリシーが定められている。つまり、学習成果の獲得を目標として 3 つのポリシーが関連付けられて一体的に定められている。

入学試験では、アドミッション・ポリシーに則って、特に社会人基礎力をもつ学生の入学を促進するため、調査書・面談・模擬授業参加などの選考方法にウエイトを置いている。

また、3 つのポリシーは、都度見直しをおこない自己点検・評価委員会（備付-31）で審議された原案を基に、教学運営評議会（備付-33）の議を経て学長が決定し、教授会（備付-34）へ報告されるというように、組織的議論を重ねて策定している。

各教員には、履修ガイド、教務のしおり（備付-35）を通して、本学の使命、教育目標、3 つのポリシーをしっかりと理解し、特に社会人基礎力の育成について注力するよう徹底している。各教員はそれを受けて、シラバス（提出-18）作成に際しては、その授業が C-PLATS® のどの能力を伸ばすのに役立つかを必ず記載することになっており、全授業科目に学習成果の 3 つの項目が反映される仕組みとなっている。そして授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。つまり、3 つのポリシーを踏まえた教育活動が貫徹されている。

また、学生にはオリエンテーションにおいて口頭及び履修ガイドにより本学の教育目標を明確に伝え、シラバスには伸長を図る C-PLATS® の具体的内容が掲載されている旨を伝えており、C-PLATS® 自己評価表により十分でないと判断された能力を伸ばす授業を履修するように指導している（備付-32）。また、非常勤講師懇談会において、専任教員と非常勤教員との間で上記の指導方針に添って打ち合わせをおこなっている（備付-38）。

このように本学は学習成果の獲得を目標とした 3 つのポリシーを一体的に定めている。また 3 つのポリシーを組織的議論を重ねて策定しており、3 つのポリシーを踏まえた教育活動をおこない、3 つのポリシーをウェブサイト、パンフレット、履修ガイドなどにより学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学では、体系的専門知識・技術、実践的な基礎ビジネス知識・能力、社会人としての基礎力の修得、育成を目指している。特に C-PLATS® として推進している社会人基礎力の育成は、本学の特徴ある取り組みである。現在のところ、この C-PLATS® 能力習得の評価方法としては、学生の自己評価を主としているが、より客観的な評価指標を設定できないか、議論を重ねている。修得科目の C-PLATS® とグレードポイントとを関連付ける指標 CPLATi（51 ページ参照）を導入したが、引き続き、客観的な指標づくりに取り組む所存である。

また、令和 2（2020）年度には、歯科衛生学科が開設され、2 学科体制になるので、学科間でお互いにより影響を及ぼすような仕組みを考えたい。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 9 大手前短期大学自己点検・評価委員会外部評価部会記録 [令和元(2019)年度]、
10 アセスメント・ポリシー [令和元(2019)年度]、11 大手前短期大学「社会人基礎力」の指標値、
12 卒業率の公表ウェブサイト https://college.otemae.ac.jp/files/about/2019_tandai_kyoiku.pdf、
14 資格受験者数・取得者数表 [令和元(2019)年度]、15 大手前短期大学自己点検・評価委員会規程
[令和元(2019)年度]

備付資料 31 大手前短期大学自己点検・評価委員会議事録 [平成 30(2018)年度・令和元(2019)年度]、
32 C-PLATS®自己評価表、40 大手前短期大学自己点検・評価委員会外部評価部会記録 [平成 30
(2018)年度]、41 平成 29 年度大手前短期大学自己点検・評価報告書 https://college.otemae.ac.jp/files/about/h29_jikotenken.pdf、42 平成 30 年度大手前短期大学自己点検・評価報告書
https://college.otemae.ac.jp/files/about/h30_jikotenken.pdf、43 大手前短期大学自己点検・
評価報告書 [令和元(2019)年度]、44 広島文化学園短期大学と大手前短期大学との相互評価
https://college.otemae.ac.jp/files/about/sougo_hiroshima.pdf http://www.jaca.or.jp/assets/files/2-3_chiikisogokagakuka/sogohyoka/h29/h29_hiroshimabunka_otemae.pdf、45 高校訪問の報告書 [令
和元(2019)年度]、46 2019 年度企業アンケート集計結果 [令和元(2019)年度]、47 大手前短期
大学第三者評価受審第三者評価部会議事録 [平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度]、48 学生に
よる授業アンケート集計結果 [平成 30(2018)年度・令和元(2019)年度]、49 C-POS (携帯端末に
よる授業報告) ご協力をお願い、50 2019 年度大手前短期大学 1 年生アンケート [令和元(2019)
年度]、51 CPLATi について・集計結果 [令和元(2019)年度]、52 大手前短期大学「C-PLATS®」
の指標値、53 平成 30(2018) 年度・令和元(2019) 年度 FSD セミナー資料、54 大手前短期大
学自己点検・評価委員会学生懇談会記録 [平成 30(2018)年度・令和元(2019)年度]、55 大手前
短期大学自己点検・評価報告書 (ウェブ版) ウェブサイト「情報公開」<https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure>、56 【短期大学】2018 年度卒業生学習・学生生活アンケート集計
https://college.otemae.ac.jp/files/about/2019_tandai_enquete_campuslife.pdf、57 大手前
短期大学卒業生アンケート調査、58 TOT 図鑑、59 教育情報の公表について [令和元(2019)年度]
ウェブサイト「情報公開」https://college.otemae.ac.jp/files/about/2019_tandai_kyoiku.pdf、
60 大学体験イベント資料、61 大手前短期大学データ集計 [令和元(2019)年度]、78 e1-Campus
大手前大学・大手前短期大学—学生用操作説明書—2019 年 4 月版・教育・学習支援システム
(UNIVERSAL PASSPORT EX) 操作説明書

備付資料—規程集 18 大手前短期大学自己点検・評価委員会規程、23 大手前短期大学入学試験委
員会規程、24 大手前短期大学 FD 委員会規程、25 大手前短期大学教務委員会規程、26 大手前
短期大学就職委員会規程、27 大手前短期大学編入学委員会規程、30 大手前学園学生委員会規
程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学「学則」第2条に定める自己点検・評価活動をおこなうため、「大手前短期大学自己点検・評価委員会規程」（提出-15、備付-規程集18）を制定し、自己点検・評価の実施に関する事項を審議する機関として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、副学長、学科長及び教学運営評議会において選出された教職員（若干名）で構成される。令和元（2019）年度時点の自己点検・評価委員会は、学科長を委員長に、副学長1名、教員4名、職員1名の計7名の委員で構成されているが、委員会にはほぼ毎回学長・事務局長・教務課長がオブザーバーとして出席し、委員会をサポートしている。委員会は学校教育法第109条第1項に定める点検及び評価に関する事、同条第2項に定める認証評価に関する事、認証評価機関の評価を受け、その結果に基づく改善に関する事、その他点検・評価に関する事を業務としている。事務局は、総合企画室が担当している。

なお、認証評価機関による評価を受ける場合は、自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を組織し、全学的な取り組みとして対応することになっている。（備付-47）

第三者評価部会には、学長、事務局長がメンバーとして加わるとともに点検項目などに応じて① 基本理念部会、② 教育・学生部会、③ 資源部会、④ 管理運営部会の4つの部会が設置され、関係の教職員が部会メンバーとなっている。

また、学外評価者より評価を受ける際には「外部評価部会」を組織している。「外部評価部会」は、部会長ほか学内から3名の委員、外部の評価員3名で構成している。（備付-40）

このように、自己点検・評価活動のための規程及び組織を整備している。

自己点検・評価委員会は2、3か月に1回開催され、日常的に自己点検・評価活動をおこなっている。日常的な点検・評価活動としては、カリキュラム編成を教務委員会（備付-規程集25）、学生の生活支援・課外活動を学生委員会（備付-規程集30）、就職を就職委員会（備付-規程集26）、進学を編入学委員会（備付-規程集27）、入試・学生募集を入学試験委員会（備付-規程集23）、FD活動をFD委員会（備付-規程集24）が、それぞれ担当している。そこでの改善施策の提言は教学運営評議会に提言・上程され、審議・決定された事項は教授会で報告され、実行される体制である。

定期的な自己点検・評価活動としては、まず毎学期の学生による「授業アンケート」（備付-48）の実施とその分析結果を掲載した報告書の公開がある。また、「C-POS」（携帯電話によるリアルタイム授業報告システム）（備付-49）は、定期的に実施を続けており「C-POS」実施後直ちに評価を確認し次の授業で改善がなされたかを再度確認できる。授業改善が主たる実施目的であるが、教育活動の評価としても有効に活用している。その他、卒業式で卒業生に対するアンケート（備付-56）を実施し、集計結果を教授会で報告し全教職員で共有し改善に努めている。このように各々、日常的に自己点検・評価をおこなっている。

平成17（2005）年度から始まった短期大学基準協会による認証評価において、平成19（2007）年と平成25（2013）年に受審し、いずれも「適格」との認定を受けた。

また、平成28（2016）年度は、広島文化学園短期大学との間で短期大学基準協会の定める新基準に則って相互評価し、その結果を「平成28年度相互評価報告書」（備付-44）としてまとめて提出し、ウェブサイトでも学内外に公表した。また、短期大学基準協会のウェブサイトでも公表されている。相互評価を通じて、本学の優れている点や問題点等を相手校の視察や意見交換から認識することができた。とくに、広島文化学園短期大学の退学者を出さないためのきめ細かい学生

支援を参考にして、本学独自の総合学修システム（e1-Campus）（備付-78）を活用した出席管理体制を強化することができ、成果を上げた。

それを機に教育研究をはじめ組織運営、施設設備などの総合的な状況について毎年点検評価をおこない、その結果を基礎資料として報告書を作成し、定期的に自己点検・評価報告書（備付-41, 42, 43, 55）等をウェブサイトで学内外に公表している。

自己点検・評価委員会の活動は、委員長から教学運営評議会、教授会、学科会議で教員へ、事務長から事務長会、事務連絡会等で職員に報告され、それらの報告を受けて各担当教員及び事務部署責任者から職員に適宜指示が出され実行されるなど、全教職員が評価・点検・改善に関わる体制となっている。

自己点検・評価活動の結果、改善が必要と判断された場合は教授会、教学運営評議会での審議・承認を経て改善の方向で直ちに実施されている。特に、カリキュラム編成では、地域総合科学科のコンセプトに則り「社会や学生のニーズによって変化するカリキュラム」の実現と、自己点検・評価の結果も踏まえて改善・改定を毎年度おこなってきた。例えば平成16（2004）年度のライフデザイン総合学科への改組転換以降続けてきた「ユニット自由選択制」を社会的ニーズに応えるために、平成29（2017）年度から「コース自由選択制」へと変更するなど、方針やカリキュラム全体で教育の質向上を目指している。この変更は、学生が自らの目標を定めて各々の進路を達成しやすくすることを目的としているが、変更後の学生による「授業アンケート」（備付-48）の結果では「非常に良い」が本年53.2%に、「良い」は45.6%となり、「良い」と感じている学生が合わせて98.8%となり、「コース自由選択制」を学生も評価していると認められる。

このように教育の効果を考慮した各種取り組みを継続的に実施するとともに、自己点検・評価にあたっては、高校への聞き取り調査（備付-45）や企業の評価員が参加する外部評価部会を毎年定期的に開催し意見聴取するようにしている。

外部評価部会（備付-40）においては、聴取した企業の外部評価員のご意見を学校運営に反映させている。例えば、

- ・インターンシップで2名を受入れたが、教育が行き届いており、何もいうことはなかった。お辞儀・挨拶の仕方や電話の取り方等すべて、すでに学ばれている。事前にきめ細かい指導が行き届いているとわかる。短期大学ならではの細かい目配りで指導されることは武器になるので、このまま続けていかれる方がいい。
- ・最近国公立出身の学生を新人として受入れることが多くなってきたが、2か月～3か月で使い物にならない人もいます。決して学歴ではない。最近の新入社員は、メンタルが弱い人が多い。大手前短期大学ではメンタルの強い学生を育成してほしい。

などのご意見は、大変参考になるもので、今後の教育や就職指導に反映させている。

本学の卒業生が就職している企業・学校法人に「学生に求める資質・能力」「在学中に実施してほしい教育内容等」に関するアンケート調査（備付-46）を実施して「学力の三要素」の評価項目の決定に反映させている。

また、学生の代表者とおこなっている懇談会（備付-54）では、

- ・TOEICの授業が春学期しかないので秋にも授業を入れて欲しい。TOEFLの授業も作ってほしい。
- ・自習室を長時間開放してほしい。
- ・経営系への学部編入したいが、授業が少ない。

等、貴重な学生の生の声を聴くことができています。

その多くは、本学側の告知不足によるものなので反省をするとともに、できるところから改善に努めている。

さらに、高校との間で大学体験イベントを実施し、職業についてやりがいを持って働くことの意

義について理解を深めることに努めている（備付-60）。これは高校生が目標を定める一助となり、大学として直接高校生の将来への考え方を把握できるという意味があり、進学後に本学の学習成果を獲得させるための方策を考えるためにも有意義である。また、前記の通り、高校には定期的に聞き取り調査をおこない、本学に対する意見を集め、自己点検・評価委員会で報告し本学の自己点検・評価活動の参考としている。（備付-31）

このように本学は、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

自己点検・評価の結果、C-PLATS®自己評価表（備付-32）に基づいたさらなる客観的な評価基準の必要性が指摘された。そのため、C-PLATS®による客観的な評価・分析について研究をおこなった結果、51 ページで示すCPLATi という指標を活用する手法をスタートさせ、分析結果を自己点検評価委員会において報告し、その手法を検証中である。

冒頭の「基準 I-C-1」の通り、本学では、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。また日常的に自己点検・評価をおこなっており、定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。また、自己点検・評価活動を全教職員で情報共有し、担当部署が関与している。自己点検・評価委員会で高等学校等の関係者の意見聴取した内容を報告し入試や広報活動に取り入れている。そして自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、3つのポリシーに基づき、機関レベル（短期大学）・教育課程レベル(学科)・科目レベル（個々の授業）の3段階で学習成果を査定すべく、各時点・各レベルに以下のような指標を配置しており、これをもってアセスメント・ポリシー（提出-10）としている。

表Ⅰ－１ 大手前短期大学アセスメント・ポリシー（令和元年（2019）年度版）

レベル	入学前・入学直後	在学中	卒業時
機関レベル (短期大学)	・各種入学試験 ・各種学生調査	・リテンション率 ・学生意識アンケート調査	・卒業率 ・学位授与数 ・就職者数 ・就職率 ・進学者数 ・進学率
教育課程レベル (学科)	・各種入学試験	・GPA ・C-PLATS®に基づく自己評価表 ・履修取消者数 ・履修取消者率	・GPA ・資格・検定取得状況 ・単位取得状況
科目レベル (個々の授業)	・入学時学力確認テスト ・英語クラス分けテスト	・成績評価 ・授業アンケート (C-POS 含む)	
【データの収集と分析・改善】 原則、教学運営室(IR)・教務課・総合企画室・アドミッションズオフィス・キャリアサポート室・学生課が上記データを収集し、各委員会にて調査検討をおこないます。調査結果は分析の上、自己点検・評価委員会に報告し、各委員会・各部署にて改善計画の策定を依頼します。			

学習成果の獲得状況については、具体的には以下のように測定している。

学習成果１：自らの目標を実現するために必要な専門知識・技術を体系的に修得している。
これは、卒業率（提出-12）、学位授与数、単位取得状況など卒業要件を満たしているかにより測定する。

学習成果２：実践的な基礎ビジネス知識・能力を修得し、社会で活躍する力を身につけている。
これは、必修科目及び選択必修科目の修得、また各種資格・検定取得状況（提出-14）、就職者数、就職者率などにより測定する。

学習成果３：社会人として求められる一般常識、教養、基礎力を修得し、社会においてそれらの能力を活用できるようになっている。
これは、上記１，２に加えて、C-PLATS®自己評価表（備付-32）、CPLATi (p. 51 参照)、進学者数、進学者率により測定する。

現在、各授業科目における C-PLATS®能力を可視化するため、その授業でえられたグレードポイントを関連させた新しい指標 CPLATi を用いて、より客観的な C-PLATS®能力の測定をしようという計画を進めている。（備付-52）この指標 CPLATi を用いることにより、その傾向分析や、「C-PLATS®自己診断シート」に記載された各学生の自己診断との比較をおこなうことが可能になり、学習成果を保証する授業に向けた PDCA サイクルを回しやすくなる。

数量的な測定が困難なものについては、2年次秋学期終了時に実施しているゼミナール発表会で確認している。当該発表会は、2年次のゼミ活動の成果発表会であり、学生が1年かけて研究した成果を発表し、1年次も交えて相互に参観するものである。社会人基礎力（提出-11）の総仕上げとしての研究発表とその参観は、学生にとって大きな目標となっており、また1年次にとっては、自分の興味関心への刺激となり、2年次のゼミ選択に役立てている。

学習成果の獲得を測定した結果は、自己点検・評価委員会において、毎年度の始めに報告され、十分な成果が見られない場合は、各担当委員会、各担当部署において改善計画が立てられ、学科会議の検討を経て、計画が実行に移される。

本学では、学生一人ひとりの目標や履修形態が異なるという地域総合科学科の特徴により、一律な方法、例えば学科が統一して目指す国家資格の取得率などの基準を持つことが難しい。よって従来より、1年次は「フォーラム」、2年次は「ゼミナール」での担任制による個別指導を中心として、卒業後の目標や進路、実現のための履修状況、成績と修得単位の状況を確認しながら、「C-PLATS®」の進捗状況、資格取得の状況などすべてを勘案して学生の現状を把握し、助言などをおこなっている。そのための資料となる成績評価・履修状況・学生時間割などの基礎データは、担当教員が教育・学習支援システム（UNIVERSAL PASSPORT EX）及び「e1 - Campus」によっていつでも確認でき（備付-78）、問題があると思われる場合は直ちに対応している。また、担当教員だけでは解決できないようなケースは、関連部署と問題を共有し対処している。

知識・技能に関する評価はGPAを中心とし、それ以外の学力要素である「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、本学独自で開発した細分化された要素項目による評価法である「C-PLATS®」の自己評価を手法として用いて、毎年入学時から卒業まで複数回にわたり定期的実施している。また、自己評価だけではなく客観的指標としての数値を「C-PLATi」として算出する方法を試行しており、その有効性の検証をおこなっている。

アセスメントの手法については自己点検・評価委員会で定期的に点検している。「授業アンケート」や、1年次春学期終了時の学生生活アンケート（備付-50）は年度ごとに質問項目や質問の仕方などを検討し、必要があれば改善をおこなっている。

学内の課題解決のため教職員全員参加が原則のFD・SDにおいて広く課題について意見交換をおこなっている。平成30（2018）年度には、授業評価の結果の分析・検討を踏まえて学外者（教育ボランティアから選出された2名）も参加するFSDセミナー（備付-53）を開催し、意見聴取や意見交換をおこない、課題解決を図った。教育ボランティアは、本学学生の就職活動支援策として面接官をお願いするなど様々な局面でご協力いただいている外部の方々と、キャリアカウンセラー資格を有する人事採用担当者で構成されている。

本学は、平成16（2004）年度に地域総合科学科へ改組転換したが、この学科の特徴である「専攻、コースを持たず、社会、学生のニーズによって変化するカリキュラム」を実現するため、カリキュラム改善のPDCAサイクルは継続して活用している。現在、本学が採用している「コース自由選択制」に関しても、学生のニーズが見込まれる新たな分野や授業科目も検討される。その場合、まず、教務委員会（学科の専任教員全員が参加）で委員から出された意見が検討される。そこで承認された改正案について、教学上の重要事項を審議するための教学運営評議会に上程し、そこでの了承を経て教授会に報告した上で直ちに実行する迅速な体制をとっている。

その他の教学に関する事項も、学生の入学、休・退学、成績評価、卒業、厚生補導など教授会審議事項を除き、各委員会での審議・検討を経たのち教学運営評議会に上程され、審議結果が教授会に報告される体制をとっている。

さらに、内部質保証に取り組むために、IRを活用した情報収集・分析（自己点検・評価）、そ

の改善指摘に基づいて自己点検・評価委員会で報告し審議をおこない、その結果を受けて学長より改善を指示するというPDCAサイクル体制を構築した。その一環として、平成30（2018）年度より卒業式の当日に卒業生アンケート（備付-56）をおこない、修学期間中における本学の教育全体について学生の意見を聞くことにしており、このアンケートの分析結果を教授会で報告し教育の向上・充実のために活用するPDCAサイクルの仕組みを取り入れた。（備付-61）

自己点検・評価活動によって「教育の質を保証」するためには、法令に準拠した教育活動となっているかを確認することが重要である。本学では、総合企画室や教務課が担当部署として学校教育法、短期大学設置基準等の変更などを確認し、それに対応することにより法令遵守に努めており、学校教育法施行規則改正に基づいて教育研究活動の情報を積極的に公表することや、短期大学設置基準改正によって義務づけられた、社会的・職業的自立に向けた指導体制（キャリア教育）を整備することにも、それぞれ対応した。

また、課程認定や各種資格取得などにおいても、関係の規程・規則の改定があれば、それに沿って該当年度以降のカリキュラムに反映している。授業科目変更などのような「学則」記載事項の変更に関わることにしても、必要な学内手続きを経て、文部科学省に遺漏なく届出手続きをおこなっている。

学内ガバナンスあるいはコンプライアンスの体制整備についても、中央教育審議会から出される各種答申などに則った体制を構築している。

以上の通り、自己点検・評価に基づく自主的・自律的な改革・改善のため、点検結果を改善に結びつける実施体制を確立し、継続的に内部質保証に取り組んでいる。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

短期大学自体が、主体的な教育の質保証体制を構築することが重要であり、特に、アセスメントについては計画、実行、検証、改善というPDCAサイクルが継続的に活用されなければならない。

本学ではこれまでも毎年様々な取り組みをおこない、シラバスの充実、成績評価へのGPAの導入、FSDの実施、3つのポリシーの策定と公表、授業アンケートの実施等など、直面する課題の解決に向けて体制の構築をおこなってきた。そして、それらを学生の主体的学習に導くための積極的活用につなげたいと取り組んでいるが、学生が予想通りの反応をせず、期待していた成果が思うように出ないことも現実としてある。学生の動向をしっかりと把握するためには、相応の観察期間を経て意見を聴取する必要がある。現在そのために、「TOT」という学生組織（備付-58）を立ち上げて検証をおこなっている。

学生も主体的に関与した内部質保証は、もとより、一朝一夕に成果が出るものではない。時間はかかっても、じっくり腰をすえて取り組むことも、教育成果を査定するために重要となる。このような認識のもと、一人ひとりの学生の顔を見ながら、個々に内面化された学習成果も見すえつつ、内部質保証に取り組むことを課題としている。

「C-PLATS®」については、学生の自己評価に加えて客観的指標で査定できるシステムを具体的に作成するための評価方法「CPLATi」をスタートさせたが、着実に軌道に乗せられるよう、その効果を検証する必要がある。

アセスメント・ポリシーについては新たに卒業時アンケート調査を追加するなど、評価項目更新に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画は次の通りであった。

- ・「C-PLATS®」の学習成果を測る上で、学生の自己評価による方法だけでなく、客観的な短期大学卒業生としての到達目標の提示が可能か検討する。
- ・自己点検・評価報告書の定期的な作成に向けて、実施体制や作成方法などをさらに検討していく。

第1項目については、51ページで示す通り、「CPLATi」という指標による評価の試みを始めている。

第2項目については、平成28（2016）年度に広島文化学園短期大学と相互評価をおこなった。また以後は各年度、自己点検・評価報告書を作成している。報告書作成は、各部局に所属する教職員が基準項目ごとに仕事を分担し、事実関係と照合して作成したものを自己点検・評価委員会に取りまとめるという体制で実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の評価方法につき、その指標として、アセスメント・ポリシーに、卒業率、学位授与数、就職者数、就職率、進学者数、進学率、GPA、資格・検定取得状況、単位取得状況を掲げているが、そのうち資格・検定取得状況については、種類が多く時期も様々であるため、推奨資格の設定など基準を明確にし、より正確に把握できるシステムの構築を検討している。

大手前短期大学

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 4 2019（平成 31）年度履修ガイド [令和元(2019)年度]、5 教学運営の基本方針（3つのポリシー）[令和元(2019)年度]、7 大手前短期大学ライフデザイン総合学科学習成果、10 アセスメント・ポリシー [令和元(2019)年度]、14 資格受験者数・取得者数表 [令和元(2019)年度]、16 平成 30 年度履修ガイド [平成 30(2018)年度]、17 2020 年度入試ガイド学生募集要項 [令和 2 (2020) 年度]、18 シラバス [令和元(2019)年度]、19 行事予定表 [令和元(2019)年度]、20 2019 年度時間割表 [令和元(2019)年度]

備付資料 40 大手前短期大学自己点検・評価委員会 外部評価部会記録 [平成 30(2018)年度]、46 2019 年度企業アンケート集計結果 [令和元(2019)年度]、51 CPLATi について・集計結果 [令和元(2019)年度]、54 大手前短期大学自己点検・評価委員会 学生懇談会記録 [平成 30(2018)年度]、62 成績分布状況等 [平成 30(2018)年度・令和元(2019)年度]、63 C-PLATS®自己診断データ [平成 30(2018)年度]、64 各種推奨資格合否一覧 [平成 30(2018)年度・令和元(2019)年度]、65 大手前短期大学平成 28 年度～平成 31 年度中期計画 [平成 28(2016)年度～令和元(2019)年度]、66 大手前短期大学留学生・日本語コース規程、67 ウェブサイト「入試 Q&A」、68 大手前短期大学ライフデザイン総合学科第 1 回入学前オリエンテーション [令和元(2019) 年度]、78 eI-Campus 大手前大学・大手前短期大学—学生用操作説明書—2019 年 4 月版・教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) 操作説明書

備付資料-規程集 39 大手前学園教員選考規程、100 大手前短期大学留学生・日本語コース規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

「建学の精神」及び「使命」に基づき、本学の「3つのポリシー」（提出-5）のうち「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を、本学の学習成果（提出-7）に対応させて定めている。学習成果は下記の通りである。

大手前短期大学ライフデザイン学科 学習成果

1. 自らの目標を実現するために必要な専門知識・技術を体系的に修得している。
2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力を修得し、社会で活躍する力を身につけている。
3. 社会人として求められる一般常識、教養、基礎力を修得し、社会においてそれらの能力を活用できるようになっている。

この3項目の知識・能力の修得を「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に明記し、学生が修めるべき卒業の要件、成績評価の基準を示している。

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」は以下の通りである。

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)

大手前短期大学は、社会が求める有為な人材を育成する「実務教養型短期大学」を目指します。その中で、教育課程において厳正な成績評価をおこない、所定の単位を修め、次の知識・能力を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 体系的専門知識・技術
 - ・自らの関心に応じて選択した専門教育科目群を中心に、知識・技術を学修し、体系的な専門性を修得している。
2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力
 - ・自らキャリア設計をおこない、社会で活躍する能力を修得している。
 - ・資格取得をはじめとした、基礎ビジネス知識・能力を修得している。
3. 社会人としての基礎力
 - ・社会人として求められる一般常識・教養を修得している。
 - ・社会において良好なコミュニケーションを取ることができ、周りとの協調しながらも主体的に行動する力を修得している。

大手前短期大学中期計画（平成 28（2016）年度～平成 31（2019）年度）（備付-65）において、「就職に強い短期大学」を目指すべく「社会で通用する実務能力を身につけた学生を育成する」ことを基本方針として掲げた。それに則った「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」は社会的に通用性があると考え、また、全開講科目の名称ならびに「成績評価ガイドライン」に対してそれぞれの英訳を対応させており、国際的にも通用性がある「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を国外にも周知している。

平成 29（2017）年度に従来の「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を見直し、「社会人としての基礎力」修得を明記することで「C-PLATS®」の学習成果を反映した。

すなわち「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を定期的に点検してきた結果である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努

力をしている。

- ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり判定している。
- ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑤ 通信による教育をおこなう学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用しておこなう授業の実施を適切におこなっている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に掲げている「社会が求める有為な人材を育成する「実務教養型短期大学」を実現すべく、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を以下の通り定めている。

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

大手前短期大学では、学生一人ひとりの社会人基礎力の修得のために、次の6つの能力「C-PLATS®」の開発と育成を目的にカリキュラムを編成します。

- ・ Communication（コミュニケーション力）
相手を理解し自分の考えをわかりやすく伝える力
- ・ Presentation（プレゼンテーション力）
自分の考えをまとめて発表する力
- ・ Language Skill（言語能力）
決められたテーマについて論理的に表現する力
- ・ Artistic Sense（芸術的センス）
芸術作品、デザインへの理解力と創造活動を通じておこなう表現力
- ・ Teamwork（チームワーク）
集団での自分の役割がわかり協力しあえる力
- ・ Self-Control（自己管理能力）
自分の感情を冷静におさめ、行動できる力

各授業において「C-PLATS®」の、どの能力が育成されるかを学生に明示し、その実現に努めます。

また、「フォーラム」・「ゼミナール」を必修科目とし、少人数クラスで学生一人ひとりに丁寧な履修指導と学修指導をおこないます。

そのうえで、「成績評価ガイドライン」に基づいて学修成果を厳正に評価します。

なお、期待する学修成果・学修姿勢に関しては、アクティブ・ラーニングの活用をはじめとした授業方法の工夫によって、レベルの向上に努めます。

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」において求めている知識・能力を修得させるために、それぞれ次の通り必修科目・選択必修科目を定めている。

1. 「体系的専門知識・技術」のための科目
「専門教育科目 7 コースのうちいずれか 1 コースから 20 単位以上修得」ならびに「ゼミナール A」「ゼミナール B」
2. 「実践的な基礎ビジネス知識・能力」のための科目
「選択科目（資格科目）・（キャリア科目）」
3. 「社会人としての基礎力」のための科目
「ライフデザイン」「コンピュータ演習」「フォーラム A」「フォーラム B」ならびに「基礎英語」または「日本語表現法」

これらを含め、合計 62 単位修得することが卒業要件となる。

また、上記専門科目 7 コースとは別途に、令和元（2019）年度より外国人留学生を対象にした「留学生・日本語」コースを新たに設けた。このコースでは「1. 体系的専門知識・技術」として「「留学生日本語」専門教育科目 28 単位修得」、「3. 社会人としての基礎力」のために「ライフデザイン」「コンピュータ演習」「フォーラム A」「フォーラム B」とした以外は、上記の卒業要件と同一である。

以上のように、本学の教育課程は「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に対応している。

ならびに、学生の「体系的専門知識・技術」修得のために、本学の専門教育科目において「コース自由選択制」を導入している。これは学習成果「1. 自らの目標を実現するために必要な専門知識・技術を体系的に修得している」に対応するもので、本学の特色あるカリキュラム編成の一つと考えるので以下にその詳細を記す。

「コース自由選択制」では、専門教育科目を 7 コースに分類し、各「コース」の中に「ユニット」を配置している。ユニットは、専門教育科目をその内容・目的に応じて分類し、互いに関連する 2～5 科目・4～10 単位のまとまりとしてくくったもので、1 学期にユニット内の科目をすべて履修するのが原則である。上記したように、7 コースのうちのいずれか 1 コースから 20 単位以上を修得すること、「留学生・日本語コース」では「留学生日本語」専門教育科目 28 単位修得することをそれぞれ卒業要件と定めている。（備付-66、備付-規程集100）

以下に令和元（2019）年度開講のコースとユニットを記す。

表Ⅱ-1 コースとユニット

<ファッションビジネスコース>〔ユニット、以下同じ〕ファッションビジネスA、ファッションビジネスB、ブライダル、ビューティA、ビューティB、ファッションクリエイトA、ファッションクリエイトB <建築・インテリアコース>建築・インテリア①、建築・インテリア②、建築③、建築④、インテリアA、インテリアB <心理・福祉コース>心理A、心理B、福祉A、福祉B（※） <アート&Web デザインコース>アート&デザインA、アート&デザインB、アート&デザインC、Web デザイン①、Web デザイン② <ビジネス・医療事務コース>ビジネス実務A、ビジネス実務B、プレゼンテーション、医療事務①、医療事務②

＜英語・観光ビジネスコース＞ベーシックコミュニケーションA、ベーシックコミュニケーションB、異文化コミュニケーション、観光ホスピタリティ

＜スイーツ学・食文化コース＞パティシエ①、パティシエ②、食文化A、食文化B

＜留学生・日本語コース＞（外国人留学生特別コース入学者のみ対象）留学生日本語①、留学生日本語②

専門教育科目では、ユニット以外に、資格取得を目指すための授業科目を中心とした「ユニット外科目」や「ユニット内単独履修可能科目」を開講している。

行事予定表・曜日別授業回数一覧（提出-19）で示すように、「ユニット科目」の開講時期を履修年次、春・秋学期、エリア（水・木曜開講／月・金曜開講）で区別している。なお、「福祉B」ユニット（表Ⅱ-1内の※）は「介護職員初任者研修」取得のためのユニットとして、夏期集中講義にて開講している。

これによって、履修に際してユニット科目が衝突することをできるだけ回避し、学生は2年間に最大8ユニット（長期履修生は3年間で最大6ユニット）を履修しつつ、卒業要件単位を充足し各種資格の取得も可能になる。また、同一コースから3ユニットを履修すれば、「1コースから20単位以上修得」充足を目指すことができる。少数ながら、3ユニット履修で20単位を充足できない場合もあるが、コース内の「ユニット外科目」や「ユニット内単独履修可能科目」を追加で履修することで履修要件充足を目指すことができる。

「コース→ユニット→科目」という明快な体系、ユニット外科目による補充（資格取得）、調整された開講時期などによって授業科目を体系的に編成していることにより、学生一人ひとりの時間割を、学習成果の獲得ならびに専門性の確立を充足しながら比較的柔軟かつ簡易に系統立てて組むことができる。

また、令和元（2019）年度の履修ガイド（提出-4）に、より専門教育科目を系統立てて履修することを目指すよう、各コースの〈履修系統図〉を記し、各学年・学期の時系列において履修することを推奨するユニット・ユニット外科目を示した。これにより、平成30（2018）年度の履修ガイド（提出-16）から大きな改善が見られた。

一方、単位の実質化を図るため、「1単位45時間」の学習を充足するよう、シラバス（提出-18）に授業時間外学習（予習・復習）の時間ならびにその内容を記載することを担当教員に求めている。また、1年間に履修できる単位数の上限「CAP」を定めている。通常の2年在学の学生は年間50単位、長期履修生は年間32単位をCAPと定めている。

短期大学設置基準に則り、時間割表（提出-20）において、その年度の春学期・秋学期の全開講科目の時間割・シラバスを明示しており、学生は教育・学習支援システム（UNIVERSAL PASSPORT EX）（備付-78）において、その年度の春学期・秋学期の全開講科目の時間割・シラバスを閲覧することができる。シラバスに「授業の到達点・学習成果」ならびに「成績評価の方法及び基準」を明示し、学習成果の獲得のために達成可能な課題や作品提出、小テスト、口頭発表などを適切な比率で評価すること、ならびにシラバスに記載した内容にしたがって成績を判定することを全教員に徹底している。

また教育の質を保証するため、「成績評価ガイドライン」（表Ⅱ-2）に基づいて学習効果を厳正に評価している。授業内容・授業方法の工夫によって学習効果のレベル維持に努め、「受講のルール」（表Ⅱ-3）で欠席・遅刻を防ぎ、課題の提出期限を守るという学習姿勢を維持させることも質保証を担保する一環である。学生には入学前からオリエンテーションで周知・説明し（備付-68）、専任教員・非常勤教員にもこのルールに基づき学習効果の高い授業を運営し厳格に成績評価をおこなうよう徹底している。

表Ⅱ－２ 成績評価ガイドライン

「A」・・・期待をはるかにこえた特別な者 「B」・・・期待する学習効果・学習姿勢のほとんどを満たした者 「C」・・・期待する学習効果・学習姿勢の7～8割を満たした者 「D」・・・期待する学習効果・学習姿勢の6割程度 期待する学習効果・学習姿勢に関しては、学生の学力低下等にできるだけ迎合せず、授業内容、授業方法の工夫によって、学習効果のレベル維持に努めること。
--

表Ⅱ－３ 受講のルール

i. 出席 すべての授業は、2/3 以上出席しなければ、成績評価の対象にはなりません。 なお、出席の確認を指定座席表でおこなう科目もあります。 この場合、指定の席以外での受講は欠席になりますので、注意してください。
ii. 遅刻 始業のチャイムが鳴り終わるまでには着席するよう心がけてください。 遅れた場合、授業開始後 10 分以内を遅刻とみなし、それ以後は欠席扱いとなります。 また、3 回の遅刻で 1 回の欠席となります。 なお、正当な理由なく中途退出した場合は、遅刻と同様の取扱いとなります。
iii. 授業の進行を妨げる行為について ほかの受講生の迷惑になる行為は固く禁じます。 「私語」等授業の進行を妨げる行為をし、注意を受けても改善がみられない場合、学生証の提出と教室からの退出を求めます。
iv. 提出物(レポート、作品等) 提出期限を厳守してください。 正当な理由なく提出期限を過ぎたものは受理しないか、ペナルティが課せられます。

シラバスには、授業科目名に始まり、その科目の属するユニット名、その科目を履修する際の先修条件、履修してえられる「C-PLATS®」の種類、授業のねらい、授業時間外学習の内容、授業計画（各回の授業の主題、内容・授業方法・予習の内容及び時間・復習の内容及び時間・えられる成果など）、15 回授業実施後の期末試験を実施する／しない、授業の到達点・学習成果、成績評価の方法及び基準、教科書・参考書、担当教員の連絡先（メールアドレス等）が明示されている。

以上のようなシラバスの記載内容に関する体系的な取り組みにより、学習成果の獲得状況を測定し、評価・判定する仕組みを定めている。

また、シラバスでは、各回の「授業計画」の中で、指定した「C-PLATS®」のどの能力をつけるのかを明記するよう担当教員に求めている。このことにより、「C-PLATS®」の能力を育成するための授業計画がより明確になった。また、単位の実質化のために「1 単位 45 時間」の学習を充足するよう授業時間外学習（予習・復習）の時間ならびにその内容をすべての授業回において記載するよう担当教員に求めている。例えば、1 コマ 2 単位の授業であれば、1 回あたりの授業時間外学習が 4 時間となるように、予習・復習の時間・内容を記載している。結果として、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に掲げた「C-PLATS®」の能力を授業の中で育成し、その学習成果を成績評価に的確に反映していくことになる。

授業計画において「各回の授業の主題、内容・授業方法・予習の内容及び時間・復習の内容及び時間・えられる成果など」を記載することにより、各回の「授業計画」と「授業の到達点・学習成

果」の関連がより明確になっている。さらに「予習の内容及び時間・復習の内容及び時間」を記載したことで単位の実質化を図ることにつながっている。

また、平成 27 (2015) 年度より教務委員会の下部組織として「シラバス管理専門部会」を設置した。学生にとってわかりやすいシラバス内容を念頭に、望ましいシラバスの記載例を作成の上、非常勤教員を含めたすべての教員に配布し、記載された全科目（延べ 273 科目）の「シラバスチェック」を組織的におこなっている。このことにより、教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みを設けている。また、記載内容における必要要件が充足されていない科目については、その担当教員に項目内容の修正・補筆を求め、適正なシラバスを記載させている。これらの施策により、全科目において適正なシラバスを公開することにつながった。以上により教育課程の全授業科目への学習成果の反映を実現している。

教員採用の手続は、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格に則り適切におこなっている。教員の資格や業績の分野が本学の教育課程などに対応するか、書類審査及び模擬授業、面接により精査され、「大手前学園教員選考規程」（備付-規程集 39）に従いながら、教員の専門分野に基づいて担当科目を決定している。

教務委員会は学長を除く全専任教員ならびに教務課員により構成される。委員会は原則として 8 月を除く毎月第 4 火曜日（学園行事等により週が前後する場合あり）に開催されている。令和元（2019）年度の教務委員会の開催状況は、次の通りである。（表Ⅱ-4）

表Ⅱ-4 令和元（2019）年度教務委員会開催実績

開催日	主な審議事項
4 月 8 日	・ 平成 31（2019）年度春学期閉講科目及び増設科目等について
4 月 30 日	・ 資格取得における単位授与（案）について ・ 平成 31（2019）年度春学期 C-POS 実施科目（案）について
6 月 18 日	・ 令和元（2019）年度短期海外研修の単位について ・ 令和元（2019）年度資格取得における単位授与（案）について ・ 2020 年度カリキュラム（案）について
7 月 23 日	・ 2020 年度時間割（第一次案）について
9 月 12 日	・ 2019 年度秋学期閉講科目及び増設科目等について
9 月 24 日	・ [ラ] 2020 年度カリキュラム（案）について ・ [ラ] 再入学試験に係る日程（案）について
10 月 29 日	・ [ラ] 2019 年度秋学期 C-POS の実施（案）について ・ [歯] 2020 年度時間割（案）について
11 月 26 日	・ 転学科に関する規定の整備について ・ [ラ] 2020 年度入学前オリエンテーション次第（案）について ・ [歯] 歯科衛生学科授業運営及び各種制度等について
12 月 17 日	・ 各種規定の改正（案）について ・ 2020 年度授業科目のシラバス入力について
1 月 28 日	・ [ラ] 2020 年度各種規定（案）について ・ [歯] 2020 年度時間割（最終案）について

2月25日	・ [ラ] 2020年度『プレゼンテーション実務士』課程の変更(案)について ・ [歯] 2020年度入学前オリエンテーション(案)について
3月24日	・ 在学生ガイダンス及び入学前オリエンテーションについて

注：9月24日以降、[ラ]はライフデザイン総合学科、[歯]は歯科衛生学科（令和2（2020）年度開設）に関連する審議事項を示す。なお、無印は短期大学全体の審議事項である。

「就職に強い短期大学」を目指すべく学内で議論を重ねた結果、従来の「ユニット自由選択制」から、平成29（2017）年度に「コース自由選択制」へとカリキュラム改革をおこなった。学生がより深く「体系的専門知識・技術」を修得できるように、学科の教育課程の見直しをおこなった結果である。

なお、本学は「通信による教育をおこなう学科・専攻課程」に該当する通信教育課程を置いていない。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教養教育とは「社会人として求められる一般常識・教養」「社会において良好なコミュニケーションを取ることができ、周りと協調しながらも主体的に行動する力」を修得させることであると考え、学習成果に「3. 社会人として求められる一般常識、教養、基礎力を修得し、社会においてそれらの能力を活用できるようになっている」と示している。これを実現すべく、「ライフデザイン」「コンピュータ演習」「フォーラムA」「フォーラムB」を必修科目とし、「基礎英語」または「日本語表現法」を選択必修科目として配当している。これにより本学の教養教育の内容と実施体制が確立している。

これらの必修科目・選択必修科目を修得することで、専門教育科目の内容についてより理解が深まり、「体系的専門知識・技術」の修得につながると考える。すなわち、「社会人としての基礎力」から「体系的専門知識・技術」へ進む学びの柱を形成しており、教養教育と専門教育との関連を明確なものにしている。（提出-4）

また、全科目においてC-PLATS®のいずれの能力をつけるか指定されており、授業を履修する中で「社会人基礎力」を身につける仕組みになっている。すなわち、教養教育の実施体制として、本学のカリキュラムは十分機能している。また、「C-PLATS®自己診断シート」によりどれだけそれらの力が身についたか自己診断をおこなう時間を「フォーラム」「ゼミナール」内で2年間に計5回取っている。この自己診断の際には、上記各必修科目・選択必修科目の学習成果の獲得に関する設問も設けており、この自己診断は本学の教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組むためのものである。（備付-63）

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に掲げた「2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力」の育成は、教養教育で培われる「社会人としての基礎力」ならびに専門教育の「体系的専門知識・技術」の両者を伸長させ、それらの学習効果を社会で発揮させるための重要な手段として身につけさせる教育であると考え。そのため、社会人として特に有用な資格の取得ならびにキャリア育成を目指すことに特化した、選択必修科目を共通教育科目に配当している。これにより専門教育と教養教育を主体とする、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確であると考え。

具体的には、資格関連科目として「Word 演習」＋「Excel 演習」（MOS Word・Excel 取得を目指す）、「簿記Ⅰ」＋「簿記Ⅱ」（日商簿記検定2・3級）、「販売論」＋「販売実務」（リテールマーケティング2・3級）の3セットのうち、1セット2科目4単位の修得を目指す。一方、キャリア科目としては、「キャリアデザイン」「キャリアプランニング」「キャリアベーシック」の3科目のうち1科目2単位を選択必修科目とした。「留学生・日本語コース」の学生も同様である。

これらの（セット）科目を履修し単位修得することで、それぞれ該当する資格試験の合格や自分がデザインするキャリア実現を目指すことができる仕組みである。

令和元（2019）年度における上記の資格取得試験合格者（提出-14）は以下の通り。

- ・ MOS Word 2016 126 名
- ・ MOS Excel 2016 125 名
- ・ 日商簿記検定3級 1 名
- ・ リテールマーケティング（販売士）検定3級 . . 13 名

基準Ⅱ-B-4（73ページ）のように、平成29（2017）年度と令和元（2019）年度の卒業生では、対就職希望者に対していずれも就職率100%を達成した（平成30（2018）度の卒業生では99.3%）。職業教育の効果を測定・評価し改善してきた結果と考える。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」で求める学習成果、そしてこの学習成果を導く「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に定める6つの能力「C-PLATS®」の開発と育成に対応した形で、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」を以下の通り定めている。

アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)

大手前短期大学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則り、実務教養と社会人基礎力を育む「実務教養型短期大学」を目指します。

本学が重視する社会人基礎力とは、コミュニケーション力・プレゼンテーション力・言語能力・芸術的センス・チームワーク・自己管理能力です。入学試験においては、高等学校（それと同等の学校を含む。）の学習のほかに、これら社会人基礎力の資質や素養も評価の対象とします。

この方針に基づき、本学では下の選考方法により、次のような学生を募集します。

- ① 本学の使命・方針をよく理解し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人
- ② 高等学校（それと同等の学校を含む。）までの学習で、一定の知識・能力をえた人
- ③ ②のうち、特定の科目において一定の知識・能力をもつ人
- ④ 読む・書く／聞く・話すにおいて、一定の能力をもつ人
- ⑤ 社会人基礎力の資質や素養をもつ人

選考方法	主に評価する能力・資質
科目試験	②③
調査書等による書類審査	②⑤
推薦書	①②
面接・面談	①④⑤
模擬授業参加	②④⑤
小論文等	③④

以上の「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」は学生募集要項（提出-17）の巻頭ページに明確に記載している。

「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」においては、「選考方法」ごとに「主に評価する能力・資質」を明示しており、これにより入学前の学習成果の把握・評価をおこなうものである。

入学者選抜の方法として、「A0入試」「推薦入試」「一般入試」「大学入試センター試験利用入試」「特別入試」を実施している。いずれの入試種別も「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」において掲げている選考方法に対応して実施している（表Ⅱ-5）。

表Ⅱ-5 令和2（2020）年度入試 種別及び選考方法

入試種別	選考方法
授業体験型A0入試	調査書等による書類審査、面談・面接、模擬授業参加
ベーシック型A0入試	調査書等による書類審査、面談・面接、小論文等
資格A0入試	調査書等による書類審査、面談・面接、小論文等
地域貢献型A0入試	調査書等による書類審査、面談・面接、小論文等
指定校制推薦入試	調査書等による書類審査、推薦書、面接・面談
公募制推薦入試（A日程・B日程）	調査書等による書類審査、推薦書、科目試験

専門高校対象推薦入試	調査書等による書類審査、推薦書、科目試験
一般入試（A日程・B日程・ファイナルチャレンジ）	面接・面談、科目試験、小論文等
大学入試センター試験利用入試（A日程・B日程）	科目試験
特別入試（同窓生特別推薦入試A・B日程、社会人特別入試A・B日程、海外帰国生徒特別入試、外国人留学生特別入試A・B・C・D日程）	面接・面談、推薦書、小論文等

なお、長期履修生としての入学を志望する受験生に対しては、上記のうち「大学入試センター試験利用入試」「（「社会人特別入試」以外の）特別入試」を除いた各入試種別において受験を認めている。その際、当該制度を正しく理解しているか確認するために、必ず面談を実施している。

上記のように多様な選抜をおこなっているが、それぞれ学生募集要項に記載された選考基準に基づき、高大接続の観点により公正かつ適正に実施している。

また、2年修了、ならびに3年修了の「長期履修生制度」について、授業料、その他入学に必要な経費を学生募集要項に明示している。

そして、募集広報から入試の実施、各種データ管理までを担当する事務部署としてアドミッションズオフィスを整備している。業務の効率化と職員の専門性を高めるため、担当業務内容に応じて職員を4グループに分けた体制をとっている（表Ⅱ-6）。

なお入学試験委員会が「学生の募集に関わる重要事項」「入学者選抜の基本方針」に関することを担当しており、その下に「出題」「試験実施」「学生募集」に関する各小委員会が置かれている。委員会の事務は、アドミッションズオフィスにおいておこなっている。

表Ⅱ-6 アドミッションズオフィス グループ体制

グループ	主な業務
渉外	高校訪問、進学ガイダンス、出張授業及び説明会、高大連携
入試、情報、データ管理	入試実施、入試データ管理、情報収集、願書・入試ガイド制作
学生募集広報	学生募集広報・広告・宣伝、イベント企画、データ分析、受験生サイト運営管理
学園広報	大学・短期大学全学サイト運営管理、学外広報・PR活動、学内広報、CMSアカウント管理

電話や進学相談会などでの受験生からの問い合わせは、アドミッションズオフィス全体で対応している。学校見学などでは担当の教職員も加わり適切に対応している。質問の多い内容については、本学ウェブサイト「入試Q&A」として掲載している（備付-67）。

各種広報誌作成においては、必要に応じて学長、学科長や関係教員も検討に加わり適切な内容の公開に努めている。本学ウェブサイトについては、全学広報の見地から学園広報グループが主に関わるWebサイト運営委員会に各グループ担当者も委員として参画し、適切かつ迅速な情報開示に努めている。

毎年6月に高校の進路指導関係の教諭の方々を対象とした「高校教員説明会」を実施している。その際受け付けた質問や意見を参考として、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」を定期的に点検することで、平成29（2017）年度より現行のものとなった。

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度の志願者・入学者数・定員充足率の推移は、下記（表Ⅱ-7）の通りである。なお、平成28（2016）～平成30（2018）年度は定員250名、令和元（2019）年度は定員200名、来たる令和2（2020）年度はライフデザイン総合学科定員150名、新設の歯科衛生学科定員70名である。

表Ⅱ-7 志願者・入学者数・定員充足率の推移
平成28（2016）年度～令和元（2019）年度

年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
志願者数	271名	251名	224名	309名
入学者数	219名	197名	177名	230名
入学定員	250名	250名	250名	200名
定員充足率	88%	79%	71%	115%

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

基準Ⅱ-A-1で述べた通り、本学では学習成果を

1. 自らの目標を実現するために必要な専門知識・技術を体系的に修得している。
2. 実践的な基礎ビジネス知識・能力を修得し、社会で活躍する力を身につけている。
3. 社会人として求められる一般常識、教養、基礎力を修得し、社会においてそれらの能力を活用できるようになっている。

と定めている。また、基準Ⅱ-A-2で述べた通り、シラバスには授業科目ごとの履修に必要な事項を記している。各回の授業内容も、その概要を詳しく記すよう専任・非常勤を問わず全教員に求めている。これにより学習成果を測定する仕組みとなっている。成績評価は「成績評価ガイドライン」に基づいた評価基準に則して実施され、学習成果の獲得の評価はGPAとして定量的な値で表される。以上により、本学の学習成果に具体性がある。（備付-62）

また、セメスター制のため各学期内で授業が完結しており、一定期間内で学習成果が獲得可能である。

平成29（2017）年度よりGPA制度を導入し運用を開始した。これにより学習成果の可視化がより明確になった。

学習成果の獲得を測定する仕組みとして「GPA分布」及び「コース別20単位以上修得者数」の集計がある。令和元（2019）年度のGPA分布は以下の通りである（表Ⅱ-8）。

GPAの平均値は、2年次生：2.40、1年次生：2.44である。

表Ⅱ－８ 令和元（2019）年度 2年次生・1年次生 各学年通算 GPA 分布

GPA 範囲	2年次生(179人)		1年次生(221人)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
3.5以上 4.0未満	14	7.8	18	8.1
3.0以上 3.5未満	37	20.7	44	19.9
2.5以上 3.0未満	42	23.5	44	19.9
2.0以上 2.5未満	38	21.2	63	28.5
1.5以上 2.0未満	19	10.6	25	11.3
1.0以上 1.5未満	17	9.5	16	7.2
0.5以上 1.0未満	5	2.8	6	2.7
0.0以上 0.5未満	7	3.9	5	2.3

特に、基準Ⅱ-A-2で記述した通り「体系的専門知識・技術」修得のために「コース自由選択制」を取り入れているが、コース別単位修得状況からその成果を測定することができる。令和元（2019）年度卒業生における、各コース20単位以上修得した人数の内訳は以下の通りである。（表Ⅱ－9）

表Ⅱ－9 令和元（2019）年度卒業生コース別20単位以上修得者数

コース	人数
ファッションビジネス	33
建築・インテリア	24
心理・福祉	8
アート&Webデザイン	9
ビジネスキャリア	49
英語コミュニケーション	22
スイーツ学・食文化	18

また、指定された科目を履修し単位を修得することで、実社会において有益な資格（全国大学実務教育協会資格・介護職員初任者研修など）や受験資格（二級建築士・製菓衛生師受験資格など）が取得でき、履修が各種検定試験対策にもつながっている。授業科目における学生の単位修得状況、GPA 分布状況、資格取得や各種検定試験などの合否状況（備付-64）を把握することも、学習成果の獲得を評価・判定する仕組みとなっている（表Ⅱ-10）。

表Ⅱ－10 令和元（2019）年度資格取得状況

(人)

資格名	取得条件	取得者数
二級建築士受験資格（実務0年）	課程修了	18
製菓衛生師受験資格	課程修了・スクーリング終了	13
介護職員初任者研修	課程修了・スクーリング終了	7
アソシエイトブライダルコーディネーター	検定合格	3
ビジネス実務士	課程修了	5
情報処理士	課程修了	2
MOS Word 2016	検定合格	126
MOS Excel 2016	検定合格	125
日商簿記検定 3 級	検定合格	1

リテールマーケティング（販売士）検定 3 級	検定合格	13
色彩検定 3 級	検定合格	9
2 級医療秘書実務能力検定試験	検定合格	19(4)
医師事務作業補助者	検定合格	(21)
ピアヘルパー認定試験	検定合格	4
サービス接遇検定準 1 級	検定合格	21
サービス接遇検定 2 級	検定合格	25
ファッションビジネス能力検定 3 級	検定合格	4
ファッション販売能力検定 3 級	検定合格	2
メイクアップ技術検定 2 級	検定合格	9
メイクアップ技術検定 3 級	検定合格	18
セルフメイク検定	検定合格	18
ビジネス電話検定 A 級	検定合格	39
秘書技能検定 2 級	検定合格	9

注：「2 級医療秘書実務能力検定試験」「医師事務作業補助者」は 2019 年 3 月受験、5 月結果発表分を「()」(内数) で示している。

これらの結果を教務委員会が把握し、必要に応じてワーキンググループでカリキュラム改革を検討するなど、フィードバックできる仕組みとしている。例えば、7 コースのうち「ビジネスキャリアコース」は 20 単位以上修得者数が多く、その中でも「2 級医療秘書実務能力検定試験」合格者が比較的多いという結果になったこともあり、卒業後のイメージをより分かりやすく示すため、令和元（2019）年度から「ビジネスキャリアコース」を「ビジネス・医療事務コース」に変更した。このように、コース別単位修得状況や資格取得状況を把握するにより「コース名変更」というフィードバックをおこなうことにつながった。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA 分布、単位数取得分布、資格試験の合格率などのデータを各コース・分野別に教務課が中心となって調査し、教務委員会において活用している。

学生による C-PLATS®自己評価を 2 年間で 5 回実施し集計している。インターンシップや留学などへの参加者数、大学編入学率、在籍率、就職率、卒業者数を集計し、教授会で報告しており、各種データについてはカリキュラム見直しなどで活用している。

学習成果の獲得状況については、量的・質的データに基づいて評価し、学園の事業報告書にて公表している。また、ステークホルダーへの周知として、非常勤講師懇談会や保護者懇談会においても報告している。

さらに、上記のような学習成果の獲得状況を示す量的・質的データの対象指標を評価方法として集約することにより、平成 30（2018）年 9 月に「アセスメント・ポリシー」を制定した。（提出-10）

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学と繋がり強い地元企業の方々に参加いただき、教育課程の編成や就職支援体制等の取り組みについて、産業界から意見等を聴取する自己点検・評価委員会の「外部評価部会」（備付-40）を平成28（2016）年度からおこなっている。

4年目となる令和元（2019）年度は、9月13日（金）に池田泉州銀行と兵庫ダイハツ販売の方々に来学いただき、本学学科長等とともに「外部評価部会」を開催した。

部会では、本学からの3つのポリシー及びアセスメント・ポリシー、カリキュラム構成、学習成果など教育課程を中心に現在の取り組み状況について説明した後、意見交換をおこなった。外部委員からは「3つのポリシーに則った教育方針の下で学生達は十分育っている」、インターンシップでは「大学生と見劣りしない」、就職活動においては、「学生がしっかりしていて、度胸もある」「明るく振舞えて、周りとうまく溶け込める」などの意見をいただいた。

また、本学卒業生が就職した企業へのアンケート調査（備付-46）をキャリアサポート室がおこなっている。過去3年間の就職実績がある企業、過去5年間で就職実績があり関係が強い企業を対象とし、令和元（2019）年度は45社より回答をいただいた。

設問の中に「C-PLATS®」の能力の獲得状況について率直な評価を尋ねる項目があり、P：プレゼンテーション能力、L：言語能力の評価がほかの項目と比べて改善の余地があるという結果を把握した。これらの結果は全専任教員が参加する学科会議で発表され、共有している。

以上のように、外部の評価員が参加する「外部評価部会」ならびに就職先企業アンケート調査において聴取確認した結果が、学習成果を点検するための貴重な機会となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

「中期計画」で定められた「就職に強い短期大学」実現の方針に向け、実社会で活躍するための基礎となる職業教育をより強化していく必要があると考える。特に「選択必修科目（資格科目）」に対応する資格取得の合格者数・合格率をさらに向上させる施策を引き続き検討する。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

【「社会人基礎力」修得状況を測る指標値「CPLATi（シーブラッティ）」】

「C-PLATS®」を学生による自己診断だけでなく、客観的に測定する手法がないか検討した結果、学生が各科目で修得したGP（グレードポイント）と、シラバスに記載された「CPLAT」の能力を用いて算出する、「CPLAT」の各能力がどれだけ授業の中で獲得できたかを示す指標値「CPLATi（CPLAT index）」を令和元（2019）年度より試行導入し、その数値を活用したフィードバックを今後検討していくことが決定した。以下に「CPLATi」の概要、算出方法について述べる。

学生が各履修科目において修得したGPを、シラバスに記載された「CPLAT」の各能力にそのままの値で振り分け、それを履修したその科目でえられた「CPLAT」の各能力値とみなす。そうしてえられた各履修科目の「CPLAT」各能力値を用いてGPAの算出式と同様にして「CPLAT」の能力ごとに

【能力値×単位数の合計】÷【その能力を指定している科目の総単位数】

を計算して求めた値（0.0～4.0）を「CPLATi」と定義する。下表にCPLATiの算出例をあげる。この例ではC=2.00、P=3.00、L=3.17、A=2.40、T=2.20と算出される。

表Ⅱ－11 CPLATi の算出例

履修科目	単位数	C	P	L	A	T	成績 (GP)	CPLATi				
								C	P	L	A	T
コンピュータ演習	1		○	○		○	3.0		3.0	3.0		3.0
調理実習A	2	○			○	○	1.0	1.0			1.0	1.0
日本語表現法	1	○		○	○		2.0	2.0		2.0	2.0	
ビジュアルアートA	2			○	○		4.0			4.0	4.0	
接客実務演習	2	○	○	○		○	3.0	3.0	3.0	3.0		3.0
(GPA)							2.63	<u>2.00</u>	<u>3.00</u>	<u>3.17</u>	<u>2.40</u>	<u>2.20</u>

この値は、あくまで能力の「向上の度合いの傾向を示す指標」としての上で、

4.0：「その能力が十分あり、自ら積極的に活用できる傾向にある」

3.0：「その能力が十分あり、適切に活用できる傾向にある」

2.0：「その能力の重要性を十分理解している」

1.0：「その能力の重要性を最低限理解している」

0.0：「その能力の重要性の理解が不十分である」

という意味を持つものとする。

CPLATi を算出することにより、次のような本学のカリキュラム・ポリシーに沿った PDCA サイクルが期待できる。

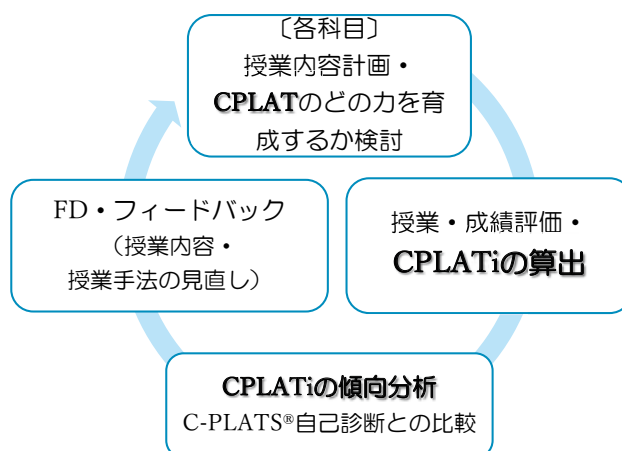
〔Plan〕 各科目において授業内容計画ならびに C-PLAT のどの力を育成するか各授業担当教員が検討をおこなう。

〔Do〕 成績評価が確定すると CPLATi の算出がなされ、各学生の CPLAT の傾向が示される。

〔Check〕 CPLATi の傾向分析や、「C-PLATS®自己診断シート」に記載された各学生の自己診断との比較をおこなうことが可能になる。

〔Act〕 FD 活動やフィードバック、すなわち授業内容・授業手法の見直しの判断材料の一つとする。そしてその効果を次の授業内容計画に生かす。

令和元（2019）年度は、まず CPLATi の集計から始めることとなった。CPLATi の概要ならびに集計結果は、「CPLATi について・集計結果」（備付-51）を参照のこと。



図Ⅱ－1 CPLATi を活用した PDCA サイクル

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 2 大手前短期大学案内パンフレット[令和元年(2019)年度]、3 大手前短期大学案内パンフレット[令和2年(2020)年度]、4 2019(平成31)年度履修ガイド[令和元(2019)年度]、17 2020年度入試ガイド学生募集要項[令和2年(2020)年度]、21 「学びのサポート」(ウェブサイト) <https://college.otemae.ac.jp/campuslife/learn/>、22 2019年度入試ガイド学生募集要項[令和元年(2019)年度]、23 入学願書[令和元(2019)年度]、24 入学願書[令和2(2020)年度]

備付資料 37 大手前短期大学ライフデザイン学科第1グループ・第2グループ合同第2回入学前オリエンテーション式次第[令和元(2019)年度]、38 非常勤講師懇談会資料[令和元(2019)年度]、46 2019年度企業アンケート集計結果[令和元(2019)年度]、49 C-POS(携帯端末による授業評価)ご協力のお願い、54 大手前短期大学自己点検・評価委員会学生懇談会記録[平成30(2018)年度]、56 【短期大学】2018年度卒業生学習・学生生活アンケート集計[平成30(2018)年度] https://college.otemae.ac.jp/files/about/2019_tandai_enquete_campuslife.pdf、57 大手前短期大学卒業生アンケート調査、62 成績分布状況表[平成30(2018)年度・令和元(2019)年度]、68 大手前短期大学ライフデザイン総合学科第1回入学前オリエンテーション[令和元(2019)年度]、69 学生アンケート集計結果(短大編)について[平成30(2018)年度]、70 2020年度入試ガイド学生募集要項[令和2(2020)年度]・2019年度入試ガイド学生募集要項[令和元(2019)年度]、71 履修等に関する配布資料[令和元(2019)年度]、72 2019年度入学手続き書類綴[令和元(2019)年度]、73 就職先一覧・進学先一覧[平成29(2017)年度～令和元(2019)年度]、74 大手前短期大学2018(平成30)年度学生による「授業アンケート」結果とその考察・大手前短期大学2019(令和元)年度学生による「授業アンケート」結果とその考察、75 国際交流センターのご案内[令和元(2019)年度]、76 短期大学ゼミナール全体発表会について[令和元(2019)年度]、77 平成31年度大手前短期大学新入生オリエンテーションスケジュール[令和元(2019)年度]、78 el-Campus 大手前大学・大手前短期大学一学生用操作説明書—2019年4月版・教育・学習支援システム(UNIVERSAL PASSPORT EX)操作説明書、79 学園ネットワークの概要(2018年4月)、80 大手前大学・大手前短期大学いたみ稲野キャンパス学生相談室のご案内・健康相談室資料[令和元(2019)年度]、81 大手前大学・大手前短期大学障がい学生受入ガイドライン、82 就職支援・スケジュール、83 2019年度短大入学生対象編入学プログラム募集のお知らせ、124 大手前学園ネットワーク構成図[OCNET][令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 9 個人情報保護に関する規程、20 大手前大学・大手前短期大学図書館規程、26 大手前短期大学就職委員会規程、27 大手前短期大学編入学委員会規程、30 大手前学園学生委員会規程、66 大手前学園奨学生(1年次)規程、67 大手前学園奨学生(2年次以上)規程、68 大手前学園奨励金規程、69 大手前学園利子補給奨学生規程、70 大手前学園学費特別貸与奨学金規程、71 学園創立75周年記念奨学金規程、77 短大創立60周年記念奨学金規程、78 大手前短期大学入試特別奨学金規程、95 大手前短期大学学費納付規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

- ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

基準Ⅱ-A-2でも述べた通り、教員は教務委員会を通して学習成果の獲得に向けての施策を検討することで、その責任を果たしている。

GPA、C-PLATS®自己診断を集計することにより、学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。各教員がシラバスに記載した授業内容や目標により授業を運営し、「成績ガイドライン」に則った成績評価をおこなうことで、学習成果の獲得を評価・判定する仕組みとしている。GPA 分布、C-PLATS®各能力の伸長度を教務委員会で確認し、必要に応じてカリキュラム編成を検討するなど、学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを整えている。

実際に各学期の成績発表後に、全学生の GPA 分布ならびに修得単位数分布を全専任教員が参加する教務委員会にて確認することで適切に把握(備付-62)している。それらのデータは非常勤講師懇談会でも説明(備付-38)され、学習成果獲得のための一つの指標として活用している。

また、学期途中に2回実施する、スマートフォンを使った「C-POS」授業評価システムや学期末に実施する非常勤教員担当科目を含む学生による「授業アンケート」の結果を通じて学生の理解度などを定期的に把握し、各教員が授業改善を図っている。

「C-POS」は、授業時間の最後約10分を利用して学生に携帯電話で回答させる授業アンケート(備付-49)である。内容は、「理解度」「新発見」「授業の進め方」「授業の満足度」に関して4択で回答する設問と、『今日の授業』に対する意見』『今後の授業』に対する意見をそれぞれ自由記述する設問からなる。アンケートの集計結果(備付-74)や学生の自由記述を見て、担当教員は学生の授業に対する評価を把握し、直ちに次回の授業に学生の意見を反映させることができる。自由記述を分析した結果、「授業を進める速さ」「課題など自主学習の際の時間確保への要望」「板書の速さ(書く・消すいずれも)」などが特徴ある回答として抽出されている。

学生による「授業アンケート」については、アンケート結果に全教員がそれぞれの担当科目の授業改善の観点からの所見を記し、全科目分を総合学修システム（e1-Campus）（備付-78）に公開している。なお、閲覧は教員のみが可能な設定となっている。

以上のように、「C-POS」ならびに学生による「授業アンケート」についても、評価・判定の結果をフィードバックする仕組みがある。

各コースの担当教員は、それぞれの科目内容を把握し、毎年3月の授業開始前におこなう「非常勤講師懇談会」において、非常勤講師を含めた授業担当者間の意思の疎通、協力・調整を図っている。

基準Ⅱ-A-3で述べたように、学生は「C-PLATS®自己診断」をおこなっており、この自己診断の結果を集計することで教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、カリキュラムや時間割を把握できるので、履修及び卒業に導くよう指導ができる。特に必修授業「フォーラム」（1年次少人数クラス担任制）・「ゼミナール」（備付-76）（2年次少人数クラス担任制）担当教員は、所属学生の履修状況・単位修得状況を把握し、個別に指導できる体制にある。春学期の5回目・10回目の授業終了時点で、全学生の必修科目の欠席状況を集約し、欠席回数が多い学生を「フォーラム」「ゼミナール」担当教員に連絡し、就学意欲が維持できるように図っている。さらに、各学期終了時に修得単位数が著しく少ない学生を洗い出し、同様に個別指導をおこなう。

事務職員はそれぞれ各部署の担当業務に応じて、他部署と連携を取りながら、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

教務課は、履修登録、取得資格による単位認定、授業運営に関する質問への対応、編入学プログラムの補助などの業務をおこなうことにより学習成果獲得に貢献している。特に、各学生の履修登録や修得単位数により教育目的・目標を把握し、卒業要件を充足しないおそれのある学生に対して卒業要件を充足するよう指導している。「インターンシップ」「地域貢献活動」に参加する学生の管理はそれぞれ、教務課、キャリアサポート室の職員が担当している。奨学金・奨励金制度の運営、授業料納付状況の管理などを学生課が担当し、学生が円滑に大学生活を送ることができるよう対応している。これらのことが学生の履修及び卒業に至る支援に相当する。本学で定める「個人情報保護に関する規程」（備付-規程集9）に基づき、学生の成績記録を適切に保管している。

「大手前大学・大手前短期大学図書館規程」（備付-規程集20）に基づき、大手前短期大学図書館に図書館館長、司書及び職員を配置している。図書館職員は教育・研究のために必要な図書、雑誌その他の資料を収集・管理し、図書サービスをおこなうことで学生の学習向上のための支援をおこなっている。また、学習支援センターならびにラーニング・コモンズにおいては教務課の管轄の下、チューターが授業課題の質問を受け付け、学習支援をおこなっている。

新入生オリエンテーションでは「フォーラム」のクラス単位で図書館、学習支援センターならびにラーニング・コモンズの各施設見学をおこない、図書館職員等が利用説明をおこなって、利便性を向上させている（備付-77）。

教職員は教育・学習支援システム（UNIVERSAL PASSPORT EX）を通して全学生の修得単位数・成績・履修科目・卒業要件充足の有無を把握することができる。また総合学修システム（e1-Campus）を通して担当授業における受講生の出欠管理、ならびに学校からのお知らせを周知することができる。授業を担当する教員が各回の授業の出欠状況をe1-Campus上で登録すると、それらが学生ごとの出欠状況として集計され、「フォーラム」「ゼミナール」のクラス担任教員が、各学生が履修している全科目の出欠状況一覧を閲覧・把握できる仕組みとなっている。これを利用することにより学生の個別指導に、さらに詳細に取り組むことができる（備付-78）。また電子ファイルによる課題の出題・提出のために学内ファイルサーバを利用できる体制が整っており、教員は学内のコンピュータを授業に活用することができる。また、ほとんどすべての講義室の教卓にネットワークと接続

されたパソコンならびにプロジェクター・OHC・DVD プレーヤーが配備されており、授業で活用できる体制にある。

教務課職員ならびに専任教員が、UNIVERSAL PASSPORT EX や e1-Campus の利用ガイダンスを実施して、学内掲示板の閲覧・履修登録・時間割確認・成績確認・学校からのお知らせの確認などの方法を指導している。また、電子メール・インターネット・学内ファイルサーバの利用やアプリケーションソフトの活用のために、1 年次春学期の必修授業「コンピュータ演習」で、学生への指導がある。

教職員全員に個別のパソコンが割り当てられ、研究室にも配置され、ネットワーク環境を整備し、教職員・学生とも情報収集に活用している。学内コンピュータやネットワークの利用に関する質問には情報メディアセンターならびに情報教育管理室の職員が対応している。(備付-79)

教職員の教育課程及び学習支援の充実ならびにコンピューター利用技術の向上を図るため、令和元(2019)年度は情報メディアセンター主催により「e1-Campus 操作説明会」を実施し、e1-Campus で課題を提示・提出させ、フィードバックする流れについて説明をおこなった。また、9 月に専任教員研究室のパソコンが一斉リプレイスされノートパソコンになったことにより教員対象「ノートパソコン利用講習会」をおこなった。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点をあわせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学予定者・新入生への授業や学生生活に関する情報提供は、以下の通りである。

まず、入学手続書類（備付-72）とともに、入学前オリエンテーション（備付-68）の出席案内を送付している。

入学前オリエンテーションは2 回実施して、将来の進路としての希望職種や資格取得という目標から入学後の学習プランを考えさせる。学習の動機付けに焦点をあわせて学習方法や授業科目を選択することは、学生にとって自分の時間割を作成する上でより効果的であるためである。

1 回目は、コース別にユニット・開講科目の内容や履修方法を説明し、コースごとの模擬授業をおこなう。これは、2 コースを受けることができるので、どのコースで学ぶかを決める上で具体的に理解できて役立つと学生から好評をえている。学生は、幅広い専門分野の中からコースやユニ

ット、科目を選択して履修するので、それに従って各自のユニット計画表を提出する。コンピュータ演習のレベル別履修クラスのアンケートもおこなう。教務課では、このユニット計画表・アンケートを参考に履修人数を積算して希望に応じた開講クラス数を用意するのに役立てている。

2回目は、さらに詳しい情報提供と資格の説明に加え、実際に時間割表を配布し、時間割を作成する。入学後スムーズに授業へ入っていくためである。この際、「フォーラム」クラスを決定し、クラスごとに集まって座席を指定することで、クラス担任教員とのコミュニケーションを取ることができる(備付-37)。

新入生オリエンテーション(備付-77)は、入学式後、5日間にわたり実施している。

1日目は、完成した時間割を教育・学習支援システム(UNIVERSAL PASSPORT EX)(備付-78)から登録して、履修登録を完成させる。次いで、クラス別ガイダンスにおいて履修科目の確認や学内施設見学をおこなう。その他「フォーラム」担当教員が学生の個別相談に応じる。

2日目は、学生生活が内容である。「学生生活ガイダンス」として学生課や警察からの講話、キャリアサポート室・ハラスメント防止委員会などの説明がある。また、学生相互や教員とのコミュニケーションを図るため、各「フォーラム」クラス単位でランチミーティング(歓迎会)を実施している。

3・5日目は、クラスごとに「e1-Campus 講習会」「図書館ガイダンス」「キャリアサポート室個人面談」ならびに入学前オリエンテーションで配布した問題集の内容に基づいた「国語基礎テスト」を実施する(リメディアル教育課程に活用)。特に「キャリアサポート室個人面談」では新入生のほぼ全員とキャリアサポート室職員が個人面談をおこない、キャリアサポート室で学生の特性や入学までの背景などを把握することに努めている。

4日目は、健康診断と課外活動公認団体の紹介がある。

2年次に移行する前、1年次終了時においても在学生ガイダンスを実施している。修得単位状況などを踏まえて「ゼミナール」担当教員及び職員が、学習の動機付けに焦点をあわせた履修指導をおこない、個別相談に応じている。

学習支援のための資料として、履修ガイド(提出-4)を発行し新入生に配布している。また本学ウェブサイトにも学生生活のための「学びのサポート」(提出-21)ならびにシラバスを掲載しており、学生だけでなく保護者なども閲覧可能となっている。

「ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)」に掲げる「社会が求める有為な人材の育成」をより確実なものとするために、確認テストならびに補習授業からなるリメディアル教育を実施している。

国語のリメディアル教育「基礎国語テスト」は、春学期の必修科目「フォーラムA」を活用しておこなわれた。文章読解・論述の演習の教材を用意した。春学期の最後の時期に再度「基礎国語テスト」をおこない、伸長度を把握した。

秋学期の必修科目「フォーラムB」を活用しておこなう数学のリメディアル教育(基礎数学テスト・補習授業)は、平成19(2007)年度より実施している。令和元(2019)年度で13年目である。数学の学習範囲・内容の監修、補習授業の実施計画、出欠管理などは本学専任教員が担当し、テスト・教材作成、答案分析、補習授業の実施を外部に業務委託している。

特に補習を要する学生については、基本的な数学の範囲を学習の目標とした。独自に作成した問題集を夏休み前に配布し、秋学期授業開始までに学習しておくよう指導した上で、第1回授業時に「基礎数学テスト」をおこない、その結果を分析し各学生の弱点の分野を洗い出し、6分野の補習授業を実施した。1年次生の約半数が補習授業対象者で、出席率が延べ78%である。補習対象者でない者にも、就職試験対策としてSPI2非言語分野(数学文章題)の教材を用意し、各自演習をおこなわせている。春学期同様、秋学期の最後の時期に「基礎数学テスト②」をおこない、その結果を個人成績票として学生に配付し、補習授業・教材学習の成果を確認させている。

以上の通り、リメディアル教育が就職試験対策にもなるよう図っている。

「フォーラム」及び「ゼミナール」において担当教員は、各学生の学習上・生活の悩みなどの相談に乗り、適宜指導・助言をおこなっている。特に1年次「フォーラム」において、各クラスの教員が「フォーラム」の学生全員に個人面談をおこない、UNIVERSAL PASSPORT EXの「プロフィール」欄にその内容を記述し、2年次の「ゼミナール」担当教員に引き継いでいる。また、経済的困窮により学習が困難になった学生には、奨学金の紹介や、1年次終了時点での長期履修制度への転換の推奨をおこなうなどの学習支援を実施している。

なお、本学においては通信教育課程を設置していない。

「ゼミナール」は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」における「体系的専門知識・技術」修得の集大成として実施する専門教育の中核である。それゆえ教育内容の改善を続けてきた「ゼミナール」については、以下に詳しく述べることとする。

現在、13分野の「ゼミナール」を開講している。学生からのニーズに応える形であり、「メイクアップ」「ブライダル」「MC・アナウンス」のゼミナールも、学生対応に支障がないように専任教員を副担任に配置したうえで、非常勤教員の担当で開講している。各ゼミナールの学習内容は、7コースのうちのいずれかの1コースに対応したものとなっている。「ゼミナール」の担当教員が提示した配属のための条件に合致していれば、2年次（長期履修生は3年次）前にほとんどの学生が希望する「ゼミナール」に配属される仕組みである。（表Ⅱ-12）

表Ⅱ-12 令和元（2019）年度「ゼミナール」一覧

「ゼミナール」のタイトル	対応するコース
服飾構成	ファッションビジネス
地域社会と産業	ビジネスキャリア（現「ビジネス・医療事務」）
海外文化研究	英語コミュニケーション（現「英語・観光ビジネス」）
Web デザイン・CG	アート&Web デザイン
製菓・製パン	スイーツ学・食文化
快適な住環境	建築・インテリア、心理・福祉
アート&デザイン	アート&Web デザイン
食文化	スイーツ学・食文化
健康・スポーツ・身体文化	心理・福祉
ファッションプランニング	ファッションビジネス
ブライダル	ファッションビジネス
メイクアップ	ファッションビジネス
ラジオパーソナリティ・アナウンス	ビジネスキャリア（現「ビジネス・医療事務」）

「ゼミナール受講ガイドライン」（「学生ハンドブック」記載）に「ゼミナールを受講するには、1年次終了時において16単位以上を修得していることを原則とする」として、「ゼミナール」の質を落とさないよう図っている。

「ゼミナール」では担当教員の専門性に基づき、学生一人ひとりが1年間かけて研究・作品制作に取り組んでいる。研究・制作内容を授業外・学外で発表している「ゼミナール」もある。「ゼミナール」は、短期大学としての広報の一環を担っている。（表Ⅱ-13）

表Ⅱ-13 令和元（2019）年度「ゼミナール」研究・制作内容の授業外・学外での発表一覧

「ゼミナール」	発表内容
アート&デザイン	ゼミナール制作作品の西宮市展への出展
快適な住環境	大手前大学・短期大学学園祭における研究内容・作品展示
服飾構成	大手前大学・短期大学学園祭における作品紹介（制作ドレスのファッションショー）
ブライダル	挙式の実施
製菓・製パン[大手前大学・大手前短期大学・大手前栄養製菓学院専門学校共同]	ゼミナール制作作品（卒業制作）の学内展示
ラジオパーソナリティ・アナウンス	「エフエムあまがさき」での番組制作、番組出演

「ゼミナール全体発表会」（備付-76）では、全短期大学生が一堂に集まり、各「ゼミナール」から選出された1～3名の代表が、PowerPoint スライドならびに実際に作成した作品を用いて研究・制作内容を発表する。1年次生及び長期履修生2年次生にもこの全体発表会に出席するよう促し、次年度に配属予定の「ゼミナール」の研究内容をより深く理解する機会としている。（表Ⅱ-14）

表Ⅱ-14 令和元（2019）年度「短期大学ゼミナール全体発表会」発表題目一覧

「ゼミナール」	発表題目
アート&デザイン	風林火山“怪”・海の上の守護神（森）
住まいと暮らし	住宅のリノベーション ～住宅をあこがれのcafé空間へ～
地域社会と産業	短期大学生とファストファッション
ブライダル	オリジナルウェディング みんなの想いに感謝を込めて ～偉大な愛を永遠に～
ラジオパーソナリティ・アナウンス	ラジオ番組制作から学ぶコミュニケーション
製菓・製パン	HAPPY WEDDING・Welcome ボード制作
海外文化研究	日本の音文化
Web デザイン・CG	Illustrator を用いたZINEの作成
健康・心理・身体文化	ストレスと睡眠について
服飾構成	服飾ゼミナールから学んだこと
メイクアップ	1980年代のメイクアップについての研究
ファッションビジネス	舞台衣装について

いずれの「ゼミナール」も発表時間は10分以内で、各部の発表終了後、学生のアンケート回答記入、学長の講評、発表者の「優秀賞」表彰をおこなっている。

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」の「実務教養型短期大学」を目指す施策の一つとして、「資格取得による単位授与制度」を設けている。本学指定の資格を取得した者には、本学の該当科目を学修したものとみなし、単位を授与している。資格取得時期は入学前、入学後を問

わない。この制度は在学生の資格取得を促すとともに、過去に取得した資格に対して単位授与することで、特に社会人が短期大学へ入学するのを促進するためのものである。令和元（2019）年度は資格取得による単位授与を延べ35名に対しておこなった。（表Ⅱ-15）

表Ⅱ-15 令和元（2019）年度 「資格取得による単位授与制度」の認定者数

単位授与科目	単位数	取得資格	人数
基礎英語	1	英検準1級・2級・準2級、TOEIC 500点以上	8
Word 演習	2	MOS Word2013・2016	3
Excel 演習	2	MOS Excel2013・2016	4
コンピュータ演習	1	パソコン検定(P検) 3級	2
色彩学Ⅰ	2	色彩検定3級	1
製菓特講	6	製菓衛生師受験資格	13
販売論・販売実務	4	リテールマーケティング(販売士)検定3級	2
ビジネス実務演習A	2	秘書技能検定2級	1
介護福祉概論・介護演習Ⅰ・介護演習Ⅱ	6	介護職員初任者研修	1

本学の独自の英語カリキュラムである「LEO (Language Education of Otemae)」では学習進度が速く成績優秀な学生の能力をさらに高める制度を導入している。英語教育の専門家である外国人講師が、英語を母語としない人を対象に英語で教えるカリキュラムである。3つの習熟度別クラスを開講しており、最上級レベルの授業では、米国の大学授業を想定したリサーチの方法、論文の書き方、ディベートなどを学習している。

また前記の「ゼミナール」において担当教員がゼミ生の個別指導をおこない、進度の速い学生や、能力の高い学生に対しては、より進んだ研究課題を与え取り組ませている。

以上の通り、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援をおこなっている。

外国人留学生は平成29（2017）年度以降、毎年数名を受入れているが、これに加え基準Ⅱ-Aで述べた通り、「留学生・日本語コース」を開設し令和元（2019）年度は5名を受入れた。ほかのコースを履修する留学生を加え、合計9名となる。（表Ⅱ-16）留学生に対しては教務課・学生課・国際交流センターと「フォーラム」・「ゼミナール」担当教員が連携を取りながら個別に対応することで修学支援をおこなっている。

表Ⅱ-16 留学生の人数（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）

(人)

	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度
留学生	2	1	9

また、国際交流センター（備付-75）を窓口としてアメリカ・ニュージーランド・韓国・オーストラリア・フィリピンへの短期研修プログラムを設けている。平成29（2017）年度から平成30（2018）年度の実績は、以下の通りである。

大手前短期大学

- ・ ニュージーランド英語研修プログラム 2名
- ・ 韓国短期研修プログラム 8名
- ・ オーストラリア英語研修プログラム 3名
- ・ 韓国交換留学制度 1名

以上のように、必要に学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣をおこなっている。

基準Ⅱ-A-4でも述べたように、本学の「職業教育」として、就職後に役に立つ資格（MOS Word、MOS Excel、日商簿記検定2・3級、リテールマーケティング（販売士）検定2・3級）取得のための共通教育科目「資格科目」を開講している。それらの科目を履修した学生に対し、さらにより確実な資格取得を目指すための「資格取得直前対策講座」を授業外の時間に関講している。各「資格科目」の担当教員は外部講師を依頼し、該当する科目を履修した希望学生は、無料で受講できる。令和元（2019）年度に関講した4資格の対策講座の内訳は以下の通りである。（表Ⅱ-17）

表Ⅱ-17 資格取得直前対策講座（令和元（2019）年度実施）・開講コマ数・申込者数
(人)

対策講座	開講コマ数	申込者数
MOS Word 2016	2	67
MOS Excel 2016	2	32
日商簿記検定2・3級	4	10
リテールマーケティング（販売士）検定2・3級	3	10

これらの資格取得へのモチベーションをさらに高めるために、「選択必修の資格取得者褒賞」をおこなっている。日商簿記検定2・3級、リテールマーケティング（販売士）検定2・3級、MOS Word・Excel エキスパートの各資格を取得した学生に対して、表彰状・記念品を贈呈するものである。令和元（2019）年度は平成30（2018）年4月～令和元（2019）年5月に受験し合格した学生を対象として表彰をおこなった。

また、本学でも資格取得の希望者が特に多い「医療事務」資格取得のために『2級医療秘書』『医師事務作業補助者』検定試験対策講座をおこなった。これらの資格取得のために「ビジネスキャリアコース」に「医療事務①」ユニット3科目（「2級医療秘書」検定試験対策）、「医療事務②」ユニット2科目（「医師事務作業補助者」検定試験対策）を開講し、各検定試験の内容を学習しているが、合格をより確実なものにするために、授業外に対策講座をおこなった。各「資格科目」の担当教員に講師を依頼し、該当する科目を履修した希望学生は、無料で受講できる。実施概要は以下の通りである。（表Ⅱ-18）

表Ⅱ-18 令和元（2019）年度 「2級医療秘書」・「医師事務作業補助者」検定試験対策講座
(人)

実施日	対策講座	申込者数
10月19日	「2級医療秘書」検定試験対策講座	30
10月26日	「2級医療秘書」検定試験対策講座	33
（3月5日：コロナウイルス感染予防のため実施せず）	（「医師事務作業補助者」検定試験対策講座）	22

以上は、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検した結果、おこなった施策である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

「学生一人ひとりが自らの目的に向けての目標を定め、それを実現させる力を育成させる」との
本学の使命に基づき、学生の生活支援を組織的におこなっている。

学生サービスや厚生補導を担当する常設委員会として「学生委員会」（大学との合同委員会）を設置している（備付-規程集30）。短期大学と大学がキャンパスを共用しており、学生支援については共通案件も多いため、「大学・短大合同委員会」としている。また、短期大学・大学それぞれに「小委員会」を設け、毎月開催している。構成メンバーは学生部長のほか、短期大学5名、大学8名の教員と大学通信教育部事務室職員1名並びに学生課職員3名で構成している。

学生委員会の下に、「課外活動活性化専門部会」「保健管理専門部会」「学生支援専門部会」を置いている。「課外活動活性化専門部会」は、課外活動団体への助成金支援や執行部への指導などを担当し、「保健管理専門部会」は、健康相談室・学生相談室の管理運営や要支援学生への支援や発達障害に関する勉強会の企画・実施を担当している。「学生支援専門部会」は、本学の奨学金制度の運営、学生寮の運営支援や学生生活アンケートなどの企画・実施を担当している。専門部会は、学生委員に加え、他委員会の委員も参加しており、幅広い視野からの学生支援をおこなっている。

学生課と教務課は「学生サービスセンター」と通称し、ワンストップサービス機能を果たすべく一体的な運営をしており、修学・学生生活・課外活動・交友関係や経済的支援等の窓口として、入学前の手続きから奨学金や学費納入、入寮・課外活動・アルバイトなど、学生の具体的な相談に幅広く対応している。“One to One”をモットーに掲げ、関係職員が学生一人ひとりにきめ細かく対応している。

令和元（2019）年度の学生委員会及び短大小委員会での審議事項等の詳細は、下記（表Ⅱ-19）の通りである。

表Ⅱ－19 令和元（2019）年度学生委員会開催実績

開催日	主な審議・報告事項
4月6日～12日 大学・短大合同委員会 [持ち回り]	・2019年度学生委員会構成（案）について ・大手前学園（第一種）奨励生候補者選定について ・障がい学生支援規定に基づく合理的配慮の決定について ・入試特別奨学生、並びに英語特待学生の資格重複者について ・大手前学園奨学金（2年次以上）について
5月7日 短大小委員会	・委員会活動計画について ・短大創立60周年記念奨学金の候補者選定について ・留学生在籍管理、誓約書への短期大学名追記について ・大手前学園奨学金（2年次以上）評価方法、面接日程について ・高等教育の無償化制度に伴う学内規程の整備について ・卒業式における答辞・送辞候補者の選定方法について ・学生生活アンケートの次年度の設問について ・健康に関する報告書について ・保護者懇談会について ・マナー啓発ポスターのテーマについて ・課外活動関連報告
6月4日 短大小委員会	・大手前学園奨学金（2年次以上）候補者選定について ・「奨学金」について ・利子補給奨学金について ・課外活動関連報告 ・要支援学生報告 ・東海・北陸・近畿地区学生指導研究会について
7月2日 短大小委員会	・大手前学園入試特別奨学生について ・保護者懇談会実施要項について ・大阪大手前キャンパス（専門学校・大学）を含めた学生委員会、課外活動組織（案）について ・新学科生（歯科衛生学科―仮称）への学園奨学金の適用について ・平成30年度学生アンケート結果について
9月3日 短大小委員会	・利子補給奨学金奨学生選考について ・学生支援に関する個人情報同意書について ・学内マナー向上啓発ポスターについて ・同好会の承認について ・保護者懇談会について ・留学生の対応について ・大手前学園創立70周年記念奨学金について
10月1日 短大小委員会	・学内マナー向上啓発ポスターについて ・「2019年度保護者懇談会」実施報告及び意見交換 ・大手前学園創立70周年記念奨学金について ・大手前学園奨学金（1年次）について ・大手前祭関連の報告 ・課外活動関連報告
10月12日～14日 大学・短大合同委員会 [持ち回り]	・大手前学園創立70周年記念奨学金の奨学生選定について

大手前短期大学

11月5日 短大小委員会	・学生委員会専門部会教員の所属について ・大手前学園奨学金応募基準の見直しについて ・大手前学園奨学金（1年次）奨学生の選定について ・高等教育の修学支援新制度導入に伴う学費納付方法について ・留学生対応について ・大手前祭について ・学生生活アンケートについて ・課外活動関連報告
12月3日 短大小委員会	・2019年度学園奨励金（第二種）・学生功労賞の推薦について ・高等教育の修学支援の措置に係る学修意欲等の確認について ・2019年度卒業式典について ・マナー向上啓発ポスターについて ・学生寮冬期閉寮期間中の残留寮生について ・学生生活アンケートの設問について ・課外活動関連報告
1月11日～17日 大学・短大合同委員会 [持ち回り]	・学生生活アンケートの設問について ・WEST寮在寮継続許可について ・大阪大手前キャンパスでの課外活動申請2団体について ・健康に関する報告書について ・卒業式典について
2月4日 短大小委員会	・大手前学園奨励金（第二種）受給候補者選定について ・学生功労賞の選定について ・「学生支援に関する個人情報取扱同意書」の追記版について ・入学式・卒業式学生代表選定方法について ・学生生活アンケートについて ・高等教育の修学支援新制度と学園奨学金について ・課外活動関連報告
3月10日 大学・短大合同委員会	・2019年度入試特別奨学生（留学生含）の継続について ・英語特待生採用及び継続について ・短期大学60周年記念奨学金について ・大手前学園社会人学生特別奨学金規程（案）について ・レジデンス西宮北口規程・規約について ・課外活動団体関係 ・「健康に関する報告書」へのUDフォントの使用について ・大手前大学・大手前短期大学 障がい学生の支援について

クラブ活動や大手前祭などの学園行事は、短期大学・大学合同で活動している。令和元（2019）年度現在、公認の課外活動団体は、体育会14団体（公認13団体、準公認1団体）と文化会15団体（公認14団体、準公認1団体）がある。各団体の顧問は、短期大学もしくは大学の専任教員とし、自主的な運営を基本として積極的な活動をおこなっている。

課外活動団体の代表学生による「課外活動本部」が組織され、毎月第3・4金曜日に会議をおこない、課外活動活性化のための企画立案から実現に向けての積極的な活動をしている。

例年4月には、新入生に対し課外活動団体を紹介する場として「新入生歓迎会」と「さくら祭」を開催し、6月には学生同士の交流や親睦を深めることを目的とした「スポーツフェスタ」を開催している。7月には新たに部員となった新1年次生を主に課外活動団体の組織、活動における様々なルールを理解するための「フレッシュマンセミナー」を実施し、新入生としての心構えや、自覚を養

う場を設けている。11月の「大手前祭」は、大手前祭実行委員会が企画から運営までおこなっている。2月実施の「リーダーズキャンプ」は、翌年度の課外活動のリーダー候補が一堂に会し、親交・結束・リーダーシップ養成のための研修として企画・運営されている。

そのほかに、課外活動団体の活動紹介のための冊子・ポスター製作など、課外活動を活性化するための自主的な活動を積極的におこなっている。

なお短期大学・大学とも、課外活動団体には助成金等の支援を積極的におこなっている。

こうした活動によって、令和元（2019）年度はクラブ所属の全体学生数も増え、活発な活動がおこなわれている。（表Ⅱ-20、表Ⅱ-21）

表Ⅱ-20 クラブ所属学生数（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）

（人）		
平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度
42	60	63

表Ⅱ-21 クラブ別所属学生数（令和元（2019）年度）

（人）			
クラブ名	人数	クラブ名	人数
弓道部	4	演劇部	1
準硬式野球部	3	JAZZ 研究部	2
競技ダンス部	3	アコースティックサウンド部	2
男子ラクロス部	7	音楽部	9
女子ラクロス部	8	軽音楽部	2
バドミントン部	1	漫画研究部	1
ダンス部	6	写真部	1
バスケットボール部	1	美術部	1
バレーボール部	4	茶道部	2
フットサル部	1	現代視覚文化研究会	2
文芸部	2	総合計	63

多目的コートと体育館は、授業やクラブ活動で使っていないときに学生に開放し、自由に使えるようにしている。

学生食堂では、授業のある期間中、委託業者による食事の提供をおこなっている。加えて、昼食時から授業終了時まで「キッチンカー」を不定期（開店日は掲示・ウェブサイトにて告知）にキャンパス内に開店して軽食やパン、スイーツなどを提供している。また、大手前短期大学・大手前大学の学生・教職員の出資による「大手前大学生活協同組合」の売店があり、教科書・文具・書籍等の販売から、パンや弁当・菓子類の飲食物も販売している。喫食のための学生ホールには、給茶器や自動販売機を設置している。また、学内にも給茶器を設置し、学生は湯茶を自由に利用できるようになっている。教室棟の入り口ホールや中庭には、椅子とテーブルを設置し、学生の休息や語らいの場として提供している。昼食時には一部教室も飲食の場として開放している。Wi-Fi 環境を学生ホール内及びその周辺で整備している。（備付-79, 124）

短期大学・大学共通の女子寮（Judy's Dorm Itami）として、キャンパスから徒歩圏内に民間の施設を借り上げて設置している。管理運営は管理人（外部委託）を24時間配置し、寮規則に基づき管理をおこなっている。また、定期的にアンケートを実施しており、学生の要望などに速やかに対応するようにしている。男子学生や入寮できない女子学生のために、下宿、アパート等の宿舍の斡旋を、大手前大学生活協同組合及び学園が出資する事業会社(株)大手前ファシリティーズに委託している。女子寮には、平成31（2019）年4月現在、36名（うち、短期大学生27名）が入寮している（入寮定員40名）。（表Ⅱ-22）

表Ⅱ-22 学生寮（Judy's Dorm Itami）入寮状況

（人）

	短期大学	大学	計
1年次生	16	3	19
2年次生	11	2	13
3年次生		3	3
4年次生		1	1

本学のあるいたみ稲野キャンパスは、阪急伊丹線稲野駅から1分、JR西日本福知山線（宝塚線）猪名寺駅から5分の立地で、通学に至便である。学園バスをいたみ稲野キャンパス・さくら夙川キャンパス・西宮浜グラウンド間で常時運行し、施設の共同利用・学生の交流・クラブ活動のために便宜を図っている。

駐輪場とバイク専用駐車場を設置し、自転車及びバイクで通学する学生には、所定の要件を満たした者に対して許可している。障がい者など特別な場合を除いて、自動車通学は禁止である。

昨今の社会情勢や経済状況の悪化に伴い、日本学生支援機構奨学金を約45%の学生が利用しているが、令和2（2020）年4月より、真に支援が必要な低所得世帯の子どもたちが経済的理由から修学を断念することのないよう、経済的負担の軽減を図る「高等教育の修学支援新制度」が導入される。この制度は、授業料等減免と給付型奨学金をあわせた手厚い支援制度であり、本学も「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」に基づき、要件の確認を受けた大学等（確認大学等）として事務手続きを進めた。一方、この新制度の対象となる学生は「住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生」となっており、対象とならない学生に対する経済的支援をおこなうために、本学独自の奨学金・奨励金を維持・活性化を図っている。

本学独自の奨学金・奨励金として、学業成績が優秀で経済的困窮者を対象に、「大手前学園奨学金」（備付-規程集66,67）を若干名に給付している。「大手前学園創立75周年記念奨学金」（備付-規程集71）は、卒業年次生を対象に、学業成績優秀ながら経済的理由で秋学期学費の納付が困難である者若干名に、秋学期学費相当額を給付。「短大創立60周年記念奨学金」（備付-規程集77）は、卒業年次生を対象に、学業成績優秀ながら経済的理由で学費の納付が困難である者若干名に学費相当額を給付している。「大手前学園奨励金（第一種・第二種）」（備付-規程集68）として、スポーツ・文化などの活動において卓越した成績を修めた者または団体を対象に、学生委員会で判定して若干名に給付している。また、入試時において、勉学の意志がありながらも、経済的理由により修学が困難な学生や外国人留学生のために、「大手前短期大学入試特別奨学金」（備付-規程集78）を設けて、学費面などのバックアップ体制を整えている。

そのほかに、国の教育ローンや学園が提携している金融機関の教育ローンを紹介しており、あわせて教育ローン利用者は「大手前学園利子補給奨学生」（備付-規程集69）の申請を可能としている。教育ローン以外にも学生のニーズに応じて、提携金融機関による学費サポートローンを紹介している。

学費の納付に当たっては、「大手前短期大学学費納付規程」（備付-規程集95）に基づき、必要な手

大手前短期大学

続きを経たうえで延納・分納を認めている。

各奨学金・奨励金の詳細については、下記（表Ⅱ-23、表Ⅱ-24）の通りである。

表Ⅱ-23 令和元（2019）年度 奨学金の取得状況

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	奨学生数	対在籍学生(417名)比率	月額(円)	年額(円)
日本学生支援機構 第一種奨学金	学外	貸与	80	19.2%	4,010,000	48,120,000
日本学生支援機構 第二種奨学金	学外	貸与	114	27.3%	7,380,000	88,560,000
日本学生支援機構 入学時特別増額 貸与奨学金	学外	貸与	21	5.0%	8,100,000	97,200,000
大手前学園奨学金	学内	給付	5	1.2%	－	600,000
大手前学園創立 75周年記念奨学金	学内	給付	1	0.2%	－	100,000
大手前短期大学 創立60周年記念 奨学金	学内	給付	3	0.7%	－	990,000
大手前学園 利子補給奨学金	学内	給付	3	0.7%	－	92,017
入試特別奨学金	学内	給付	30	7.2%	－	14,020,000

表Ⅱ-24 令和元（2019）年度 奨励金の取得状況

奨励金の名称	学内・学外の別	－	奨励者数	対在籍学生(417名)比率	月額(円)	年額(円)
大手前学園奨励金第一種	学内	給付	1	0.2%	－	50,000

学生の健康管理のため、健康相談室を設置し、看護師1名が常駐して対応している。近年、利用回数が増加しており、同じ学生が毎日来室している現状が見受けられる。また、メンタルヘルスケアやカウンセリングのために、学生相談室を設置し、予約で相談を受け付け、臨床心理士が対応している（週4日）。健康相談室と学生相談室は隣接して設置している。メンタル面での相談の多い学生相談室への入退室が健康相談室からもできるようにするなど、学生に利用しやすいよう工夫も重ねている。また、毎月の「稲野学生相談室だより」や季刊の「稲野健康相談室だより」を学内ネットワーク上に配信したり、学内の主要なトイレに学生相談カードを置くことで、学生に多様な相談への呼びかけをおこない、日々の健康への注意喚起をおこなっている。（備付-80）

それぞれの利用状況については（表Ⅱ-25、表Ⅱ-26）を参照のこと。

表Ⅱ-25 学生相談室利用者延べ人数状況（平成28（2016）年度～令和元（2019）年度）

（人）

	平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度	
	1年次生	2年次生	1年次生	2年次生	1年次生	2年次生	1年次生	2年次生
男子	0	0	0	0	0	0	0	0
女子	5	1	77	22	0	55	4	11
合計	5	1	77	22	0	55	4	11

表Ⅱ-26 健康相談室利用者延べ人数状況（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）

（人）

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
男子	16	10	13	17	13
女子	127	153	291	165	157
合計	137	163	304	182	170

学生の生活実態及び満足度を調査するため、毎年度2月に1年次生を対象に「学生生活アンケート」（備付-69）を実施している。調査結果は、教授会や職員の事務連絡会に報告し、学生支援のあり方を検討する資料としている。また、7月に「学生懇談会」を開催し、学内行事や課外に積極的に参加している学生の生の声を聴き、学生が必要とする学生支援の現状を知り、考える機会としている（備付-54）。具体的には、下記のような意見が出ている。

- ・サークル活動についての告知等案内がない。
- ・部活動終了後のコンピュータ教室の利用はできないのか。
- ・食堂は一時に人が集まり過ぎて、お昼に座って食べられない。

9月には「保護者懇談会」を開催して、保護者から見た学生の現状を知る機会にするだけでなく、保護者から学校への感想や要望を伺い、今後の学生支援のための貴重な意見を聞く場として活用している。

留学生については、1年次は「フォーラム」担当教員が、2年次においては「ゼミナール」担当教員が学習面の指導だけでなく、生活面においてもきめ細やかな対応をして学生生活を支えている。国際交流センターと学生課が留学生の支援担当部署で学習支援や生活支援をおこなっている。国際交流センター事務室の隣には、留学生・学生・教職員が交流するランチルームを設けている。そのほか、年間を通して日帰りのバス旅行やクリスマス会などの企画をして、留学生が孤立しないよう工夫を凝らすとともに、一般学生にも語学学習・異文化交流の機会になるように考えている。（備付-75）

高校新卒者以外を対象とする入試として、社会人入試を実施している。令和元（2019）年度現在、社会人学生は1名在籍している。社会人学生に対しては、1年次は「フォーラム」に、2年次においては「ゼミナール」に所属し、担当教員が学習面の指導だけでなく、生活面においても学生生活を支える体制を取っている。

障がいを持った学生に対しては、「障がい学生受入ガイドライン」（備付-81）を作成して対応

をしている。受験時には、受験特別措置を設け、「学生募集要項」（提出-17）及びウェブサイトで事前相談をするよう促し、個人の状況により受験前・入学前の面談を実施している。入学手続き時には、「健康カード」にて障がいの申告のある場合、「入学前面談」を呼びかける手紙を送付している。面談の希望者には必要に応じて面談を実施する。面談は本人及び保護者とおこない、学生部長・学生課長・教務課長・臨床心理士・看護師及び教職員から学生部長の指名した者が対応する。

障がい者を受け入れる際の対策として、緊急連絡網の整備・教職員への周知・ノートテイクなどほかの学生による支援のあり方などについて研修・検討を重ねている。当該学生と常にコンタクトを取り、学生生活上の問題・悩み・要望などを把握し、速やかな対応を心掛けている。また、順次バリアフリー化をおこない、オストメイト対応のトイレも設けている。障がいを持つ学生にはエレベーターやロッカーの使用を認めている。

本学では3年制の長期履修生制度を設けている。週に3日通学し3年間で短期大学を卒業する。学費は、通常の2年間の学費合計と長期履修生の3年間の合計を同一に設定し、学費負担の不公平をなくし、1年間に支払う学費負担が軽減されている。月・火・金曜日コースと火・水・木曜日コースがあり、学生が計画的に学べるようにしている。

長期履修生については、1年次は「フォーラム」担当教員が、カリキュラム・時間割など履修について対応する。2年次は学科長が担当し、3年次の「ゼミナール」担当教員に引き継ぐことで、学生が学業半ばでつまづくことのないよう努めている。（表Ⅱ-27）

表Ⅱ-27 多様な学生の受入れ状況[入学者数]
(平成28(2016)年度～令和元(2019)年度)

(人)

	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	計
留学生	1	2	1	9	13
社会人	2	0	0	1	3
帰国子女	0	0	0	0	0
障がい者	2	5	0	4	11
長期履修生	16	16	7	14	53

地域貢献ボランティア活動としては、すでに基準Ⅰ-A-2で言及したように、「伊丹市立こばと保育所」でのボランティア活動、「積み木製作」・「フェルト製作」のボランティア活動、「特別養護老人ホーム「けま喜楽苑」でのボランティア活動、「伊丹市立障害者福祉センター（アイ愛センター）」でのボランティア活動、「JR猪名寺駅」でのボランティア活動、「伊丹警察署OTM隊防犯ボランティア」「京丹後ミニ・フィルムコンベンション」「伊丹市伊丹アピールプラン（いたみわっしょい）」でのボランティア活動など多くの活動に参加している。これらの地域貢献ボランティア活動のうち、本学と協定書を交わした受入れ団体が主体となる活動に参加した学生に対しては、十分な事前・事後学習をおこなったうえで単位認定をおこなっている。

そのほかの地域活動として、「課外活動本部」が中心になり、11月にキャンパス周辺の清掃を地域の方々とともに実施している。また、地域の祭・イベントにジャズ研究会や和太鼓部などの課外活動団体が招聘されて参加し、どちらも地域の方々から好評価をいただいている。

こうした地域貢献やボランティア活動において、顕著な活動をした団体、学生には、大手前学園奨励金及び学生功労賞を授与し表彰している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員組織としては、副学長及び学科長を含む教員4名とキャリアサポート室職員2名で構成する就職委員会（備付-規程集26）を組織し、原則として月1回の開催を通して、就職支援内容の検討や現状把握に基づく改善を協議し、具体的施策を実行に移している。また、就職支援システムには、学生の面談記録や就職支援プログラムの参加状況などすべての情報が蓄積され、教員も情報の書き込みが可能となっているため、教員と職員間においても緊密な情報共有がおこなわれている。加えて、就職活動時期においては、毎週ゼミナールに推奨する求人情報を提供し、必要に応じてキャリアサポート室職員がゼミナール訪問をおこない教員と協力して学生のモチベーション喚起に取り組むなど教職協働の就職支援体制が確立している（令和元（2019）年度の活動状況については表Ⅱ-28を参照）。

表Ⅱ-28 令和元（2019）年度 就職委員会開催実績

回	開催日	主 な 議 題
1	4月3日	・前年度の総括・卒業生の進路決定状況について ・本年度支援体制及び2年生進路登録票配布 ・1年生個人面談について
2	5月7日	・インターンシップ実施準備と支援計画について ・就職委員会活動報告書及び次年度活動計画書の説明
3	6月4日	・支援イベント（エアライン・公務員）の計画・活動状況について ・2018年度の進路状況の最終報告
4	7月2日	・活動状況及び学校取りまとめ求人について ・就カツくんへの状況入力依頼について
5	8月1日	・活動状況報告 ・インターンシップ実施状況について
6	9月10日	・活動状況及びゼミナール担当教員への状況確認依頼について ・インターンシップにおける日程繰り上げのケースについて
7	10月1日	・非正規・正規雇用の違いについての啓蒙 ・リクナビDMPフォローの問題について
8	11月5日	・未内定者の状況について ・就職支援プログラムの日程と参加状況について
9	12月3日	・進路状況について ・1年生の顔あわせ面談の実施について ・就活実践講座と就活決起集会としてゼミ事前ガイダンスの同時開催について
		・進路状況について

10	1月7日	・夏季インターンシップ単位認定について ・フォーラムでの就職支援プログラムの周知について
11	2月4日	・進路状況について ・就活実践講座③、就活決起集会について
12	3月3日	・進路状況について ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となった就活実践講座③を補う対策について
臨時	3月26日	・進路状況について ・就活実践講座③の中止に伴うメール配信及びDM配送について

キャリア系科目として1年次春学期に「キャリアデザイン」、1年次秋学期に「キャリアプランニング」と「キャリアベーシック」を配当し、職業観の涵養をはじめチームワークや課題解決力など汎用的能力の養成を図り、自らのキャリアデザインを建設的に構想できることを目指している。

加えて、雇用形態の違いや基礎的な労働法制に関する知識を修得するとともに、産業の種類や職種の理解を促し、主体的に職業選択をおこなって卒業後に自立した人生を歩めるよう「社会人基礎力」の養成に努めている。これらの科目は、1科目の選択必修となっているが、就職希望の学生には、フォーラム担当教員の履修指導により全科目の履修を促し、学生の「社会人基礎力」及び就活力の向上に努めている。

短期大学生にとって、入学して1年後には就職活動が始まるタイムスケジュールでは、早期からの職業観の涵養による就職意識の醸成が肝要となる。そこで、本学は夏季休暇を利用した就業体験（インターンシップ）に力を注いでいる。入学時の全員面談でその関心度合いを調査しその後の勧誘に結び付け、春学期のキャリアデザインでは、実際に参加した2年次の先輩をゲストスピーカーとして体験談を語ってもらい、その効用について理解を促している。その結果、毎年、就職希望者の半数前後の学生が参加し、仕事の理解や社会人に必要な態度や姿勢について学んでいる。

また、多様な業界や職種の受入れ先の企業を開拓し、学生のニーズにあった企業とのマッチングを可能としている。なお、地方からの学生も地元の経済団体や自治体と連携して、帰省時に参加できる仕組みが整備され、多くの学生が参加しやすい環境にあるといえる。

単位認定型のインターンシップ（令和元（2019）年度は26社に70名参加）や面接練習会などの正課外の就職支援プログラムの周知や参加促進に関しても、これらの正課科目の担当教員が協力し、正課と正課外の就職支援プログラムとが有機的に連動して運営されることにより、知識やノウハウと具体的な実践力の両面の能力伸長が図れる仕組みができ上がっている。これらの企画立案やその運用についても、就職委員会で十分に検討・協議され、強固なガバナンスの下で組織的に実行されている。（表Ⅱ-29）

表Ⅱ-29 令和元（2019）年度実施 就職支援プログラム

業界研究セミナー（10/10-1/23 全12回）	7回以上の参加を義務付け
勇気づけの面接練習会（12/7）	全員参加
履歴書添削会（12/15・1/12）	全員参加
本番の面接練習会（1/25）	全員参加
学内合同企業セミナー（2/17）	全員参加
就活実践講座①「応募企業を選択する」（2/20）	全員参加
就活実践講座②「就活マナーと面接突破ポイント」（2/21）	全員参加
就活実践講座③「就活ナビを使った実際のエントリー」（3/2）	全員参加
グループディスカッション対策講座（2/21）	希望者のみ
ステップアップ面接練習会（2/22）＊人事採用担当者による	希望者のみ

学生が自由に入退出できる部屋として、担当職員が配置される「キャリアサポート室」が設置されている。ここには、パソコン10台、求人票やポスターの掲示版、コピー機などの施設が完備され、就職体験記録や就職関連図書が常備されている。また、個別相談が可能な個室が4室あり、プライバシーの確保と面接練習の活用に役立っている。加えて、求人情報は、J-Net というシステムに集約され、学生は学外からのアクセスも可能で職種や業界、勤務地などの検索条件を入れることで求人情報の絞り込みができるようになっている。あわせて、学生の面談記録や就活状況は「就カツくん」という本学独自の就職支援システムに一元管理され、教職員が入力閲覧することにより均一な情報共有が図られ、常時学生の個別相談に対応できる体制が整っている。(備付-82)

本学は、平成16(2004)年度に地域総合科学科として改組し実務教育を中心に多彩な授業科目を開講し、学生は「コース自由選択制」に基づいて自由に科目選択ができる。したがって、7つのコースに関わる資格が授業を通して取得でき、高い合格実績を残している。中でもビジネス現場で必要とされるMOS Word・Excel、日商簿記、リテールマーケティング(販売士)の3つの資格については、資格取得に向けた学修を推進するため選択必修科目として重点的に配当している。この3つの資格に関わる6科目12単位のうち、2科目4単位を履修し、受験対策講座とあわせた支援により、その資格取得を促進している。その他、受験者の多い2級医療秘書や医師事務作業補助者の資格取得のために受験対策の直前講習を授業外で実施している。

就職試験には、大きく分けて筆記試験と面接試験がある。筆記試験は、多くの企業で採用されているSPI試験を中心に基礎学力が問われ、一定水準に達しないと次の面接試験に進めない登竜門となっている。そこで1年次生春・秋学期に配当した「キャリア特講A/B」で国語の語彙や読解力の養成をおこない、基礎的な数学力を身に付けるための教育をおこなっている。

一方、面接試験対策としては、外部のキャリアカウンセラー資格を有する面接官に協力を仰ぎ、アドラー心理学に基づく「勇気づけの面接練習会」を実施するのを皮切りに、本番面接を想定した面接練習会もあわせて実施している。これらは基本的に全員参加を学生に課しているが、参加学生の満足度は非常に高い。さらに、任意参加となるが企業の人事採用担当者による、実践形式のステップアップ面接練習会やグループディスカッション対策講座も加え、面接試験の対応能力を段階的に高めるプログラムを構築している。

就職率をはじめ主な内定先の職種や業界の傾向を分析するなど、就職委員会(備付-規程集26)を中心に分析結果(備付-46, 57)を十分に検討したうえで、就職支援の具体的な施策に反映させている。例えば、入学時の全員面談によるヒアリングから、インターンシップの参加や資格取得など学生一人ひとりの動向を詳細に把握し、どのような学びや支援が効果を発揮し良い変化をもたらすかを見定め、エンrollmentマネジメントを効果的に取り入れている。また、就職試験の選考過程において見出された課題やその対策については、学生が提出する就職試験内容報告書に基づき学生の弱点を抽出し、その克服など課題解決に向けて、キャリア系科目のシラバスや就職支援プログラムの改善に取り組んでいる。なお、すべての就職支援プログラムは全員参加とし、アンケートの提出を義務付けているため、学生の感想や意見が反映される仕組みが整っている。

このような学生個々のエンrollmentマネジメントによる正確な現状把握と常に効果検証をおこない、それらを改善に結びつけるPDCAサイクルが確立されることで、キャリア系科目や就職支援プログラムの改善が担保されているといえる。また、ICTを活用した学生の活動状況の情報共有とともに教職員間の緊密な連携は、教職協働の実質化を実現している。これらの多岐に亘る組織的な取り組みにより、「就職に強い短期大学」というスローガンの下で着実に就職率を上げ、平成29(2017)年度及び令和元(2019)年度は就職率100%を達成した。(表Ⅱ-30、表Ⅱ-31)

表Ⅱ－30 過去3か年の就職状況の推移

(人)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
卒業者	194	188	185
就職希望者	151	156	147
進学希望者	18	10	14
その他	25	22	24
就職	146	156	146
就職率 (対卒業者)	75.3%	83.0%	78.9%
就職率 (対就職希望者)	96.7%	100.0%	99.3%
進学決定者	17	10	14

表Ⅱ－31 令和元 (2019) 年度就職状況

(人)

項目／男女	令和元 (2019) 年度		
	男	女	合計
卒業者 (9月卒業者5名含む)	7	154	161
就職希望者	3	128	131
進学希望者	4	10	14
その他	0	16	16
内定者	3	128	131
内定率 (対卒業予定者)	42.9%	83.1%	81.4%
就職率 (対就職希望者)	100.0%	100.0%	100.0%
進学決定者	4	10	14

進学に対する支援としては、「編入学プログラム」を設けている。この「編入学プログラム」は授業開講期間の隔週の昼休みならびに夏期休業中の数日間に実施しており、内容としては編入学試験のための準備の仕方などの情報提供、志望大学についての個人相談や面接シミュレーションなどであり、編入学委員会（備付-規程集27）の教員が指導にあたっている。本学の卒業生は、大手前大学や他大学の3年次に編入学が可能であり、修得した単位のうち最大で62単位が当該大学において修得したものとして認定される。また、同一法人内の大手前大学への編入学には、入学金免除の優遇措置が適用されている。

平成 30 (2018) 年度より難関大学への編入学を促進するために、短期大学における編入学指導で定評ある教育機関「大学編入アカデミー」と提携し、編入学試験で必要な英語・小論文の対策講座を開講している。（備付-83）

一方、留学に対する支援として「海外留学プログラム」を設けている。現在は海外短期語学研修（2週間～6か月）に参加のニーズが多いが、国際交流委員会がそれらの募集・出帰国の手続きのフォロー・学業把握を始めとした取りまとめをおこなっている。令和元 (2019) 年度の海外短期語学研修には「韓国短期研修プログラム」に2名が参加した。（備付-75）

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

「就職に強い短期大学」の実現に向けて、ここ数年好調な就職状況をさらに維持し向上させる施

策を引き続き検討していく。また、金融系企業や公務員への就職実績向上にも取り組んでいく。
また、進学先大学の拡充も含め、4年制大学編入の実績強化も図っていく。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

なし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は次の通りである。

「学生のニーズや社会情勢を考慮しながら、今後とも毎年度カリキュラムの点検をおこない、『ユニット』や科目のスクラップ&ビルドをおこなっていく。志願者・入学者の減少傾向に歯止めをかけるため、引き続き教育改革を進めるとともに、入試方法の改善を図る。」

カリキュラム点検ならびに教育改革の結果として、「平成28（2016）年度～令和元（2019）年度大手前短期大学中期計画」において「就職に強い短期大学」を目指し受験生にアピールすることが目標となった。これを受けて、平成29（2017）年度より従来の「ユニット自由選択制」から「コース自由選択制」にカリキュラム改革をおこない、コース科目の配当を決定した。

入試方法については、平成26（2014）年度より授業体験型A0入試の新設をおこなう一方、平成29（2017）年度入試よりオープンキャンパス参加型A0入試を廃止した。また、入学定員についても規模の見直しをおこない、令和元（2019）年度入試より定員を250名から200名、さらに令和2（2020）年度入試より定員を150名に削減している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「就職に強い短期大学」の教育をより強化することが本学の方針であることは変わらない。カリキュラム改革を進めた結果、令和2（2020）年度より、社会人に必要な知識とスキルを修得し卒業後に活躍する人材を育成するために「ビジネス・医療事務コース」「国際コミュニケーションコース」「ファッションビジネスコース」「建築・インテリアコース」の4コース、ならびに「編入学プログラム」「経理・金融プログラム」「公務員プログラム」の3プログラムを設置することが決定している。このカリキュラム変更にあふさわしい教育内容を検討・実行していく。

大手前短期大学

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料 84 教員個人調書、85 教育研究業績書、86 非常勤教員一覧表、87 教員の研究活動について公開している印刷物等 [平成 29(2017)年度]、88 教員の研究活動について公開している印刷物等 [平成 30(2018)年度]、89 教員の研究活動について公開している印刷物等 [令和元(2019)年度]、90 専任教員の年齢構成表 [令和2(2020)年度]、91 専任教員の研究活動状況 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、92 外部研究資金の獲得状況一覧表 [平成29(2017)年度～令和元(2019)年度]、93 研究紀要・論文集 [平成 29(2017)年度]、94 研究紀要・論文集 [平成 30(2018)年度]、95 研究紀要・論文集 [令和元(2019)年度]、96 教員以外の専任職員の一覧表(氏名、職名) [令和 2(2020)年度]、97 FD 活動の記録 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、98 SD 活動の記録 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、99 教員以外の専任職員の一覧表(氏名、職名) [令和元(2019)年度]、100 学長特別教育研究費採択一覧 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、101 ウェブサイト「教員組織・一覧」 [令和元(2019)年度]、102 授業補助員の採用に関する手続きについて [令和元(2019)年度]、103 年間活動業績報告書 [令和元(2019)年度]、104 ウェブサイト「研究者業績検索システム」 <http://kg.otemae.ac.jp/gyoseki/japanese/index.html>、105 受託研究契約書 [令和元(2019)年度]、106 学校法人大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン公表ページ <https://college.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuGuideline2015.pdf>、107 研究倫理研修会案内メール [平成30(2018)年度]、108 職員人事評価制度の仕組み [令和元(2019)年度]、109 松谷化学受託研究成果概要 [平成 29(2017)年度～平成30(2018)年度]、110 「PBL 型課外活動の推進に関する研究」概要と成果 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、111 大手前学園セキュリティポリシー一覧、112 規程管理システムトップ画面 [令和元(2019)年度]、113 教員研究室配置図面、114 学生委員会短期大学小委員会資料、115 事務用機器備品・情報端末配置一覧、116 勤怠管理 WEB システム画面、120 危機管理マニュアル [令和元(2019)年度]、121 消防計画 [令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 1 事務組織規程、4 常任理事会規程、9 個人情報保護に関する規程、19 大手前学園 SD 委員会規程、24 大手前短期大学 FD 委員会規程、25 大手前短期大学教務委員会規程、28 人事委員会規程、36 就業規則、37 パートタイム職員に関する就業規則、38 大手前短期大学教員昇任基準、39 大手前学園教員選考規程、41 非常勤講師に関する規程、42 任期付教員任用規程、43 期限付職員雇用規程、44 教員人事評価規程、45 職員人事評価規程、51 育児休業規程、52 介護休業等に関する規程、59 教員教育研究費支給規程、60 学長特別教育研究費支給規程、63 大手前短期大学教授会規程、64 教学運営評議会規程、88 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程、89 公的研究費等の取扱に関する規程、91 海外出張旅費規程、92 海外研修派遣規程、93 受託研究規程、94 共同研究取扱規程、96 大手前大学・大手前短期大学スチューデント・アシスタント規程、97 教員服務規程、98 教職員褒賞規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は令和元（2019）年度現在、ライフデザイン総合学科単科の短期大学で、その教員組織は学長、副学長、学科長など合計 16 人の教員で構成されている。全員が本学の専任教員であり、職位別には教授 9 人、准教授 5 人、講師 2 人となっている。専任教員数及び教授数は、ともに短期大学設置基準に定める必要人数を充足している（表Ⅲ-1 教員数概要を参照）。専任教員 16 人の平均年齢は令和元（2019）年 5 月時点で 57 歳（教授 62 歳、准教授 54 歳、講師 38 歳）であり、年齢構成上のバランスも取れている（備付-90）。「就業規則」（備付-規程集 36）では教員の定年は 65 歳としているが、学園が特に必要と認めた場合は定年を延長し、あるいは任期付教員として再雇用することがある（なお、定年年齢の改正時、既に在職していた教員については、70 歳が定年となる）。

専任教員の職位は採用、昇任の際に教育実績、研究実績、その他の経歴等を個人調書（備付-84）等に基づき、短期大学設置基準に定める職位ごとの基準に照らし合せ、審査・決定しており、ウェブサイト「教員組織・一覧」（備付-101）を公表している。

本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」では社会が求める有為な人材を育成するために「実務教養型」のカリキュラムを編成・運営することを謳っており、これを実践するために幅広い領域の中から入学後に自由に選択して履修できる「コース自由選択制」を採用している。この各コースの多彩な授業科目からなるカリキュラムを円滑に運営するために、その主要科目を担当する専任教員に加えて、専門分野ごとに非常勤教員 81 人を配置している。

非常勤教員（備付-86）の採用にあたっては、「非常勤講師に関する規程」（備付-規程集 41）に基づいて研究業績、その他の経歴等を、短期大学設置基準に定める職位ごとの基準などを総合的に審査のうえ決定している。また履修人数が多い実習系の科目などにおいては、一定の基準の下で、授業補助員を配置し（備付-102）、あるいは情報教育機器などを使う授業での補助のため学生スタッフ（SA）を採用することも認めている（備付-規程集 96）。

表Ⅲ－１ 教員数概要

(令和元(2019)年 5 月 1 日現在) (人)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に 応じて定める専任教 員数〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
ライフデザイン総合 学科	9	5	2	0	16	7		3	0	81	家政 関係
(小計)	9	5	2	0	16	7		3	0	81	
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							4	2			
(合計)	9	5	2	0	16	11		5	0	81	

専任教員の新規採用及び昇任については、「大手前学園教員選考規程」（備付-規程集 39）あるいは「大手前短期大学教員昇任基準」（備付-規程集 38）の規定に基づいて、人事委員会（備付-規程集 28）が採用候補者、昇任候補者を選考することになっており、学歴、教育実績を含む職務経歴、著書・論文などの研究業績（備付-85, 87, 88, 89, 91）、学会活動、人物評価ならびに短期大学設置基準に定める職位ごとの基準などを総合的に審査する。同時に、新規採用にあたっては、「学園の教育理念・使命に共感し、その運営に参画できる能力と協力する姿勢を有する」という点を重要視して選考している。人事委員会で決定された候補者については「教学運営評議会」（備付-規程集 64）における審議を経たのち、「常任理事会」（備付-規程集4）にて決定し、決定内容は「教授会」（備付-規程集 63）で報告される。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

本学は「実務教養型」教育を目指しており、実習系の授業も多いが、その教育・指導の裏付けとして理論面での研究が重要なことは学内の一致した認識である。研究活動の多くは、教員各自が専攻する研究領域についておこなわれているが、そうした専門領域のほか、「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」に基づいて、授業と直結した研究あるいは課外活動に関する研究などもおこない成果をあげている。例えば、「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」に掲げている学生が身に付けるべき6つの社会人基礎力「C-PLATS®」のどの能力がどれだけ修得できたのかを計る指標値の研究やPBL型課外授業推進によるアクティブ・ラーニングの効果的な活用方法の研究など、教員個人の専門領域外のところでも成果をあげている。

教育研究活動については、各専任教員が学長宛に毎年度提出する「年間活動業績報告書」(備付-103)の中で、教育・研究業績、社会的活動状況として報告され、データとして管理している。また、こうした教育研究活動の成果は、本学の紀要『大手前短期大学研究集録』(毎年1回発行)(備付-93, 94, 95)で公表され、あるいは所属学会などで発表されており、本学ウェブサイト(備付-104)上でも公開されている。

科学研究費補助金などの外部の研究費については、ここ数年は、申請するものの採択の実績がないのが実情で、その獲得に向けてまずは積極的に申請するように、公募要領を教員に周知させるとともに教授会などを通じて督促しており、令和元(2019)年度には4件の申請があった(備付-92)。また、その他については平成29(2017)年度より地元企業である松谷化学工業(株)と受託研究契約(備付-105)を結び、「希少糖が及ぼす製品への影響」(平成29(2017)年度)、「製菓材料としての希少糖含有シロップ(RSS)の活用方法の研究」(平成30(2018)年度)、「製菓材料としての希少糖含有シロップ(RSS)の活用方法の研究Ⅱ」(令和元(2019)年度)などの研究題目で外部研究費を獲得している。(備付-109)

専任教員の研究費については「教員教育研究費支給規程」(備付-規程集59)に定められており、全教員に支給される「個人研究費」(年間30万円上限)と、短期大学長がそれぞれの研究内容によって決裁し支給することができる「部局教育研究費」(年間40万円上限)からなる。「部局教育研究費」についてはグループによる共同申請も認められ、調査活動面も含めた教育研究費としての支出も対象としている。また、平成27(2015)年度から「学長特別教育研究費支給規程」(備付-規程集60)に基づき、本学における教育改革あるいは教育力の向上に直接資することを目的とした教育研究活動を助成するために支給する「学長特別教育研究費」(短期大学として年間60万円上限)を運用している。(備付-100)

専任教員の研究倫理に関しては、平成27(2015)年3月に「学校法人大手前学園における学術研究倫理ガイドライン」を制定し、その中で本学における学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な倫理指針及び研究者としての行動の規範を定めている。本ガイドラインについては、短期大学ウェブサイトで公表している(備付-106)。平成30(2018)年度には「研究倫理研修会」(備付-107)を開催し、全教員がビデオ上映での研修を受け、別途レポートを提出した。今後も引き続き研究倫理を遵守するために定期的に開催する予定である。

また、専任教員の研究成果を発表する機会の確保については上記の通りである。

専任教員には、個人研究室が整備されているほか(備付-113)、「教員服務規程」(備付-規程集97)により週に2日の研修日が設けられ、研究・研修等をおこなう時間を十分に確保している。また、国際学会での発表などのための海外出張についても、「海外出張旅費規程」(備付-規程集91)、「海外研修派遣規程」(備付-規程集92)に基づいて個別の申請により渡航費用などが支給される。このほか、研究活動に関する規程としては、官公庁や外部の事業者から委託を受けて研究をおこなう場合の「受託研究規程」(備付-規程集93)や民間機関などの研究者との共同研究に関する「共同研究取扱規程」(備付-規程集94)及び「公的研究費等の取扱に関する規程」(備付-規程集89)などがある。

FD活動についてはFD委員会が担当しており、「大手前短期大学FD委員会規程」(備付-規程集24)

に基づいて、①FD講演会及びセミナーの開催、②教職員合同の全学講演会の実施、③他大学の視察などをおこなっている。例えば令和元（2019）年9月に開催したセミナー「学校教育と著作権」では、著作権法の改正に伴う今後の対応として、主に教材での引用する際の留意点について、事例紹介により勉強する良い機会となった。また、FD委員会が地域連携についても「PBL型課外活動の推進に関する研究」（備付-110）として担当していることから、連携先の西日本旅客鉄道（JR西日本）、伊丹市、こばと保育所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の関係者とともに実施したPBL型課外学習について、毎年度実施の終了後報告会において参加学生のプレゼンテーションでその内容を検証し、授業・教育方法の改善をおこなっている。

こうした活動には、職員もSD活動の一環として積極的に参加している。ほかに同じく「PBL型課外学習の推進に関する研究」として自主学習を主体に検定対策などで学生の支援をおこなっている。

令和元（2019）年度のFD委員会の活動概要（備付-97）については、下表（表Ⅲ-2）を参照されたい。

表Ⅲ-2 令和元（2019）年度 FD委員会の開催実績

回	開催日	主な内容	活動の形態
1	4月16日	・2019年度のFD/SD研修実施方針について ・地域貢献活動の報告及び説明会実施内容について ・学習プログラム内容について	討議形式
2	5月14日	・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・TOT（学生スタッフ）のPR	討議形式
3	6月11日	・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・FD/SD研修について	討議形式
4	7月9日	・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・「フォーラムB」の内容について	討議形式
5	9月10日	・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・「JRさわやかマナーキャンペーン」について	討議形式
6	10月8日	・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・地域貢献活動報告会の実施内容について	討議形式
7	11月12日	・地域貢献活動報告会の練習会について ・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告	討議形式
8	12月10日	・地域貢献活動報告会の実施報告 ・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・地域貢献活動に係る単位授与について ・中期計画進捗状況報告書について	討議形式

9	1月14日	・地域貢献活動の活動報告 ・学習プログラムの活動状況報告 ・FD/SDセミナーの実施内容について ・地域貢献活動に係る単位授与について ・中期計画進捗状況報告書について	討議形式
10	2月10日	・地域貢献活動の活動報告 ・FD/SDセミナーの実施内容について ・地域貢献活動に係る単位授与について ・今後のFD委員会活動について	討議形式
11	2月26日	・第2回FD/SDセミナー 「短大教育とアート&デザイン」 ～授業の中で実践に使えるデザインのワーク、一般教養 の中で取り組める創造性教育～	FD/SDセミナー
12	3月10日	・次年度の地域貢献活動及び学習プログラムの実施内容について ・「フォーラム」授業とFD委員会の関わりについて ・次年度FDセミナーについて	メール審議

専任教員は本学の関連部署及び担当職員と連携して学習成果の向上を目指している。学科長及び教務委員は常に教務課と協力し、教務委員会（備付-規程集25）での討議を通じてカリキュラムの編成、改善を図っている。また、学生の学習指導については、教務課と連携し、必修科目等において欠席回数の多い学生に対しては、1学期に2回、担任教員より個別学修指導をおこなっている。さらに、当該学期の成績が定められた基準に達していない学生については、毎学期末に担任教員より学習指導をおこなっている。

図書館事務室とは、図書館活用を通じた自己学習力向上を目標に連携をおこなっている。1年次全員対象の新入生オリエンテーションやクラス別必修科目「フォーラム」において基本的な図書館利用指導を段階的にこなす。2年次必修科目「ゼミナール」や個々のクラスではカリキュラムに沿った綿密な情報共有のうえ、特集コーナーの設置、ブックガイドの作成、クラスでのガイダンスなどを実施している。図書館事務室とのこのような協働を通じて「情報」や「学習」への意識が向上し、高い学習効果を獲得している。

情報メディアセンターからは、コンピュータ関係授業の補助として学生スタッフ(SA)の派遣を受けるほか、情報教育機器に関する操作支援やトラブルへの対応にあたってもらっている。

多くの教員は課外活動委員会・大手前祭実行委員会・クラブ活動に顧問などとして関わっており、学生課と連携しながら学生の指導・支援にあたっている。

精神面でケアが必要な学生に関しては、出席状況の把握や相談体制の充実により学生との良好な関係を築けるよう、教務課・学生課（スクールカウンセラーを含む）・学生相談室・健康相談室などと連携して対応できる体制にある。関係教職員により個別学生ごとの対応を協議する学生委員会短期大学小委員会「定例ケース会議」（備付-114）を開催しており、情報の共有も図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。

- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の事務組織については、学園の「事務組織規程」（備付-規程集1）及びその別表の「事務分掌」で定められており、その内容に沿って各部署が責任をもって業務を遂行している。

事務組織の概要については、次ページの（図Ⅲ-1）を参照されたい。

短期大学の所在するいたみ稲野キャンパスには、総務課、教務課、学生課、キャリアサポート室、図書館事務室及び情報メディアセンターが配置されており、大学との合同組織である教学運営室、アドミッションズオフィス、地域・社会連携室、研究助成課、国際交流センターなどをあわせて、短期大学の事務組織を構成している。

図書館業務については、専門的なノウハウを有する外部業者に業務委託して司書資格を持った職員の派遣を受けているほか、学生相談室には臨床心理士、健康相談室には看護師といった専門資格保持者を、個別対応が必要な学生のためにスクールカウンセラーを、またキャリアサポート室にはCDAなどのキャリアカウンセラー資格を持った企業出身の職員を、情報メディアセンターには情報教育機器やネットワーク環境に精通した専門技術職員を配置するなど、各部署で必要とされる専門的な知識・能力を有する職員が配置されている。

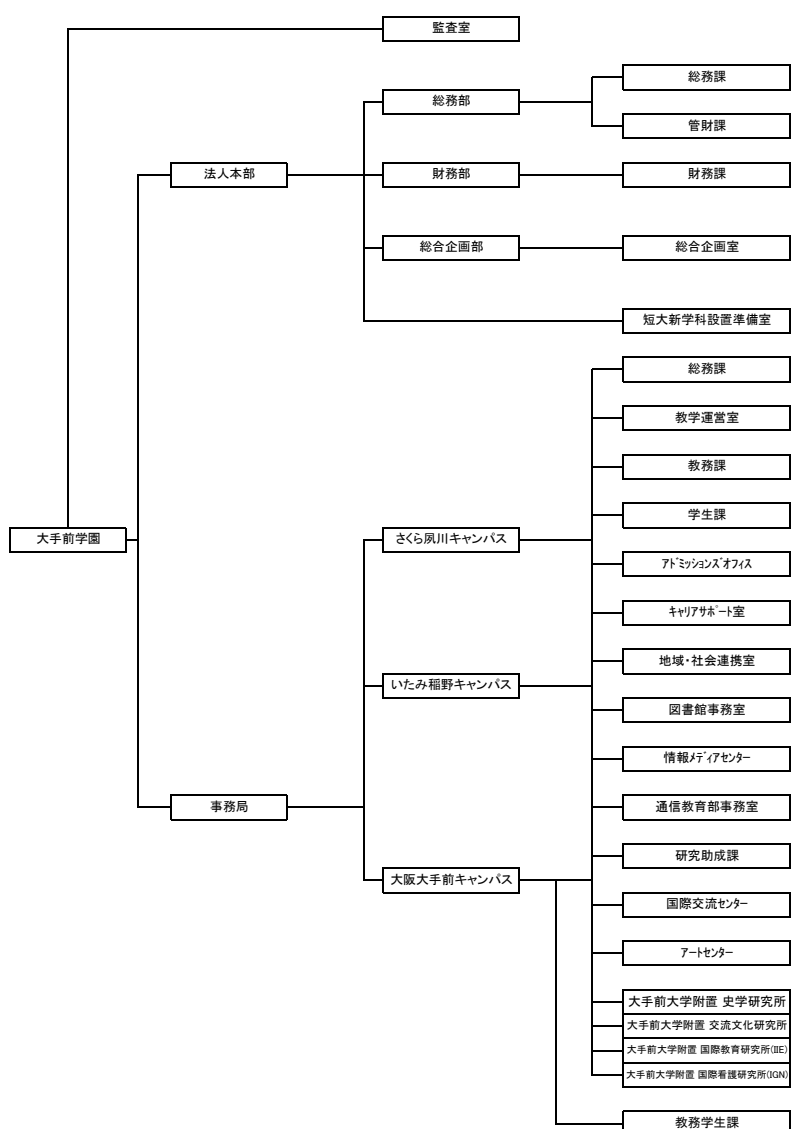
本学では、事務職員については「目標チャレンジ制度」に基づく職員人事評価制度（備付-108、備付-規程集45）を導入している。職員の役割期待（学園が期待する各職員の役割）に応じて設定する業務目標の達成度及び成果と、達成のために発揮した能力を定期的に把握し、昇格・昇進・昇給・賞与配分等の人事処遇に関する判断材料とし、職員の発揮能力を公正かつ多面的に把握することにより、人材の育成、異動・適正配置等の人材マネジメントの的確な運用を図っている。これにより、事務職員それぞれの能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

いたみ稲野キャンパスには、令和元（2019）年5月時点で事務長以下20人の専任職員及び非常勤職員が勤務している（備付-99）。同キャンパスは、同一法人が設置する大手前大学と校地・校舎・施設設備などを共有しているため、短期大学専任の8人及び大学の業務を担当し短期大学について兼務する職員12人が併存し、この他に派遣職員等13人を合せて33人の体制である。日常業務においては、専任・兼任にこだわらず、全職員が補いあって業務を遂行している。また業務分担の変更やキャンパス間の人事異動がおこなわれるなど、大学・短期大学間で職員の交流が活発におこなわれている。

事務運営については、「事務組織規程」（備付-規程集1）に基づき、指揮系統は事務局長－事務長（いたみ稲野キャンパス担当）－各課長・室長のラインである。各キャンパスの事務責任者と法人本部長以下法人本部の役職者とは毎月事務局長主催の「事務長会」を開催し、各キャンパスの現況につき情報交換するとともに、「理事会」、「常任理事会」での議事内容の伝達や学園方針の徹

大手前短期大学

学校法人大手前学園事務組織図



図Ⅲ－１ 事務組織図略図(令和元(2019)年5月現在)

底がおこなわれるなど、法人本部・事務局間で緊密に連携を取りながら運営している。また管理運営面では、法人本部長の下、法人本部の役職者といたみ稲野キャンパス・さくら夙川キャンパス・大阪大手前キャンパスの各総務課長が出席する「総務課長会」が毎月開催されて、必要事項の伝達や情報共有を図っている。こうした会議での伝達事項・情報交換の内容などは、キャンパスごとに開催されている「事務連絡会」を通じて、キャンパス内の各部署・職員に周知されることになっている。

事務室は、総務課などが配置されているW棟を中心に、N棟・M棟に分散配置されている。特に学生課と教務課が入るW棟の1階部分は「学生サービスセンター」と通称し、学生からの相談・照会に対応する“ワンストップサービス”の窓口である(校舎ごとの主な施設の配置については校舎及び内部施設その他の状況(86ページ表Ⅲ-5)参照)。業務遂行上必要となる事務用機器備品あるいは情報端末などは各事務室に適切に配備されている。(備付-115)

防災・情報セキュリティ対策については、基準Ⅲ-B-2で詳しく述べるように、「危機管理マニ

ュアル」(備付-120)「消防計画」(備付-121)の作成、「大手前学園セキュリティポリシー」(備付-111)の制定と各種セキュリティ対策の実行、「個人情報保護に関する規程」(備付-規程集9)の制定・運用などによって講じられている。

職員一人ひとりの能力アップについても重要視している。「大手前学園SD委員会規程」(備付-規程集19)はSD活動の目的を、「教職員としての資質向上を図り、教育支援業務を多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発及び組織間の連携を推進すること」と定めている。その趣旨に則って、学園及び短期大学の財務分析や現状打破に向けた教育改革の必要性等を教員及び職員の役職者が定期的に報告ならびに説明をおこなっている。

さらに、教学マネジメントや学生補導の観点から専門的職員の育成や今後のグローバル化に向けた対応等の研修を定期的におこなっている。また、各種FD活動(表Ⅲ-2)には職員もSD活動の一環として積極的に参加し、SD活動を通じて職務を充実させ(表Ⅲ-3)、教育研究活動への支援充実を図っている。(備付-97, 98)

表Ⅲ-3 令和元(2019)年度 SD活動の概要

開催日	主な内容	対象者	主催
7月30日	1. 学園財務状況報告と財務分析について 2. 2019年度人事制度改革の推進について 3. 学校教育と著作権について 4. 専門的職員育成に向けた外部研修報告 ・関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科『大学運営』	職員、教員(部長以上)	法人本部
9月20日	学校教育と著作権について	教員	法人本部
2月18日	ハラスメント啓発・防止について	教員、職員(役職者)	法人本部
2月26日	短大教育とアート&デザイン ～授業の中で実践に使えるデザインのワーク、一般教養の中で取り組める創造性教育～	教職員	FD委員会

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価、改善については、先に述べた「目標チャレンジ制度」での上司・部下の面接などの運用の中で、各課・室長の管理のもと実践している。

なお、事務職員が学習成果向上のためにおこなう関係部署や教員との連携については、基準Ⅲ-A-2で述べた通り、教務課、学生課、図書館、情報メディアセンター等学生の学習面を支援する関係部署と教員が常に協力し連携をおこなっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程の整備やその周知及び就業の管理については法人本部総務部が主管しており、その指揮に基づいて各キャンパス総務課が遂行している。

法人本部では円滑な業務運営及び組織秩序の維持のため、次の(表Ⅲ-4)のとおり教職員の就業に関する諸規程を整備しており、これらの規程に基づき教職員の就業について適正に管理している。

表Ⅲ-4 教職員の就業に関する諸規程

規 程	改廃決定機関
事務組織規程(事務分掌含む)(備付-規程集1)	常任理事会
就業規則(備付-規程集36)	理事会
パートタイム職員に関する就業規則(備付-規程集37)	理事会
任期付教員任用規程(備付-規程集42)	理事会
期限付職員雇用規程(備付-規程集43)	理事会
教員人事評価規程(備付-規程集44)	常任理事会
職員人事評価規程(備付-規程集45)	常任理事会
育児休業規程(備付-規程集51)	理事会
介護休業等に関する規程(備付-規程集52)	理事会
教員服務規程(備付-規程集97)	理事会
教職員褒賞規程(備付-規程集98)	常任理事会

上記の就業に関する諸規程は学内の掲示板サイト「desknet's NEO」上の規程管理システム(備付-112)にて法人本部総務部が管理しており、教職員が学内イントラネットを通じて必要に応じていつでも最新版の規程が閲覧できるようになっている。

新入教職員に対しては、定期採用の場合は原則として4月1日の辞令交付式にて法人本部ならびに関連部署から主だった規程等について概要を説明している。また、期中での採用の場合は入職時に個別に説明を実施して周知を図っている。

労働関係法令等の人事労務管理に関する法令が改正される時は、法人本部総務部が通達や各種セミナーを通じて情報を収集したうえで学園としての対応を検討し、必要に応じて関連する規程の改正や制定を「理事会」や「常任理事会」に諮り、承認をえたのち規程管理システムを更新する。

教員には「教授会」、職員には「事務長会」や「総務課長会」で内容を説明したうえで「事務連絡会」を通じて規程の制定や改正について周知している。

教職員の労務管理は就業管理システムを導入しておこなっており、教職員は出退勤時にIDカードを打刻することにより機械的に勤務時間管理をしている。教員は裁量労働制を導入しているが、職員は出退勤の時間管理だけでなく、時間外労働、有給休暇や振替休日管理、出張申請などすべてシステムを通じてウェブサイトで上司が管理できるようになっており、36協定や過労防止など労働関係法令の遵守に努めている。(備付-116)

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員の人事・労務管理については、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、関係諸規程に基づ

き適正におこなわれており特に問題はない。繁忙期においても、期間限定で派遣職員やパート職員等を一時的に雇用し、一部の部署や担当者に過度な負担がかからないよう業務の平準化に努めている。

引き続き、働き方改革関連法の方向性を把握し、長時間労働抑制への対応や同一労働同一賃金への対応に関して、学園として諸規定の整備や教職員への周知徹底をさらに図っていきたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

備付資料 117 校地、校舎に関する図面、118 図書館、学習資源センターの概要 <http://library.otemae.ac.jp/guide/floor/itami>、119 大手前大学・大手前短期大学図書館資料除籍に関する内規、120 危機管理マニュアル [令和元(2019)年度]、121 消防計画 [令和元(2019)年度]、122 長期修繕計画表、123 障がい者対応施設一覧、136 学園創立 75 周年 (2021 年) に向けて進化する大手前学園、146 情報セキュリティ委員会規則

備付資料-規程集 9 個人情報保護に関する規程、14 情報システム運用基本規程、17 危機管理規程、53 経理規程、54 固定資産管理規程、56 固定資産及び物品調達規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学のキャンパスは、令和元（2019）年度現在、いたみ稲野キャンパス（伊丹市稲野町）及び西宮総合グラウンド（西宮市西宮浜）で構成され、いたみ稲野キャンパスは大手前大学4学部（国際看護学部除く）の1年次生（収容定員670人）と、西宮総合グラウンドは大手前大学（収容定員2,760人）と共用している。校地面積は総面積44,866㎡、校舎面積は16,252㎡といずれも短期大学設置基準に定められた基準を充足している。運動場である西宮総合グラウンド（20,609㎡）は十分な面積となっており、全天候型トラック、テニスコート（5面）、バッティングゲージ、弓道場、ゴルフ打撃場、クラブハウス、アスレチックルーム、フィットネススタジオがあり、ナイター設備も整えられている。（備付-117）

障がい者対応としては、スロープ、手すりの設置のほか、N棟・W棟・M棟にエレベーター、W棟・E棟・M棟に車椅子対応のトイレ、W棟に多機能トイレ（2ブース）を設置している。短期大学創立60周年の記念事業として、平成23（2011）年度にN棟、平成24（2012）年度にはW棟のトイレのリニューアル工事をおこなった。また、車椅子などを使用する学生が自立して図書館を利用しやすいようにバリアフリー化を順次図っていくなど、学生にとって居心地の良いキャンパス作りを進めている。（備付-123）

いたみ稲野キャンパスはW棟・N棟・M棟・E棟の4棟の校舎からなり、一般教室・パソコン教室、演習室、各種実験・実習室があるほか、図書館、屋外多目的コート（1,220㎡）及びクラブハウスを有する。教室などには、「コース自由選択制」という多彩な授業を運営するのに必要となるパソコン、プロジェクターを始めとする情報教育用端末や機器・備品が整備されており、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて、授業をおこなうための教室及び機器・備品を設置している。（表Ⅲ-5、表Ⅲ-6）

なお、本学では通信教育課程は設置していない。

表Ⅲ-5 校舎及び内部施設その他の状況

（ ）内は室数

棟	階	主 な 施 設
W・N棟	地階	機械室
	1階	製菓調理実習室、製菓研究室、製菓準備室、調理研究室、調理準備室、学生更衣室、カフェテリア[学生食堂]、職員ロッカー[男・女用]、事務室、会議室、学長室、理事長室、特別応接室、理事会室、研究室(2)、非常勤教員控室
	2階	キャリアサポート室、教室(6)、演習室(7)、研究室(2)、製図室、実習室、実験室、共同研究室(1)、教材保管室
	3階	音楽用スタジオ、教室(5)、プレゼンテーション室(3)、研究室(3)、図書室、ラーニングコモンズ、学習支援センター
	4階	研究室(10)、カウンセリングルーム

大手前短期大学

M棟	1階	教室(2)、体育館、体育研究室、体育準備室、ロッカー室[男・女]、更衣室[男・女]、学生ホール、大学生協
	2階	パソコン教室(4)、教室、パソコン自習室、サーバー室、情報メディアセンター、情報教育管理室、語学自習室、IIE事務室、多目的室
	3階	研究室(15)
E棟	1階	住居研究室、製図室(2)、製図準備室、健康相談室、学生相談室、環境実験室、材料実験室、材料倉庫、準備室
	2階	教室(2)、製図室(2)

その他	クラブハウス1棟
	多目的コート[テニスコート2面]

表Ⅲ-6 授業をおこなうための教室及び機器・備品配備状況

教室番号	教室名	機 器 ・ 備 品
W120	Cホール	パソコン、映像・音声・提示装置
W202		映像・音声・提示装置
W203		パソコン、映像・音声・提示装置
W204	洋裁実習室	
W205		映像・音声・提示装置
W206		映像・音声・提示装置
W207		映像・音声・提示装置
W208	製図室	パソコン、映像・音声・提示装置、製図用具
W209		映像・音声・提示装置
W210	Aホール	パソコン、映像・音声・提示装置、ピアノ
W303		パソコン、映像・音声・提示装置
W305		パソコン、映像・音声・提示装置
W307		パソコン、映像・音声・提示装置
N104	製菓調理実習室	パソコン、映像・音声・実習・提示装置、製菓・製パン・調理実習装置
N201		パソコン、映像・音声・提示装置
N203		パソコン、映像・音声・提示装置
N204	実験室	パソコン、映像・音声・提示装置
N205		パソコン、映像・音声・提示装置
N207		パソコン、映像・音声・提示装置
N208	Bホール	パソコン、映像・音声・提示装置
N303		パソコン、映像・音声・提示装置

N305	B-Labo	ビューティーデスク、パソコン、映像・音声・実習・提示装置
N306		パソコン、映像・音声・提示装置
N308	アトリエ	パソコン、映像・音声・提示装置
M101		パソコン、映像・音声・提示装置
M102		パソコン、映像・音声・提示装置
M110	体育館	大型映像投影装置
M201	パソコン教室	パソコン、映像・音声・提示装置
M202	パソコン教室	パソコン、映像・音声・提示装置
M206		パソコン、映像・音声・提示装置
M209	パソコン自習室	パソコン、映像・音声・提示装置
M210	パソコン教室	パソコン、映像・音声・提示装置
M211	パソコン教室	パソコン、映像・音声・提示装置
E 102	製図室	パソコン、映像・音声・提示装置、製図用具
E 103	製図実習室	製図用具
E 106	環境実験室	環境試験機、パソコン、映像・音声・提示装置
E 107	材料実験室	コンクリート強度試験機
E 201	製図室	パソコン、映像・音声・提示装置、製図用具
E 202		パソコン、映像・音声・提示装置
E 203	製図室	製図用具、パソコン
E 204		パソコン、映像・音声・提示装置

(*教室・演習室・研究室には情報ネットワークシステムが完備している。映像・音声・提示装置とは、ビデオ/プロジェクター/スピーカー/ドキュメントビューアーなどをいう。)

主に短期大学生が利用する伊丹図書館(備付-118)は大手前大学と共用しており、面積(1,085 m²)、蔵書数(66,648冊)・購読雑誌数(10,896種)・視聴覚資料数(3,938点)・閲覧席数(157席)は適切で十分であり、大規模なさくら夙川キャンパスの図書館(メディアライブラリーCELL)とも管理運営が統合されており、短期大学生はメディアライブラリー CELLも自由に利用できる。選書は本学の教育分野に基づいた蔵書計画を考慮して図書館委員会が選定しているほか、委員以外の教員からは研究分野や教育に必要な資料の推薦を受けている。開架図書は授業や学習と密接に関連するような資料、手にとりやすく新しい資料が中心となるようにし、利用頻度が低いものや利用価値の低下したものは学外倉庫へ移転したり除籍して、毎年増加していく資料への対処を図っている。除籍は「大手前大学・大手前短期大学図書館資料除籍に関する内規」(備付-119)に則っておこない、除籍済みの資料は「リサイクルブックフェア」で学生等に提供している。

図書館における学習支援としては、授業で使用するシラバス掲載の参考図書や授業関連図書はもれなく収集し、学生の利用に供している点があげられる。また、平成28(2016)年3月、図書館に隣接してラーニングコモンズが設置され、自主学習や学習支援の環境を整えた。チューターなどの人的サポートを管理する学習支援センターや教員との連携により、図書館を中心とした「学びの場」を活用する学生たちが増加している。

体育館(1,667 m²)は十分な面積を有しており、大型プロジェクター装置を備え、授業やクラブ活動のほか、オープンキャンパスや学園祭等の学内行事にも多目的に利用している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備・備品は、学園規程の「経理規程」（備付-規程集 53）、「固定資産管理規程」（備付-規程集 54）及び「固定資産及び物品調達規程」（備付-規程集 56）に則って適切に整備されている。

施設設備の新規調達、更新、改修などについては、「長期修繕計画表」（備付-122）に基づき計画的に実施しており、法人本部管財課が指導・管理し、各キャンパスの総務課が実施する体制をとっている。いたみ稲野キャンパスで最も古い施設（N棟・W棟）は、竣工後33年を経ているものの、特殊建築物定期調査を3年毎に実施して建物の状況を把握し、必要な補修をおこなっているため、支障なく使える状態である。なお本キャンパスの建物はすべて新耐震基準に沿って建築されている。

平成28（2016）年度には、一級建築士事務所に依頼してN棟・W棟・M棟・体育館の「建物診断」を実施し、これに基づいて「長期修繕計画表」を作成した。現在これに従って緊急度・優先順位の高いものから順次予算化の上修繕をおこなっている。また毎年度の事業計画には教室・設備の環境改善や機器備品の更新を盛り込んでいる。教職員や学生から寄せられる教室設備の改善要望は、その施設・設備の安全性を最重要項目とし使用頻度や重要度も考慮し、可能な限り迅速な対応に努めている。

「危機管理規程」（備付-規程集17）に基づき、地震や火災などの災害や不審者発見時を想定した「危機管理マニュアル」（備付-120）を整備し、全教職員が閲覧できるように学内ネットワーク上に掲載している。また「消防計画」（備付-121）を作成しており、火災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止をはかることとしている。緊急災害時や不慮の事故などへの準備や対応は、継続しておこなっている防災啓蒙活動や消火器訓練などを通じて周知徹底している。また、震度6以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置し、災害状況及び災害対策に関する様々な情報を災害本部に一元的に集約し、迅速な意思決定をおこなうこととしている。阪神・淡路大震災時にさくら夙川キャンパスの体育館を避難施設として提供した経験を活かして、非常時の備蓄品（水・非常食・防寒具など）を約1,500人分を確保し、使用期限を見て適宜更新している。

消防用設備は、年2回（3月・8月）定期点検を実施し、不良内容の改善や器具の更新を随時おこなっている。図書館書庫では、利用者の安全のために感震式の書籍落下防止装置を設置している。令和元（2019）年11月には消防総合訓練を実施した。伊丹市消防局東消防署が立ち会い、授業中の学生537名、教員19名、職員25名、学内の協力事業者23名、計604名が参加し、出火を想定して消防署への通報訓練、自衛消防組織による避難誘導及び消火器を使った学生・教職員代表での消火訓練をおこなった。キャンパスの防犯対策として警備員2名による常駐警備をおこない、都度巡回をおこなっている。夜間は、常駐警備終了後、翌朝まで機械警備に切り替え、警備会社に警備を委託している。キャンパス内各所には監視用テレビカメラを設置し、タイムラプスビデオにより長時間録画の記録をおこなっている。

学園全体の情報セキュリティ対策として、「個人情報保護に関する規程」（備付-規程集9）、「情報システム運用基本規程」（備付-規程集14）、「情報セキュリティ委員会規則」（備付-146）を制定している。個人情報の保護・管理については、学科長などが個人情報管理者とされ、所管業務の範囲で個人情報の収集・保管・管理などについて規定に基づいて適切に処理するよう努めている。コンピュータシステムは、情報メディアセンターの技術職員が保守業者と共同して管理にあたっており、ウィルス防止システム、ファイアウォール（アクセス制限含む）、ネットブートシステム、ファイルアクセスログ監視などのセキュリティ対策を講じている。さらに、教職員を対象とした標的型攻撃メール訓練も取り入れ、必要に応じて研修を課しセキュリティ意識の向上を目指している。サーバもクラウド化を推進しており、システムの継続的可用性も改善している。

ITインフラのセキュリティや教職員のセキュリティ意識は向上が見られ、安全性が高まっていることに加え、学生への情報セキュリティ教育は授業の中でもおこなっている。今後は、学生課等とも連携し、学生が直面するであろうインシデントに対応できる力を付けさせる必要がある。また平成30（2018）年台風21号では、いたみ稲野キャンパス周辺の大規模停電により、学内システムが3日間にわたり停止する事態となった。学園全体の防災機能とあわせ、災害時の対応方法についてさらに検討が必要である。

省エネルギー対策として、平成24（2012）年にN棟・W棟南側と西側の窓ガラスに遮熱フィルム貼付工事をおこなった。館内の空調効率が上がり、省エネルギーの効果があつた。また例年5～10月に空調の設定温度を設け、「クールビズ」を実施している。加えて平成24（2012）年8月にN棟・W棟の教室・事務室の照明を省エネルギー型照明器具に更新したことで、消費電力を大幅に削減できた。さらに、平成24（2012）年度より電力購入について競争による契約を取り入れたことにより、平成30（2018）年度は関西電力(株)通常料金に比べ61%で購入することができ、コスト削減に大きく貢献している。授業運営や学生の活動に支障がでないよう留意しつつ、不要な照明は消灯し、使用していない教室の空調を止めるなど、省エネルギー対策を継続して実施している。また、校舎内のゴミ箱は「一般ごみ」と「資源ごみ」の2種類を設置し、適宜リサイクルするといった省資源対策をしている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

図書館での学生一人あたりの貸出冊数など、利用状況が低調な状態が続いている。今後は定期的に教授会で利用状況の報告をおこない、教員個々と連携を図りながら授業の中での図書館の利用促進を検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

本学園は、令和3（2021）年の学園創立75周年に向けて、「未来型文理2キャンパス構想」に基づく、統合的なキャンパスの整備・運用計画（備付-136）を各年度の事業計画に沿って決定し、順次実行している。この中で、令和3（2021）年4月に、短期大学本部及びライフデザイン総合学科を伊丹市のいたみ稲野キャンパスから西宮市のさくら夙川キャンパスに移転することが決定され、現在その準備を進めている。

大手前大学と同じキャンパスに統合され、同じ場所で学ぶことにより、短期大学と大学の授業の相互履修が円滑におこなえるようになるほか、短期大学と大学の学生の交流が一層深まることにより、教育効果が高まり、教育の質向上が期待されることである。

また、令和2（2020）年1月頃より感染が広がった新型コロナウイルスの影響により、令和2（2020）年2月以降のオリエンテーション及び卒業式等の行事は、感染拡大予防対策として中止または規模を縮小しておこなった。令和2（2020）年3月末には、「危機管理規程」（備付-規程集17）に基づいた「新型コロナウイルス感染対策本部」を理事長をトップに設置した。本対策本部が担当部門から情報収集や検討案について適宜報告を受け、機動的に対処策を打ち出し、迅速かつ確実に対応できる体制を整えた。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 38 非常勤講師懇談会資料 [令和元(2019)年度]、78 el-Campus大手前大学・大手前短期大学—学生用操作説明書—2019年4月版・教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) 操作説明書、124 大手前学園ネットワーク構成図 [OCNET] [令和元(2019)年度]、125 PC配置状況、126 OCNET利用ガイド

備付資料-規程集 15 情報ネットワーク委員会規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

目標とする学習成果を獲得できるよう、ICTを活用した情報系科目等のカリキュラムの編成・運営及びハードウェア・ソフトウェアならびにネットワーク（備付-124）の運営・管理については学園全体で組織する情報ネットワーク委員会（備付-規程集 15）、情報システム運営委員会及び各キャンパスの情報教育小委員会が担当して、整備計画や向上・充実方策を審議している。実際の運営管理については情報メディアセンターが主管し、その指揮の下に各キャンパスの情報教育管理室が実行する体制をとっており、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

コンピュータのリテラシー教育については、教務委員長及び教務課が新入生オリエンテーションで教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) の利用ガイダンスをおこない、履修登録や時間割作成、成績確認などの方法について指導する。1年次春学期の必修科目「コンピュータ演習」は、コンピュータを情報活用のツールとして活用し、あわせて情報社会に必要なモラルやマナーを身につけるための科目で、電子メール・インターネット・学内ファイルサーバの利用や重要なソフトウェア、さらに学内ポータルである総合学修システム (el-Campus) について指導している。（備付-78）

教職員には、システムの導入・更新時に講習会などを開き、マニュアルに基づき操作スキルと利用能力の向上を図っている。一方、非常勤教員には、新年度開始前の「非常勤講師懇談会」（備付-38）において必要に応じて説明の機会を設定しており、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

技術的資源は、キャンパスを問わずすべて短期大学・大学の共同利用である。そのためICTを活用した情報系科目等に係る整備計画や向上・充実方策の審議及び運営管理のため組織は短期大学・大学の合同の機関となっており、意思決定にあたっては両学校間の調整をおこなっており、適切な状態を保持している。

具体的には、キャンパスごとの情報教育小委員会が、毎年見直されるカリキュラム編成に基づいて要望を集約し、情報システム運営委員会において検討し、情報ネットワーク委員会に提案する。情報ネットワーク委員会は、学生の学習支援のためにパソコンの設置・入替え、ソフトウェアの採用・更新、ネットワークの整備、パソコン教室・実習室の運用などに関する中期計画を策定したうえで法人本部との折衝を通じて年度実施計画を取りまとめている。そして決定された年度計画に則って、情報メディアセンターが導入・維持・更新などの整備・管理を実施しており、技術資源の分配を見直し、活用している。

パソコン実習室には、授業支援システム「V-Class」が導入され、学生の操作するパソコンを教卓から操作・支援できる。またリモートデスクトップシステム「V-Boot」により、SPSSなどの統計分析ソフトを授業で活用できるようになっている。ネットワークもほぼすべての教室に張りめぐらされており、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。一般教室にも教卓用パソコン・OHC・Blu-ray ディスクプレイヤーなどが標準装備されている。学生用のパソコンは、いたみ稲野キャンパスのパソコン教室や図書館などに合計405台が配備されており、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて授業や学校運営に活用できるよう学内のコンピュータ整備をおこなっている。（備付-125）

また学園掲示板に「OCNET 利用ガイド」（備付-126）を掲載し、学内で技術的資源を利用する際の手引きとしている。これらの支援・整備により、教員は新しい技術的資源を教育活動に利用することができ、効果的な授業をおこなっている。

いたみ稲野キャンパスでは、主に情報系授業で使用するパソコン教室を4室、学生が授業の課題等で使用する自習室用のパソコン教室を1室備えており、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて授業をおこなう特別教室を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学の有する技術的資源を最大限に利用し、かつ「C-PLATS®」を支えるリテラシーを向上させるためにも、情報リテラシー教育をさらに推進する必要がある。とくに、現代社会において必要となる情報検索や情報活用スキル、情報機器を日常的ツールとして使いこなす能力の育成は非常に重要である。学生・教職員のレベルアップを図り、自らトラブル解決を図れる水準にまで持っていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学園は大手前大学現代社会学部通信教育課程を擁しており、遠隔授業をおこなうための総合学修システム（e1-Campus）を全学的に導入してきた。その結果、短期大学においてもe1-Campusでのお知らせ、出席管理、教材配布、課題提出、eポートフォリオ及び休講・補講情報など様々な機能を活用している。教材配布機能としては、通常、授業時に教員が配布するプリントなどを、イ

ンターネット上で配布。予習にだけではなく、欠席時も確実に資料を入手することができる。また、課題提出機能としては、レポートなどの授業課題を、紙媒体ではなくデータファイルのままインターネット上で提出することができ、自宅や外出先からもアクセスが可能である。この他、el-Campusで提出されたレポートは卒業までデータとして蓄積されるなどIT化が進んでおり、学園全体としての技術的資源活用上のスケールメリットがえられている。

対面授業が困難な状況においても、el-Campus を活用することで遠隔授業の展開が可能となっており、教員アンケートや授業アンケートによって振り返りを十分におこなっていききたい。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 25 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度〕、26 事業活動収支計算書の概要〔平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度〕、27 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度〕、28 財務状況調べ〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕、29 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成 29(2017)年度〕、30 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成 30(2018)年度〕、31 資金収支計算書・資金収支内訳表〔令和元(2019)年度〕、32 活動区分資金収支計算書〔平成 29(2017)年度〕、33 活動区分資金収支計算書〔平成30(2018)年度〕、34 活動区分資金収支計算書〔令和元(2019)年度〕、35 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔平成 29(2017)年度〕、36 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔平成30(2018)年度〕、37 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔令和元(2019)年度〕、38 貸借対照表〔平成 29(2017)年度〕、39 貸借対照表〔平成 30(2018)年度〕、40 貸借対照表〔令和元(2019)年度〕、41 財務計画〔令和元(2019)年度〕、42 事業報告書〔令和元(2019)年度〕、43 事業計画書／予算書〔令和 2 (2020)年度〕

備付資料 65 大手前短期大学平成28年度～平成31年度中期計画、127 寄付金募集についての印刷物〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕、128 財産目録及び計算書類〔平成 29(2017)年度〕、129 財産目録及び計算書類〔平成 30(2018)年度〕、130 財産目録及び計算書類〔令和元(2019)年度〕<https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、131 学校法人大手前学園「学園データ・情報公開」ウェブサイト <https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、132 「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（平成 27 年度区分）（法人全体）」

備付資料-規程集 6 稟議規程、53 経理規程、54 固定資産管理規程、57 資産運用規程

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学園全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度をこえている。

- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

平成 29（2017）～令和元（2019）年度の学園（学校法人）全体の資金収支（提出-25, 29～34）、事業活動収支（提出-26, 35～37）の状況は、以下（表Ⅲ-7、表Ⅲ-8）のとおりである。18 歳人口が減少していく中で、社会の変化や受験生のニーズに対応した大学と短期大学での学部学科の開設など将来に向けた投資をおこなったことから、収支的には足元は厳しい状況にある。平成 30（2018）年度は、資産売却等の特殊要因もあって、学園全体での収支は改善している。

支出については、収支が厳しい状況であり、収入に見合ったものとなるよう管理をおこない、経費の効率的・効果的な支出に努めて財政基盤を安定させていくこととしている。

表Ⅲ-7 資金収支計算書

（単位：百万円）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
学園全体	繰越支払資金増減額	△ 3 3 4	1, 9 8 4	△ 1, 1 1 1

表Ⅲ-8 事業活動収支計算書

（単位：百万円）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
短期大学	基本金組入前収支差額	△ 3 8	△ 4 6	△ 2 3
学園全体	基本金組入前収支差額	△ 7 6 5	1 8 2	△ 4 6 5

貸借対照表（提出-27, 38～40）については、継続して総資産約 400 億円を維持し、うち純資産は約 90%を構成しており、この数字は、私学平均を上回っており健全性は高く、学園全体として短期大学の存続を可能とする財政は維持できている。

退職給与引当金については、退職金の期末要支給額の 100%を計上している。

資産運用については、「資産運用規程」（備付-規程集 57）を整備し、規程に基づいて運用している。常任理事会には四半期毎に、理事会には開催の都度に、時価評価を含めて資産運用の現状を報

告している。

教育研究経費については、以下（表Ⅲ－９）のとおり平成 29（2017）年度 38.8%、平成 30（2018）年度 37.9%、令和元（2019）年度 37.9%と過去 3 年間約 38%で推移している。また、施設や図書への支出も含め（表Ⅲ-10）、教育研究にかかる経費は継続して適切に配分されている。

表Ⅲ－９ 教育研究経費比率

	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度
短期大学	38.8%	37.9%	37.9%
学園全体	40.6%	38.4%	34.4%

表Ⅲ－10 施設設備への支出状況

（単位：千円）

	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度
施設関係支出	9 5 7	9 0 9	5 6
教育研究備品支出	7 2 2	1 1, 2 2 9	1 9, 1 0 5
図書支出	2, 1 9 1	2, 1 1 9	1, 8 6 6

監査法人による会計監査は、4名の公認会計士により、原則四半期毎に3日と決算監査2日の合計14日実施されている。また、毎年1回、監査法人与理事長、監事、監査室長及び学園幹部とのミーティングを設け、適正な会計処理と厳正な会計監査の継続について意見交換をしている。

寄付金については、これまで短期大学創立60周年記念募金の募集や、学園創立70周年記念募金の募集をおこなってきた。平成29（2017）年度からは、ASEAN 諸国からの留学生の支援を目的とした募金の募集をおこなっている。加えて、令和元（2019）年11月からは、学園創立75周年記念事業募金の募集を開始している（備付-127）。なお、学校債は発行していない。

表Ⅲ－11 定員充足率の状況

	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度
入学定員充足率	79%	71%	115%
収容定員充足率	84%	78%	93%

収容定員充足率は、（表Ⅲ-11）に記載の通り、平成29（2017）年度84%、平成30（2018）年度78%、令和元（2019）年度93%であり、入学定員の見直しもあって改善し、令和元（2019）年度には収容定員充足率を改善している。（注：令和元（2019）年度に入学定員を250名から200名に、令和2（2020）年度は150名（及び新設の歯科衛生学科70名）に見直している）

平成27（2015）年度に、学園創立75周年に向けて、期間4年（平成28（2016）年から令和元（2019）年）の中期計画（備付-65）を策定した。中期計画では、「就職に強い短期大学」を基本方針とし、高い就職率（平成29（2017）年度就職率100%）を誇る短期大学であることを受験生や保護者にアピールしている。

この中期計画の満了に伴い、令和2（2020）年度から始まる期間6年の中長期計画を、令和元（2019）年度に策定している。策定された計画は評議員会の諮問を経て理事会で承認されている。承認された計画は、教授会で教員に、事務長会で事務長に説明するとともに、短期大学の中長期計画

を学内掲示板に掲載している。

令和2(2020)年度の事業計画及び予算(提出-43)は、上記中長期計画並びに常任理事会で承認された予算編成方針に基づき、関係部署とのヒアリングを経た上で策定している。令和2(2020)年3月の常任理事会の審議・承認を経て、あらかじめ評議員会に諮問の上で、理事会にて審議・承認されている。承認された予算は、速やかに各部署に通知している。

予算の執行は、「稟議規程」(備付-規程集6)や「経理規程」(備付-規程集53)に基づいておこなわれ、学校法人会計基準に則って適切に処理されている。

日常的な出納業務についても、「経理規程」に基づき処理されている。

資産及び資金の管理と運用についても、「経理規程」、「固定資産管理規程」(備付-規程集54)や「資産運用規程」(備付-規程集57)に則り、元帳等に記録し、安全かつ適正に管理している。

従来は試算表を四半期毎に作成し報告していたが、令和2(2020)年度からは、原則月毎に財務部長が理事長、法人本部長に報告することに変更している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見あう経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

令和元(2019)年度決算による、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(平成27年度区分)(法人全体)」(備付-132)では、「B0:イエローゾーンの予備的段階」評価の状況にある。このところ入学定員が充足できているため学生生徒納付金は順調に増加しているが、大学での学部新設に伴って、経費が増加していることから、経常収支差額が赤字の状況が続いており、B0の評価になっている。新設学部が完成年度を迎える時には、経常収支差額の黒字化が見込まれている。

短期大学は、創立65周年をこえる歴史と伝統をもつ高等教育機関として、地域のニーズに幅広くこたえてきた。平成16(2004)年度には、時代の要請に答えて男女共学化を実現するとともに、地域総合科学科の認定を受けて、「ユニット自由選択制」のもと、時代の要請に合致した幅広い分野での多彩な教育課程を提供してきたので、受験生からも一定の支持をえて、これまでは入学定員以上の入学者の確保を継続してきた。

しかしながら、18歳人口の減少並びに短期大学進学者の減少を背景に、本学の入学者はここ数年は減少傾向にあった。これを克服するには、受験生のニーズに対応することが肝要であると考え、「社会が求める有為な人材」を育成する「実務教養型短期大学」を目指して、入学後に専門分野を

選ぶ「コース自由選択制」を新たに導入している。入試については、従来型の A0 入試に加え授業体験型 A0 や入試資格 A0 入試を実施し、留学生の募集に関しても、留学生のニーズにあわせ留学生・日本語コースを設けている。加えて、就業をしながら勉強もしていきたいという層のニーズに答えて、期間3年の長期履修制度を設けるなど、受験生のニーズに幅広く対応するように努めた。一方で、適正な定員規模への見直しもおこなっている。こうした取り組みの結果、ライフデザイン総合学科の令和元（2019）年度入試においては、志願者数、入学者数が前年よりプラスとなり、現在に至るまで入学定員も充足できている。

さらに、受験生の資格取得のニーズの高まりや高齢化社会を迎えて歯科衛生士養成のニーズが高まることを想定し、歯科衛生士養成課程を持つ大学・短期大学がない阪神間で歯科衛生学科の開設を計画し、設置の許可をえて開設する運びである。この歯科衛生学科の令和2（2020）年4月の開設に伴い、資格系の学科を持たない本学の弱みを克服できると考えている。

本学の人件費比率は、ほぼ適正な水準にある（表Ⅲ-12）が、業績連動型賞与の実施や職務等級制度の導入などの人事制度改革を進め、総人件費のコントロールに努めている。

表Ⅲ-12 人件費比率

	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度
短期大学	51.3%	54.8%	51.2%
学園全体	56.0%	54.1%	53.1%

補助金については、これまで以上に注力していく必要があり、私立大学改革総合支援事業補助金の再度の獲得を目指していたが、令和元（2019）年度は点数が基準に届かず採択には至っていない。ほかにも実績が出はじめた受託研究の継続的獲得やここ数年間は採択実績がなかった科学研究費補助金について、教員説明会の実施やインセンティブの付与などを通じて申請・獲得に向けた努力をおこなっていく。

現在のいたみ稲野キャンパスについては、短期大学がさくら夙川キャンパスに移転（令和3（2021）年の予定）するので、その跡地の利用については検討をおこなっている。

決算については、毎年7月に教授会後やSDにて教職員向けに財務部長がその概要と短期大学の課題について説明をし、教職員間で情報と危機意識の共有を図っている。また、財務情報については、学園ウェブサイトに掲載し、決算の概要、経年変化や財務分析を含めて学内外に公表をしている。（備付-131）

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

「コース自由選択制」への変更や歯科衛生学科の開設による資格系学科の保有により、受験生のニーズの多様化に対応した体制の整備はできている。それを活かして今後も学生確保、定員充足の継続に努めていく。

外部資金の獲得についてはまだまだ不十分であり、地域企業からの受託研究、さらには、科学研究費補助金の獲得を目指したい。科学研究費補助金の申請件数増加に向けて、教員向け説明会の回数増加や勉強会の開催など、教員が申請しやすい環境の整備に努めていく。このようにして経常収入の水準の増強を図り、現行水準レベルの教育研究費への高い配分や施設設備費も維持しながら、基本金組入前当年度収支差額を黒字に転換していきたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
前回の評価報告書に記述した行動計画は下記の通り。

「バリアフリー化や防災・情報セキュリティ対策をさらに進め、コンピュータ環境の整備を図るなど、教育環境の整備に努める」

インターネットファイアウォールの整備や情報セキュリティ研修、教職員を対象としたセキュリティ訓練などを通して、一定レベルの情報セキュリティが担保できている。

また今後の情報端末必携化を見すえて、学内全域にわたる無線 LAN 環境の整備も完了し、各種サーバ等についてもクラウド化を進め、高度な学習環境の提供を実現している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育現場において図書館利用と授業は密接な関係にあるので、授業のなかで図書館や本、雑誌を活用する仕掛けを具現化すればよいのではないかと。その仕掛けは教員と図書館との協働によって生まれるので（過去に実績もある）、まずは十分な情報共有と意見交換をおこない、信頼関係を確かなものにする。そのうえで図書館から具体的なプランを提案していく。

学園は令和 3（2021）年にキャンパス統合を計画している。図書館については、教育内容や社会の現状に即して蔵書を見直し、令和 3（2021）年のキャンパス移転に伴うメディアライブラリー CELL との統合を契機に、学生にとって魅力ある書架構成をおこなう計画である。

今後の情報システムについてはこれまでの計画方針に則った整備を推進しつつ、情報社会への対応、新しい教育の推進だけでなく、情報投資の精査、特にいたみ稲野キャンパス整備についてはキャンパス統合以降のシステム活用方法を視野に入れた柔軟な情報システム整備を検討しなければならない。文科省・総務省の方針もふまえ、個人情報端末への対応や必携化についても、教育活動の更なる情報化とあわせて検討し推進する。

18 歳人口の減少トレンドは不変であるので、受験生のニーズをいかに的確にとらえ、学生を確保し続けていくかが肝要になってくる。そのため、本学ではライフデザイン総合学科で「コース自由選択制」の導入、歯科衛生学科の新設などの対策を実施してきたので、収支が均衡する目途が見えてきている。収支の均衡の維持には、入学定員以上の確保の継続が求められるので、歯科衛生学科においては、完成年度に向けて計画通りの教育の実施を、ライフデザイン総合学科においては、「コース自由選択制」のもと、内容の充実と必要に応じた見直しを図るとともに、入試方法についても、検証と見直しを継続していく。

大手前短期大学

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 44 寄附行為 [令和元(2019)年度]

備付資料 98 SD活動の記録 [平成29(2017)年度～令和元(2019)年度]、133 理事長の履歴書、134 理事長年頭スローガン、135 学校法人実態調査表 [平成 29(2017)年度～令和元(2019) 年度]、136 学園創立 75 周年 (2021 年) に向けて進化する大手前学園、137 理事会議事録 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、140 評議員会議事録 (決算及び事業の実績の報告が含まれる回) [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 3 理事会業務委任規程、4 常任理事会規程、64 教学運営評議会規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績 (財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書) を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長 (備付-133) は、「建学の精神」及び「教育理念」に基づいて学園経営ならびに教学運営における意思決定を迅速におこないリーダーシップを適切に発揮し、学校法人を代表して業務を管理運営している。また、寄附行為及びその他の関係法令に則り、予算及び事業計画を評議員会 (備付-140) に諮問し、決算及び事業報告は毎会計年度終了後 2 か月以内に監事による監査を受けた後、理事会 (備付-137) における議決を経て、評議員会に報告している。

理事長の方針は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”を具体化する目的のため、毎年年初頭の「新年の会」の挨拶にて教職員に発信されており、その年のスローガンに集約されている（備付-134）。また、実効性のある運営を目的に、短期大学学長、副学長、学科長の執行部に教務部長、学生部長等の部局長、事務局長のほか、陪席者として理事長や法人本部長などが出席する「教学運営評議会」（備付-規程集 64）を設置して教学面の重要事項を審議しており、学校法人与教学が一体となった迅速な意思決定と円滑な教学運営の仕組みを実現している。

さらに、教職協働 FSD を実施し（備付-98）、教職員の意見やアイデアを短期大学運営に取り入れており、教育の質保証と適正化を目指して教育の改善に取り組んでいる。また、各キャンパスにおいて毎月開催される朝礼、事務連絡会にも必要に応じ法人本部職員が出席し、キャンパス事務部署と法人本部間で実務レベルでの連絡・協議・調整をおこない、教職員の意見・提案等を含め汲み上げる仕組みが整備されている。教員については、教授会にて適宜陪席し、連絡・協議・調整をおこなっている。

理事長は、「寄附行為」（提出-44）第 16 条の規定に基づき理事会を招集し、ここで、予算、借入金、不動産の処分・買受、理事の選任、事業計画、「寄附行為」の変更などの重要事項につき審議、決定し、理事長以下の理事がその職務を執行しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。寄附行為には理事長が学校法人を代表して業務を総理することや理事会を招集して議長を務めることなどが定められている。

さらに、理事会は、認証評価の受審に関して受審時期や自己点検・評価内容について短期大学自己点検・評価委員会より上申された内容を審議及び決議することによって認証評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、短期大学の運営について法的責任を負い、学内外の情報を収集するとともに教育・財務に関する情報の公表・公開を本学園ウェブサイトを通じておこなっている。また、学園運営ならびに短期大学運営に必要な諸規程を整備しており、それらの規程に基づいて適正に運営されている。理事会は年間定例的に 4 回と必要に応じて臨時開催することになっているが、理事・監事ともに出席状況は極めてよく、全般に活発な議論がなされている。（備付-137）（理事会の開催状況は表Ⅳ-1 を参照）

表Ⅳ－１ 過去３年間の理事会開催状況

平成 29 (2017) 年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容	出席者数 (内委任状)	定員	監事
2017 年 5 月 23 日	1. 平成 28 年度事業報告について 2. 平成 28 年度決算について 3. 平成 28 年度監査報告について 4. 平成 29 年度予算について 5. 阪急不動産株式会社との業務委託契約について	8 人	8 人	2 人
2017 年 7 月 26 日	1. 大手前大学新学部学費案について 2. 大学収容定員見直しについて 3. 無期労働非常勤講師に関する規程制定について 4. 大阪大手前キャンパス校舎新築工事について 5. さくら夙川キャンパス改修工事について	8 (1) 人	8 人	1 人
2017 年 10 月 24 日	1. 給与規程（別表 2）改正について	8 (1) 人	8 人	1 人

大手前短期大学

2017 年 12 月 18 日	1. 平成 29 年度補正予算について 2. 大手前大学国際看護学部看護学科設置の認可申請について 3. 大手前大学国際看護学部看護学科設置に伴う寄附行為変更認可申請について	8 (2) 人	8 人	2 人
2018 年 2 月 21 日	1. 大手前大学大学院学則改正について 2. 大手前大学学則改正について 3. 大手前短期大学学則改正について 4. 大手前短期大学新学科構想について	8 (2) 人	8 人	1 人
2018 年 3 月 23 日	1. 任期満了理事改選について 2. 理事長改選について 3. 任期満了評議員改選について 4. 執行役員選任について 5. 学園中期経営計画の見直しについて 6. 平成 30 年度事業計画について 7. 平成 30 年度予算について	8 (1) 人	8 人	2 人

平成 30 (2018) 年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容	出席者数 (内委任状)	定員	監事
2018 年 5 月 21 日	1. 平成 29 年度事業報告について 2. 平成 29 年度決算について 3. 平成 29 年度監査報告について 4. 平成 30 年度予算について 5. さくら夙川キャンパス整備計画について	8 人	8 人	2 人
2018 年 6 月 29 日	1. 大手前短期大学新学科開設について 2. 大手前短期大学ライフデザイン総合学科改革について 3. 大手前栄養製菓学院専門学校製菓学科廃止について 4. 大手前栄養製菓学院専門学校栄養学科改編について	8 (1) 人	8 人	2 人
2018 年 9 月 7 日	1. いたみ稲野キャンパス再編計画について 2. さくら夙川キャンパス新規建設工事入札業者について	8 (1) 人	8 人	1 人
2018 年 10 月 23 日	1. いたみ稲野キャンパス敷地売却について 2. さくら夙川キャンパス新棟建設業者選定について 3. さくら夙川キャンパス隣地購入について	8 (1) 人	8 人	1 人
2018 年 12 月 25 日	1. 平成 30 年度補正予算について 2. 大手前短期大学新学科設置認可申請について 3. 大手前短期大学新学科設置に伴う寄附行為変更認可申請について 4. 大学・短期大学学生キャンパス移転について 5. 大手前短期大学学科長規程改正について 6. 人事制度改革について	8 人	8 人	2 人

大手前短期大学

2019 年 2 月 22 日	1. 大手前短期大学学科長改選について 2. 大手前栄養製菓学院専門学校学院長改選について 3. 大手前栄養製菓学院専門学校副学院長改選について 4. 大手前大学国際看護研究所設置について 5. いたみ稲野キャンパス敷地売却先について	8 人	8 人	2 人
2019 年 3 月 18 日	1. 任期満了に伴う理事改選について 2. 任期満了に伴う評議員改選について 3. 学園中長期経営計画の見直しについて 4. 2019 年度（平成 31 年度）事業計画について 5. 2019 年度（平成 31 年度）予算について 6. 学生寮購入について	8（1）人	8 人	2 人

平成 31（2019）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容	出席者数 (内委任状)	定員	監事
2019 年 5 月 20 日	1. 2018 年度事業報告について 2. 2018 年度決算について 3. 2018 年度監査報告について 4. 借入金について 5. さくら夙川キャンパス隣地購入について 6. 2019 年度補正予算について 7. 大手前栄養製菓学院専門学校学則改正について	8（2）人	8 人	2 人
2019 年 7 月 26 日	1. 大手前栄養製菓学院専門学校名称変更及び製菓学科廃止に係る学則改正について 2. 大阪大手前キャンパス将来構想について 3. 大手前大学メディア・芸術学部改組について 4. 大手前大学既存 3 学部将来構想について 5. 給与規程改正について	8（2）人	8 人	1 人
2019 年 11 月 1 日	1. 役員報酬等に関する規程制定について 2. 大手前栄養製菓学院専門学校名称変更に伴う寄附行為変更について 3. 大手前短期大学学科主任規程制定について 4. 大手前大学学長改選について 5. 大手前大学副学長改選について 6. 大手前大学学部長改選について 7. 大手前大学学科主任改選について	8（1）人	8 人	1 人
2019 年 12 月 23 日	1. 2019 年度補正予算について 2. 私立学校法改正に伴う寄附行為変更について 3. 同一労働同一賃金に伴う関連規程改正について 4. さくら夙川キャンパス寄附物件受領について 5. 大阪大手前キャンパス改修工事について 6. 大手前短期大学歯科衛生学科主任任用について	8（1）人	8 人	2 人

大手前短期大学

2020 年 3 月 25 日	1. 監事の辞任と後任監事の選任について 2. 任期満了に伴う理事改選について 3. 任期満了に伴う評議員改選について 4. 学園中長期計画の策定について 5. 2020 年度事業計画について 6. 2020 年度予算について 7. 理事長の役員報酬額について	8 (2) 人	8 人	1 人
-----------------	--	---------	-----	-----

理事は、私立学校法（第 38 条）及び「寄附行為」（第 5 条、第 7 条）の定めにより、現在総数 8 人で理事会を構成している。内訳は、大学学長及び短期大学学長各 1 人、評議員のうちから評議員会で選任した者 3 人、学園に関係ある学識経験者のうちから理事会で選任した者 3 人とバランスよく構成されている。外部理事が過半を占めていることもあり、学園の健全な発展について充実した審議がなされている。また、現在欠員は生じておらず、さらに不適格者に関する学校教育法（第 9 条）の規定を「寄附行為」（第 11 条第 2 項）に準用しているが、該当する者はいない。

本学園では、「寄附行為」（第 18 条）（業務の決定の委任）に基づき、「理事会業務委任規程」（備付-規程集3）を制定して、理事会の業務執行権限のうち重要事項以外の一定の事項について理事長に業務遂行を委任し、迅速な戦略的意思決定ができる仕組みを構築している。理事長はその諮問機関として常勤理事 3 人で構成する常任理事会（備付-規程集4）を設置し、8 月を除き原則毎月開催している（常任理事会の開催状況は表Ⅳ-2 を参照）。理事長は常任理事会における意見を踏まえた上で職務を執行することとしている。常任理事会には常勤理事のほか、一部の非常勤理事、監事及び評議員、法人本部財務部長及び総務部長、事務局長などが陪席して情報を共有化しており、業務運営における円滑な意思疎通をはかっている。

表Ⅳ－2 過去 3 年間の常任理事会開催状況

平成 29（2017）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容
2017 年 4 月 27 日	1. 平成 30 年度入試指定校の選定について 2. 給与規程（別表 1）の改正について 3. 職員人事について 4. 賞罰委員会の答申について
2017 年 5 月 17 日	1. 学園創立 75 周年に向けたロードマップについて 2. 平成 30 年度入試の変更について 3. 平成 29 年度夏季賞与支給月数について 4. 財務比率の報告について 5. 学園創立 70 周年募金について
2017 年 6 月 30 日	1. 大学新学部の学費案について 2. 平成 30 年度入試提携校の入学特別措置について 3. 平成 29 年度教職員昇給テーブルについて 4. 任期付教員任期満了者について 5. 職員人事異動について 6. 無期労働非常勤講師に関する規程の制定について 7. 各種規程の改正について

大手前短期大学

2017 年 7 月 19 日	1. 大学新学部の学費最終案について 2. 各種規程の改正について 3. 経費削減目標について 4. 人事政策検討 WG の検討事項について
2017 年 9 月 26 日	1. 大手前学園奨学金の学力基準変更について 2. 任期付教員の任用について 3. 教職員人事について 4. 学園創立 75 周年に向けての中期計画の状況について
2017 年 10 月 20 日	1. 給与規程（別表 2）の改正について 2. 入試提携校の追加について 3. 平成 29 年度冬季賞与支給月数について 4. 学生募集状況について
2017 年 11 月 24 日	1. 任期付教員・客員教員の任用について 2. 教員の退職について 3. 学園創立 75 周年に向けての中期計画の状況について 4. 学生募集状況について 5. 退学者・除籍者の状況について
2017 年 12 月 14 日	1. 教員の昇任について 2. 教職員人事異動について 3. 新年の会開催について 4. 学生募集状況について 5. 就職状況について
2018 年 1 月 22 日	1. 専任教員・客員教員の任用について 2. 役職付教員の任用について 3. 卒業式について 4. 学生募集状況について
2018 年 2 月 21 日	1. 大手前大学国際看護学部教務主任規程の制定について 2. 沖縄県の入試特別強化地域継続について 3. 各種規程の改正について 4. 学生募集状況について 5. 名誉教授称号の授与について
2018 年 3 月 19 日	1. 功労金の支給について 2. 【大学】入学奨学金の見直しについて 3. 各種規程の改正について 4. 課外活動特待生の継続認定について 5. 教職員褒賞者の選出について

大手前短期大学

平成 30（2018）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容
2018 年 4 月 25 日	1. 稟議規程（別紙 2）の改正について 2. 大学国際看護学部留学支援奨学金規程内規の制定について 3. 教職員人事について 4. 学生募集最終報告について
2018 年 5 月 16 日	1. 【大学・短大】指定校選定について 2. 大学国際看護学部入試特別奨学金について 3. 平成 30 年度夏季賞与支給月数について 4. 沖縄県における学生募集活動について 5. 過去 2 年間の志願者実人数について
2018 年 6 月 20 日	1. 【大学・短大】平成 31 年度入試における留学生を対象とした入試提携校の入試減免措置について 2. 平成 31 年度大学国際看護学部指定校の選定について 3. 転部規則の運用について 4. 各種規程の改正について 5. 教員人事異動について 6. 平成 30 年度教職員昇給テーブルについて
2018 年 7 月 24 日	1. 豪雨により被災した受験生等への配慮について 2. 定年到達者について 3. 職員人事異動について 4. 人事改革 WG の設置について
2018 年 8 月 31 日	1. 【大学・短大】平成 31 年度入試提携校追加について 2. 大学国際看護学部の指定校について 3. 大学国際看護学部設置認可申請の結果報告について
2018 年 9 月 13 日	1. 事務組織規程の改正について 2. 任期付教員の採用について 3. 教職員人事異動について 4. 学費未納状況について
2018 年 10 月 22 日	1. 【大学・短大】入試特別奨学金規程の改正について 2. 【大学】2019 年度一般入試チャレンジ校制度対象校について 3. 2018 年度冬季賞与支給月数について 4. 2018 年度オープンキャンパス実施状況について
2018 年 11 月 21 日	1. 大学国際看護学部教員について 2. 大学副学長の役割分担について 3. 教職員人事異動について 4. 学生募集状況について 5. 退学者・除籍者の状況について

大手前短期大学

2018 年 12 月 19 日	1. 人事制度改革について 2. 任期付教員の任用について 3. 新中長期計画の策定について 4. 学生募集状況について
2019 年 1 月 25 日	1. 教職員人事異動について 2. 役職付教員の任用について 3. 特別講演会の実施について 4. 学生募集状況について
2019 年 2 月 22 日	1. 国際看護研究所規程の制定について 2. 各種規程の改正について 3. 役職付教員の任用について 4. ゴルフ部特待生の認定について 5. 学生募集状況について 6. 名誉教授称号の授与について
2019 年 3 月 13 日	1. 功労金の支給について 2. 入試特別奨学金予測について 3. 事務組織規程の改正について 4. 募金の状況について 5. 教職員褒賞者の選出について

平成 31（2019）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容
2019 年 4 月 26 日	1. 職員資格等級制度の改正について 2. 短期大学新学科協定校の入学検定料について 3. 給与規程の改正について 4. 教職員人事について 5. 学生募集状況について
2019 年 5 月 18 日	1. 役職手当の見直しについて 2. 事務組織規程の改正について 3. 2019 年度夏季賞与支給月数について 4. 短期大学第三者評価受審について 5. 【大学・短大】入試特別奨学金の状況について
2019 年 6 月 19 日	1. 【大学・短大】入試提携対象校の選定と減免措置について 2. 2019 年度教職員昇給テーブルについて 3. 2019 年度賞与における評価反映係数について 4. 教育研究経費及び管理経費等の小項目他校比較について 5. 国際看護学部開設記念講演会の実施報告について
2019 年 7 月 23 日	1. 教職員評価基準の一部見直しについて 2. 給与規程の改正について 3. 短期大学新学科入試制度について

大手前短期大学

	4. 任期付教員の任期満了者について 5. 功労金の支給について
2019 年 9 月 24 日	1. 資格等級制度運用基準について 2. 大学（通信教育課程）の学費改定について 3. 教職員人事異動について 4. 学園創立 75 周年記念募金について 5. 短期大学歯科衛生学科開設記念講演会について
2019 年 10 月 25 日	1. 私立学校法改正の概要について 2. 役員報酬等の支給基準の制定について 3. 大手前短期大学学科主任規程の制定について 4. 教員人事について 5. 大学副学長の役割分担について 6. 大学（通信教育課程）学士取得特別支援制度について 7. 高等教育の修学支援新制度について
2019 年 11 月 25 日	1. 職員選択定年制度規程の制定について 2. 早期退職優遇制度の期間限定運用について 3. 高等教育の修学支援新制度の授業料対応について 4. ゴルフ部特待生の認定について 5. 学生募集状況について
2019 年 12 月 18 日	1. 働き方改革関連法の改正に伴う同一労働同一賃金への対応について 2. 学園内進学者（通信教育課程）の入学金免除について 3. 新中長期計画 WG の状況報告について 4. 【大学・短大】奨学金受給者の入学後の状況について 5. 科学研究費の状況について
2020 年 1 月 27 日	1. 教職員人事異動について 2. 役職付教員の任用について 3. 学園創立 75 周年記念募金の状況について 4. 学生募集状況について
2020 年 2 月 19 日	1. 役員賠償責任限定契約について 2. 各種規程の改正について 3. 大学副学長の役割分担について 4. 【大学・短大】新型コロナウイルス感染症における学生対応について 5. 教職員人事異動について 6. 学生募集状況について
2020 年 3 月 23 日	1. 功労金の支給について 2. 各種規程の改正について 3. 【大学・短大】学園内再受験における入学金について 4. 学術顧問の再任について

	5. 課外活動特待生の継続・変更認定について 6. 募金の状況について 7. 教職員褒賞者の選出について
--	--

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップのもと、理事会や常任理事会及び教学運営評議会などが適切に運用されており、特に問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

ここ数年、継続して取り組む設置校での新学部、新学科の開設やキャンパス統合計画などは、いずれも、理事長のリーダーシップのもとで決定され、逐次実行に移している。理事会・常任理事会とも、適切に運営され、有益な助言を加えつつ決定過程に関与している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 5 教学運営の基本方針（3つのポリシー）[令和元(2019)年度]、6 大手前短期大学学則 [令和元(2019)年度] https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2019_gakusoku_tandai.pdf

備付資料 33 大手前短期大学教学運営評議会議事要録 [平成 29 (2017) 年度～令和元(2019) 年度]、34 大手前短期大学教授会議事要録 [平成 29(2017) 年度～令和元(2019) 年度]、139 大手前短期大学学則 [令和 2 (2020) 年度] https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2020_gakusoku_tandai.pdf、141 学長の個人調書、142 教育研究業績書

備付資料-規程集 18 大手前短期大学自己点検・評価委員会規程、23 大手前短期大学入学試験委員会規程、24 大手前短期大学FD 委員会規程、25 大手前短期大学教務委員会規程、26 大手前短期大学就職委員会規程、27 大手前短期大学編入学委員会規程、28 人事委員会規程、29 図書館委員会規程、30 大手前学園学生委員会規程、31 社会連携委員会規程、32 論集委員会規程、33 大手前大学・大手前短期大学 Web サイト運営委員会規程、34 リポジトリ推進委員会規程、35 大手前大学国際交流センター規程、61 学長及び副学長に関する規程、63 大手前短期大学教授会規程、64 教学運営評議会規程、80 大手前短期大学研究倫理委員会規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長（備付-141, 142）は、短期大学の教学運営の最高責任者として、校務をつかさどり、教授会の意見を斟酌して、最終的な判断をおこなっている。また、学園理事を兼務するとともに、業務執行面においても法人本部長を兼務し、短期大学のみならず学園全体の運営の中枢を担っている。

「建学の精神」である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”や「使命」で謳う「実社会に則した実務教養教育」に基づく教学運営を一段と推進すべく、入学後に専門分野を選ぶ「コース自由選択制」の導入を決定した。この「コース自由選択制」では7つのコースから自分の専門分野を選択して学び、加えて他分野の科目を追加して学ぶことで、知識とスキルの幅を広げることを可能としている。数次にわたる教学改革において常に強力なリーダーシップを発揮して先進的な取り組みの導入を決断して、その実行の先頭に立ち、「就職に強い短期大学」を目指すとの目標を定めて、学習成果として進路決定率（就職内定率及び進学率）が常に全国平均をこえるよう求めるなど、本学の教育研究活動全般の向上・充実に努めている。

学生の学修及び学生生活に関して学生に対する懲戒の手続きを定めている。また、本学の学務に関してはそれを統括し、教職員を指揮監督する立場に立つ。

特に、常に時代のニーズに応えるべく教学改革に目を向け、副学長・学科長・事務長など短期大学執行部メンバーで構成される会議体「短大ミーティング」を定期的に行い、その場での議論を踏まえて改革の方向性を学長が打ち出し、教学運営をリードしている。厳しい環境の下での新学科の開設もその一例であり、令和2（2020）年4月には「歯科衛生学科」の開設を控えている。

学長の選任については、「学長及び副学長に関する規程」（備付-規程集 61）に基づいておこなわれており、「教学運営評議会」（備付-33）における推薦、理事会における承認の手続きを経て選任される。

少子化が進み、学校間あるいは学校種別間の競争が激しくなる中で、一方では入学する学生の学力不足や多様化傾向が目立つようになっている。こうした環境下で、本学の進むべき方向を明確に定め、目指す学習成果をしっかりと獲得するためには、教学面でこれまで以上の努力が必要となるが、そうした教学改革を推進する上では、何よりも迅速な意思決定と、短期大学と学園経営陣が緊密に連携し一体となって取り組む体制が求められる。こうした思いから、本学では、学園の最高意思決定機関である「理事会」及び「常任理事会」と、学生の入学、卒業及び課程の修了や学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する「教授会」（備付-34）との間に、学長・副学長・学科長の本学執行部及び図書館長・教務部長・学生部長・アドミッションズオフィス部長・キャリアセンター部長の部局長、事務局長などの構成員に加えて、理事長、法人本部長も陪席者として出席する「教学運営評議会」を設置し、教学に関する重要な制度・規則の制定・改廃、短期大学及び教員の人事、学科及び教育課程、将来計画などについて審議する重要組織として位置づけている。

学長は、「教学運営評議会」及び「教授会」の議長を務め、本学の教育研究活動を推進するためにその運営責任を全うしている。「教学運営評議会」は、「教学運営評議会規程」（備付-規程集 64）に基づき運営され、「C-PLATS®」の育成が学習成果となるよう適切にカリキュラムを編成し、また学内外での諸活動が充実したものとなるように、十分な審議と有効な意思決定がおこなわれている。教学運営の基本方針たる「3つのポリシー」（提出-5）に則った教学運営を展開するため、「教学運営評議会」のもとに自己点検・評価、入学試験、FD、教務、就職、編入学（備付-規程集 18, 23, 24, 25, 26, 27）などの委員会を設け、その活動を総括する上位審議機関として主体的な機能を果たしている。「教学運営評議会」は原則として毎月第2火曜日に定例開催している。令和元（2019）年度の「教学運営評議会」の開催状況については（表IV-3）に示した。

教授会は、教育・研究に関すること、学生の入学・休学・退学などに関すること、成績評価と卒

大手前短期大学

業に関すること、学生の厚生補導に関することなどについての審議機関とする旨、学則（提出-6）に定めて、それぞれの役割を明確にして適切に運営されている。その上で学長が決定をおこなうにあたっては、教授会の意見を聴取しており、学長は教授会が意見を述べる事項を周知している。

表Ⅳ－３ 令和元（2019）年度教学運営評議会の開催状況

回	開催日	主 な 議 事 内 容
1	4 月 16 日	・2019 年度委員会構成メンバーについて ・図書館規程及び図書館利用規程の改正について ・2019 年度新入生オリエンテーション実施報告 ・2019 年度学長特別教育研究費の採択結果報告
2	5 月 14 日	・第3回第三者評価受審について ・全国大学実務教育協会教育課程届出について ・2018 年度卒業生の就職状況について ・高校教員説明会プログラムについて
3	6 月 11 日	・歯科衛生学科の学籍番号（アルファベット）について ・平成30年度大手前短期大学自己点検・評価報告書について ・高等教育の教育費負担軽減方策について ・2019 年度委員会構成メンバーの追加について ・入学試験委員会報告
4	7 月 9 日	・非常勤講師採用について ・自己点検・評価委員会規程の改正について ・2020 年度 時間割作成スケジュール（案）について ・2020 年度 カリキュラム（案）について ・修学支援制度に伴う GPA 状況の公表について ・短期大学新学科生への学園奨学金の運用について
5	9 月 11 日	・学位規程の改正および学位記の様式変更について ・2020 年度必修科目時間割配置について ・教員異動について ・委員会構成メンバーの追加について ・歯科衛生学科 設置認可の報告 ・PS規程、SA規程の改正報告
6	10 月 8 日	・自己点検・評価委員会規程の改正について ・ライフデザイン総合学科 2020 年度新入生オリエンテーション関連行事（第1次案）について ・委員会構成メンバーの変更について ・2020 年度曜日別授業回数一覧（第1次案）について ・（夙川および伊丹キャンパス）気象警報に伴う補講について ・2019 年度春学期授業アンケート web 版回答回収状況報告
7	11 月 12 日	・成績証明書へのGPA記載について ・2020 年度 編入学対策講座の授業化（案）について ・建国大学との協定について ・学生のノートパソコン必携化について ・2020 年度開講科目のシラバスの入力期間・確認修正について ・C-POS実施報告

大手前短期大学

8	12月10日	・教学運営の基本方針（3つのポリシー）の改正について ・ライフデザイン総合学科学習成果の策定について ・転学科に関する規定の整備について ・教務委員会規程の改正（案）について ・「ラ」2020年度「留学生・日本語コース」時間割（案）について ・「ラ」2020年度入学前オリエンテーション次第（案）について ・「歯」2020年度歯科衛生学科入学前および新入生オリエンテーションについて ・「歯」歯科衛生学科授業運営および各種制度等について
9	1月14日	・学則および各種規程の改正（案）について ・転学科に関する規定の整備について ・2020年度曜日別授業回数一覧（原案）について ・「ラ」2021年度入学生用「ステップアップコース」設置について ・「ラ」2020年度入学前オリエンテーションおよび新入生オリエンテーション（案）について ・全国歯科衛生士教育協議会への入会報告
10	2月10日	・学則および各種規程の改正について ・「歯」進級判定に係る手続等について ・「ラ」非常勤講師懇談会（案）について ・「ラ」各種資格課程の変更について ・2020年度新入生オリエンテーション（第2案）について ・学生氏名のローマ字表記について
11	3月10日	・アセスメント・ポリシー改正案について ・歯科衛生学科臨地実習委員会規程の制定について ・2020年度時間割（担当教員変更等）について ・「ラ」2020年度『プレゼンテーション実務士』課程の変更（案）について ・「ラ」2020年度春学期 再入学に係る日程（変更案）について ・「ラ」2020年度 資格取得による単位授与科目および日程について ・「ラ」2020年度 ゼミナール副担任（案）について ・新中期計画についての報告

教授会は、「大手前短期大学教授会規程」（備付-規程集 63）に則り、学長、副学長以下教授・准教授・講師の全専任教員が参加し、関係職員が陪席して、原則として毎月第3火曜日に開催しているが、卒業判定に係ってそれ以外に臨時開催することもある。令和元（2019）年度の教授会の開催状況については（表Ⅳ-4）に示した。また、併設する大手前大学との合同の教授会で審議することは無く、オープンキャンパスや入試日程など双方で関連のある事項についてもそれぞれの教授会にて審議をおこなっている。

表Ⅳ－４ 令和元（2019）年度教授会の開催状況

回	開催日	主 な 議 事 内 容
1	4 月 23 日	・ 学籍異動について ・ 入学試験合否判定の入学試験委員会への委任について ・ 2019 年度大手前学園第 1 種奨励金の支給候補者について ・ 教学運営評議会(4/16)の報告 ・ 2019 年度入試の結果報告及び出願時アンケートについて ・ 就職指導状況について ・ 障がいがある学生の支援について
2	5 月 21 日	・ 2019 年度資格取得における単位授与について ・ 2019 年度短期大学創立60周年記念奨学金候補者について ・ 教学運営評議会(5/14)の報告 ・ 就職指導状況について ・ 2019 年度オリエンテーション 教員アンケート結果報告について ・ 在学生数月報について
3	6 月 18 日	・ 2019 年度大手前学園奨学金(2 年次以上)受給候補者選考について ・ 教学運営評議会(6/11)の報告 ・ 2019 年度ウェブシステムによる授業アンケートの実施について ・ 2019 年度オープンキャンパスの実施報告について ・ 就職指導状況について ・ 在学生数月報について
4	7 月 16 日	・ 2018 年度海外研修参加者の単位授与(案)について ・ 2019 年度資格取得における単位授与(案)について ・ 大手前学園入試特別奨学生・特待生について ・ 2019 年度 9 月卒業予定者における春学期学納金未納者の取扱いについて ・ 就職指導状況について ・ 2019 年度オープンキャンパス実施報告 ・ 留学生の指導について ・ 2019 年度保護者懇談会実施(案)について ・ 教員異動について ・ 学生アンケート集計結果について ・ 学籍異動報告について
5	9 月 3 日	・ 2019 年度春学期大学相互履修科目の評価について ・ 2019 年度卒業判定について
6	9 月 12 日	・ 学籍異動について ・ 2019 年度秋学期科目等履修生に係る判定について ・ 2019 年度大手前学園利子補給奨学生の選定について ・ 歯科衛生学科設置認可報告 ・ 教員異動報告 ・ 「歯科衛生学科」 高校教員説明会プログラムについての報告 ・ 2019 年度保護者懇談会についての報告 ・ 2019 年度第 1 回FD/SDセミナーについての報告
7	10 月 15 日	・ 学籍異動について ・ 2018 年度秋学期インターンシップ単位授与(案)について ・ 2019 年度大手前学園創立 70 周年記念奨学生について

大手前短期大学

		・教員異動報告 ・教学運営評議会（10/8）の報告 ・2019 年度オープンキャンパス実施報告 ・2020 年度入試出願状況報告 ・2019 年度大手前学園奨学金（1 年次）についての報告 ・2019 年度大手前祭についての報告
8	11 月 19 日	・学籍異動について ・2019 年度資格取得における単位授与（案）について ・教員異動報告 ・教学運営評議会（11/12）の報告 ・入試出願状況報告 ・2019 年度図書館利用統計報告 ・地域貢献活動報告会のご案内 ・2020 年度科研費申請状況報告
9	12 月 17 日	・2019 年度海外研修参加者の単位授与について ・教学運営評議会（12/10）の報告 ・2021 年度入試制度等の変更についての報告 ・12 月 31 日大学入試センター試験監督説明会についての報告 ・2019 年度卒業証書・学位記授与式についての報告 ・主に発達に特性のある学生へのご指示方法について（お願い） ・図書館アンケートについての報告
10	1 月 21 日	・2019 年度卒業予定者における秋学期学納金未納者の取扱いについて ・歯科衛生学科の「学生教育研究災害傷害保険」について ・教員異動報告 ・教員評価基準の一部見直しについての報告 ・教学運営評議会（1/14）の報告 ・在学生数月報報告 ・2019 年度「ゼミナール全体発表会」についての報告 ・第 2 回FD/SDセミナーについて（ご案内）の報告 ・2020 年度OCC関連講座についての報告
11	2 月 18 日	・2019 年度資格取得における単位授与（案）について ・2019 年度インターンシップ単位授与（案）について ・2019 年度社会貢献活動における単位授与（案）について ・2019 年度大手前学園奨励金（第二種）受給候補者および学生功労賞候補者の選定について ・教学運営評議会（2/10）の報告 ・学籍異動 ・新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生への対応について
12	2 月 26 日	・2019 年度秋学期大学相互履修科目の評価について ・2019 年度資格取得における単位授与（案）について ・2019 年度卒業判定について ・卒業式における各賞表彰者について ・2019 年度卒業要件充足者における学費未納者一覧報告 ・2019 年度卒業判定（再受験）等日程についての報告
13	3 月 17 日	・2019 年度大学相互履修科目（WS）の評価について ・2019 年度卒業判定（再受験等結果等）について ・学籍異動について

	・2020 年度入試特別奨学生資格の継続について ・2020 年度英語特待生資格の採用および継続について ・教学運営評議会（3/10）の報告 ・大手前短期大学からの学園内編入推薦基準変更（案）についての報告 ・海外危機管理マニュアルについての報告
--	---

「教学運営評議会」の事務局は教学運営室が、教授会の事務局は教務課がそれぞれ担当し、各議事録はウェブ上の学園掲示板に掲載して公開の上、保存している。

「教学運営評議会」での議事内容は遅滞なく、次週に開催される「教授会」に報告・共有されており、それぞれが学習成果及び3つのポリシーに対する認識を共有している。

なお、委員会のうち、人事、図書館、学生、社会連携、論集、Webサイト運営、国際交流センター運営、研究倫理などの委員会（備付-規程集 28, 29, 30, 31, 32, 33, 35, 80）については、所管事項が短期大学と大学の双方にわたり、共通して取り扱うのに適した内容が多いため、大手前大学との合同委員会として組織されている。個々の委員会については委員会構成一覧表にて教授会で報告されている。

合同委員会では大学や短期大学双方の学生に直接的に関わる内容について、各校の委員が一同に会して審議や報告をおこなうことでコンセンサスがとれている。例えば海外研修などは双方の学生が同じプログラムで研修することから、国際交流センター運営委員会が開催され、齟齬がないように実施している。また、学生委員会では合同委員会として共通テーマを審議・報告する一方、各校独自の問題などは、小委員会をそれぞれ開催して審議・報告している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

本学では、教学部門の重要事項を審議する独自の「教学運営評議会」を設置している。教授会と役割分担する中で、学校法人と連携して迅速な意思決定をおこなっている。学長は両機関の議長としてリーダーシップを十分に発揮しており、現状特に問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

今後 18 歳人口の減少や大学進学希望者増に反して短期大学への進学希望離れの結果、本学においても入学定員割れが大きな課題となっていた。そういう状況の中、市場のニーズやいわゆる偏差値レベルの向上を目指して、新学科開設の方針を打ち立てた。令和 2（2020）年 4 月に開設する新学科「歯科衛生学科」の設置構想から認可申請においては、外部環境等の情報収集、教員組織やカリキュラム検討など、学長自らの決断という一貫したリーダーシップをもって開設に至った。（備付-139）

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 44 寄附行為 [令和元(2019)年度]

備付資料 131 学校法人大手前学園「学園データ・情報公開」ウェブサイト <http://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、137 理事会議事録 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、138 寄附行為 [令和 2 (2020)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/common/files/about/donation.pdf>、143 監事の監査状況 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、144 評議員会議事録 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]、145 大手前短期大学ウェブサイト「情報公開」<http://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/>

備付資料-規程集 12 財務情報の公開に関する規程

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、内部監査を担当する監査室と連携をとりながら、業務及び財産の状況について監査（備付-143）している。年 5 回（令和元（2019）年度）ほど開催される理事会（備付-137）・評議員会（備付-144）に都度出席をし、外部の第三者の視点・見地からの意見を述べている。監査法人による決算監査が終了した後は、監査法人と理事長・監事とのミーティングの場を設けて、監査法人と学園トップとのコミュニケーションを図っている。毎会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

「寄附行為」（提出-44）において「評議員会は、13 人～17 人の評議員をもって組織する。」（第 20 条）と定められており、現状は、理事総数 8 人に対して、評議員総数は 17 人（内訳は、学園教職員から選任された者 4 人、設置校の卒業生から選任された者 4 人、理事長、設置校の学長・学院長から選任された者 3 人、学園に関係のある学識経験者 6 人）であり、評議員会は理事定数の 2 倍をこえる評議員で組織されている。評議員会への出席状況も特に問題はない。

私立学校法第 42 条の規定を受け、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、「寄附行為」の変更、合併など、「寄附行為」第 21 条に定められた事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められており、実際の運営においても事前に諮問している。評議員会はその他の学園運営に関わる事項についても意見を求められ、あるいは学園の動向について報告がなされるなど、法令の規定に従って適切に運営されている。（評議員会の開催状況は（表Ⅳ-5）を参照）（備付-144）

表Ⅳ－５ 過去３年間の評議員会開催状況

平成 29（2017）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容	出席者数 (内委任状)	定員	監事
2017 年 5 月 23 日	1. 平成 29 年度予算について 2. 阪急不動産株式会社との業務委託契約について	17 人	17 人	2 人
2017 年 5 月 23 日	1. 平成 28 年度事業報告について 2. 平成 28 年度決算について 3. 平成 28 年度監査報告について	17 人	17 人	2 人
2017 年 10 月 24 日	1. 給与規程（別表 2）改正について	17 (1) 人	17 人	1 人
2017 年 12 月 18 日	1. 平成 29 年度補正予算について 2. 大手前大学国際看護学部看護学科設置認可申請について 3. 大手前大学国際看護学部看護学科設置に伴う寄附行為変更認可申請について	17 (2) 人	17 人	2 人
2018 年 3 月 23 日	1. 任期満了理事改選について 2. 執行役員選任について 3. 学園中期経営計画の見直しについて 4. 平成 30 年度事業計画について 5. 平成 30 年度予算について	17 (2) 人	17 人	2 人
2018 年 3 月 23 日	1. 理事長改選について 2. 任期満了評議員改選について	17 (2) 人	17 人	2 人

大手前短期大学

平成 30（2018）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容	出席者数 (内委任状)	定員	監事
2018 年 5 月 21 日	1. 平成 30 年度予算について 2. さくら夙川キャンパス整備計画について	17（2）人	17 人	2 人
2018 年 5 月 21 日	1. 平成 29 年度事業報告について 2. 平成 29 年度決算について 3. 平成 29 年度監査報告について	17（2）人	17 人	2 人
2018 年 10 月 23 日	1. いたみ稲野キャンパス敷地売却について 2. さくら夙川キャンパス新棟建設業者選定について 3. さくら夙川キャンパス隣地購入について	17（2）人	17 人	1 人
2018 年 12 月 25 日	1. 平成 30 年度補正予算について 2. 大手前短期大学新学科設置認可申請について 3. 大手前短期大学新学科設置に伴う寄附行為変更認可申請について 4. 大学・短期大学学生キャンパス移転について 5. 大手前短期大学学科長規程改正について 6. 人事制度改革について	17 人	17 人	2 人
2019 年 3 月 18 日	1. 任期満了に伴う理事改選について 2. 学園中期経営計画の見直しについて 3. 2019 年度（平成 31 年度）事業計画について 4. 2019 年度（平成 31 年度）予算について 5. 学生寮購入について	17（2）人	17 人	2 人
2019 年 3 月 18 日	1. 任期満了に伴う評議員改選について	17（2）人	17 人	2 人

令和元（2019）年度

開催年月日	主 な 議 事 内 容	出席者数 (内委任状)	定員	監事
2019 年 5 月 20 日	1. 借入金について 2. さくら夙川キャンパス隣地購入について 3. 2019 年度補正予算について 4. 大手前栄養製菓学院専門学校学則改正について	17（3）人	17 人	1 人
2019 年 5 月 20 日	1. 2018 年度事業報告について 2. 2018 年度決算について 3. 2018 年度監査報告について	17（3）人	17 人	2 人
2019 年 11 月 1 日	1. 役員報酬等に関する規程制定について 2. 大手前栄養製菓学院専門学校名称変更に伴う寄附行為変更について 3. 大手前短期大学学科主任規程制定について 4. 大手前大学学長改選について 5. 大手前大学副学長改選について 6. 大手前大学学部長改選について	17（6）人	17 人	1 人

大手前短期大学

	7. 大手前大学学科主任改選について			
2019 年 12 月 23 日	1. 2019 年度補正予算について 2. 私立学校法改正に伴う寄附行為変更について 3. 同一労働同一賃金に伴う関連規程改正について 4. さくら夙川キャンパス寄附物件受領について 5. 大阪大手前キャンパス改修工事について 6. 大手前短期大学歯科衛生学科主任任用について	17 (3) 人	17 人	1 人
2020 年 3 月 25 日	1. 監事の辞任と後任監事の選任について 2. 任期満了に伴う評議員改選について 3. 学園中長期計画の策定について 4. 2020 年度事業計画について 5. 2020 年度予算について 6. 理事長の役員報酬額について	16 (4) 人	17 人	1 人

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学ウェブサイトにおいて「情報公開」ページ（備付-145）を設け、「情報公表」として「学校教育法施行規則第 172 条の 2」に規定する各情報について、大学の教育研究上の目的に関すること（第 1 号関係）、教育研究上の基本組織に関すること（第 2 号関係）、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること（第 3 号関係）、（1）入学者に関する受入方針及び（2）入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、（3）卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（第 4 号関係）、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（第 5 号関係）、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（第 6 号関係）、校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（第 7 号関係）、授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること（第 8 号関係）、大学がおこなう学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること（第 9 号関係）、その他の「教育情報」として「学生数・卒業者数・修了者数・進学者数・就職者数等」「教育条件・教育内容等について」「授業アンケート集計結果」「学習・学生生活アンケート集計結果」について、及び公的研究費の取り扱いについて、「学校法人大手前学園における公的研究費の管理・監査のガイドライン及び研究活動に係る不正行為への対応及び相談・通報窓口」をはじめ公的研究費に係る様々な規定やガイドライン、不正防止計画等を公表している。

「事業報告・財務情報」については、学園のウェブサイトの当該ページにリンクし公開しており、学園のウェブサイトには、「寄附行為」及び、直近 3 か年の事業報告書、ならびに“決算報告関連情報”として「学校法人の会計について」「学校法人会計決算の科目説明について」「決算概要」「収支計算書・貸借対照表・財産目録」「監事監査報告書」「独立監査人の監査報告書」を公表している（備付-131）。また、財務情報の開示請求があった場合には「財務情報の公開に関する規程」（備付-規程集 12）に基づき、所定の手続きを経たものに対して、「財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書」を閲覧することとしている。

なお、今般の令和 2（2020）年 4 月に改正される私立学校法に対応すべく、「寄附行為」（備付-138）「役員名簿」「役員報酬基準」については、学園のウェブサイト公開し、また閲覧請求があった場合は同上の手続により閲覧できるようにしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

短期大学の管理運営は学園との一体化が重要であり、管理運営部門と教学部門の相互チェック体制は整備されている。ただし、監事は2名いるが、ともに非常勤監事であり、日常の業務監査については監査室に委ねざるをえない。学園における監事の役割が今後ますます重要視されることから、将来に向けて常勤の監事をおくことを検討していきたい。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長のリーダーシップのもと、「理事会」や「常任理事会」及び「教学運営評議会」などが適切に運用されており、学園経営と教学運営の間に迅速な意思決定ならびに円滑な業務運営が引き続き進められている。

また、学園運営は3～4年ごとの中期計画に則って着実に実行されているが、令和2（2020）年度以降については新たに学園創立80周年に向けた6か年の中長期計画を立案することとなった。計画策定にあたっては若手教職員によるワーキンググループを設置し策定作業を進め、ワーキンググループから提案された内容をブラッシュアップして新中長期計画を完成させた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

なし

大手前短期大学 令和2年度 自己点検・評価報告書 正誤表

訂正箇所	誤	正
[テーマ 基準Ⅲ-D財的資源] p. 95 3行目 教育研究経費 令和元（2019）年度の％	37.9％	34.4％
[テーマ 基準Ⅲ-D財的資源] p. 95 3行目 教育研究経費 過去3年間の％	約38％	約37％
[テーマ 基準Ⅲ-D財的資源] p. 95 表Ⅲ-9 短期大学 令和元（2019）年度の％	37.9％	34.4％
[テーマ 基準Ⅲ-D財的資源] p. 95 表Ⅲ-9 学園全体 令和元（2019）年度の％	34.4％	37.9％